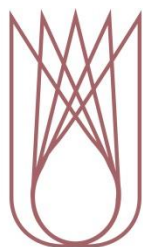


上田女子短期大学

令和3年度

学校法人北野学園

上田女子短期大学
自己点検・評価報告書



UEDA

Women's Junior College

令和4年6月

はじめに

令和3年度「自己点検・評価報告書」を作成したので茲に開示する。

例年、その年度を振り返り、過去からの経緯、未来の在り方への展望を見据えながら、本学の現況、年度中に達成できたこと、未達で次年度以降に繰り延べたことなどを総括する訳であるが、その為には学園の全部処からの hearing は固より、学内外の stakeholders からの意見聴取なども含まれ、膨大な作業となる。取り分け、今回に就いては、令和4年に第三者評価を控えているために通常よりも早期に纏める必要があった。そのことを肅々と遂行した関係各位、取り分け本学 ALO 委員会の委員各位にまずは感謝の念を表したい。

上田女子短期大学は「敬愛・勤勉・聡明」を建学の理念として、それを女子の高等教育に於いて実践、実現することを教学の第一義として活動してきた。即ち、教学の場として女子学生に充実した学問と教育を提供し、のみならず学生が不羈独立と共に他者との共存を両立できる社会人としての資質を涵養することが使命の一である一方、地域の研究機関として多彩な分野で研究実績を積み上げ、社会に貢献することも並立する重要使命として不断に取り組んできた。特に、近時は短大の *raison d'être* に関する議論も少なくない中で、本学は本学ならではの存在意義を発揮し、とかく専門学校と4年制大学の狭間に埋没しかねない状況下、2年制大学として専門知識、技能だけに偏らず教養を併せ持つ学生の養成と、片や高等教育研究機関ならではの研究活動を並立させながら活動してきたという自負がある。その謂で後述する大学改革室を立ち上げ、改めて改革に乗り出して本年はその2年目に当たる。その進捗状況に就いても本編の該当箇所ですべて詳述したい。

又、本年度はコロナ禍が我が国を襲って2年目の年度となった。前年度に学年開始直後に1ヶ月の休校を余儀なくされたが、再開後は遠隔授業などを取り入れつつも比較的早期に授業は対面式に復帰することができた。とは言え大学の活動はそれに留まるものではなく、数々の行事が中止、延期などを強いられ、取り分け学生が主体として運営する活動も中止乃至規模縮小をせざるを得なかった。学業の面では実習なども様々な制約を受けての実行となったが、学生諸姉、教職員が協力して、制約を最小限に留められたことに就いても各位に感謝したい。1年目の経験から学習効果を着実にあげていることは心強い。

大学改革に就いては、茲許、巻頭言に於いても付言しておきたい。改革の柱は幾つかあるが、主要な柱として、まず「2+2+ α 」プランがある。すなわち、短大在学期間の2年+卒業後の2年を地域の企業・施設などと連携して所謂 OJT のサポートを本学として行うこと、そして最後の α は生涯に亘るリカレント教育を含めた教養・専門領域に亘る生涯教育の担い手になることをめざすものである。目下、地域企業や上田市、長野県を始め自治体との間に理解を得るべく活動中である。

上田女子短期大学

もう一つの柱である「デザインの学び」に就いては、当初「アート&デザイン」を旗印に本学の共通教育に盛り込むこととしてスタートしたが、後者の表現では兎角、芸術表現として絵やデザインの技術向上が最終目的と受け止められかねないとの懸念から、改変したものである。即ち、当該目標の要点は、本来、人には須く表現欲があり、自身を含めて表現したいという意欲を発揮する場を学生たちに提供すること、表現するためには「よく観察すること」が前提であり、それを夫々の手法或いは持ち味で表現すること、そのためには持てる資源の配分、配付、時間的な要素を加味した段取りなどが要求される。そして、その道程は、芸術表現だけに留まらず、学業の進め方、プロジェクトを仕上げる手法、延いては夫々の生き方、人生にも通底するとの考え方の下に、「デザインの学び」に云わば改名し、その概念をカリキュラムに織り込むことにしたという経緯がある。それを具現化するべく、本年は、FD、SD活動にもそれを取り込み、また、共通教育に関連科目を導入すること、それを担当する教員の採用、実施の先駆けとして学生が「和菓子プロジェクト」を立ち上げるなど、本格稼働に向けて着手を開始した。この成果が、現れるには相応の期間を必要とすると考えるが、早急な成果を求めて却って矮小なものにする考えはなく、じっくりと育てていきたいと考えている。傍ら、或るプロジェクトを立ち上げれば、その関連する人間の多さに意を馳せること、仮令失敗、挫折してもその経緯で不足していた要素など、学生がそのことから学ぶことは数多ある筈で、それは卒業後、様々な面、場で応用が利くものであることを確信しており、全学的に推進していく所存である。

上述した様に、自己点検で、或る期間の活動を総括し、本学の特徴、強み、弱みを確認する作業は膨大な労力を必要とする。コロナ禍で様々な制約ある中で、この作業に協力してくれた全教職員、そして短期間で取纏めを完了した AL0 委員の各位には改めて深甚の敬意と感謝を申し上げたい。その労力に応え、報いるには、この報告で指摘されたことを真摯に受け止め、本学の活動の改善、向上に積極的に活かしていくこと、それに尽きることを再言して結語としたい。

令和4年6月23日

理事長・学長 小池明

令和 4 年度 認証評価

上田女子短期大学 自己点検・評価報告書

令和 4 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	14
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	16
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	16
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	21
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	30
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	35
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	35
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	54
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	78
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	78
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	87
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	93
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	96
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	104
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	104
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	107
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	112
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、上田女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 4 年 6 月 23 日

理事長

小池 明

学長

小池 明

ALO

大橋 敦夫

1. 自己点検・評価の基礎資料

様式 4—自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

昭和 42 年 3 月 25 日	本州女子短期大学幼児教育科認可（定員 100 人）
昭和 42 年 3 月 25 日	幼稚園教諭免許状授与課程認定
昭和 42 年 4 月 1 日	学校法人本州大学本州女子短期大学開学
昭和 43 年 2 月 21 日	厚生省から保母養成校指定認可
昭和 48 年 3 月 28 日	学校法人上田女子短期大学設置認可（定員 100 人） 理事長 北野次登、学長 鈴木鳴海
昭和 53 年 2 月 22 日	上田女子短期大学附属幼稚園設置認可
昭和 53 年 4 月 1 日	上田女子短期大学附属幼稚園開園
昭和 62 年 12 月 1 日	法人名を学校法人北野学園に変更
平成 27 年 4 月 1 日	名誉理事長に北野次登、理事長に小池明就任

<短期大学の沿革>

昭和 46 年 3 月 31 日	本州女子短期大学「紀要」第 1 号発刊
昭和 48 年 4 月 1 日	本州大学本州女子短期大学を引き継ぐ 上田女子短期大学開学（定員 100 人）
昭和 49 年 3 月 31 日	名称変更 上田女子短期大学「紀要」第 2 号刊行
昭和 49 年 4 月 1 日	校歌制定（吉川静夫作詞、吉田正作曲）
昭和 49 年 9 月 30 日	体育館完成
昭和 50 年 4 月 1 日	児童文化研究所設置
昭和 51 年 2 月 12 日	幼児教育科入学定員変更認可（100 人→150 人）
昭和 52 年 3 月 31 日	ロッカールーム完成、正門・玄関前ロータリー整備
昭和 52 年 4 月 1 日	研究生制度の開設
昭和 54 年 3 月 31 日	上田女子短期大学 児童文化研究所「所報」第 1 号発刊
昭和 55 年 1 月 24 日	附属図書館独立棟完成・開館
昭和 58 年 1 月 17 日	国文科設置認可（定員 80 人）
昭和 58 年 2 月 8 日	中学校教諭二種免許状（国語）課程認定
昭和 58 年 4 月 1 日	国文科設置（定員 80 人）
昭和 59 年 7 月 12 日	国語国文学会設立
昭和 60 年 3 月 31 日	上田女子短期大学 国語国文学会「学海」第 1 号発刊
昭和 60 年 4 月 1 日	学長に西尾光一就任
昭和 60 年 4 月 10 日	第 1 回中国特別研究生受入れ（2 名）
昭和 61 年 1 月 13 日	校舎（本館）の増改築、学生ホール増築
昭和 61 年 3 月 5 日	学生寮（紫苑寮）完成
昭和 62 年 4 月 1 日	図書館司書・図書館司書教諭養成課程の開設

上田女子短期大学

昭和 62 年 4 月 1 日	コース制導入実施
平成 1 年 4 月 1 日	北野奨学金基金設立
平成 5 年 4 月 1 日	学長に京極興一就任
平成 7 年 5 月 31 日	北野講堂、研究棟、学生ラウンジ完成
平成 9 年 4 月 20 日	附属図書館増改築
平成 9 年 11 月 4 日	上田女子短期大学創立 25 周年記念式典
平成 13 年 4 月 1 日	学長に松田幸子就任
平成 14 年 3 月 31 日	校舎（本館）の耐震工事完了、学生ホール増築
平成 14 年 4 月 1 日	学科名称変更（幼児教育科→幼児教育学科、国文科→日本文化学科）
平成 14 年 4 月 1 日	国語国文学会廃止
平成 14 年 4 月 1 日	訪問介護員 2 級課程開設
平成 14 年 5 月 31 日	階段教室棟（森の教室）完成
平成 14 年 7 月 1 日	観光文化研究所開設
平成 15 年 3 月 10 日	ハワイ州立大学との短期留学制度提携
平成 15 年 3 月 31 日	上田女子短期大学 観光文化研究所「所報」第 1 号発刊
平成 15 年 5 月 30 日	上田女子短期大学創立 30 周年記念式典
平成 16 年 1 月 7 日	総合文化学科が地域総合科学科として適格認定
平成 16 年 3 月 31 日	上田女子短期大学 幼児教育学科「保育者養成年報」第 1 号発刊
平成 16 年 4 月 1 日	学科名称変更（日本文化学科→総合文化学科）
平成 17 年 3 月 9 日	学生寮（紫苑寮）増改築
平成 17 年 3 月 25 日	上田市と包括連携協定締結
平成 17 年 9 月 30 日	茶室（信養庵）完成
平成 19 年 9 月 30 日	総合文化学科が地域総合科学科達成度評価にて適格認定
平成 21 年 3 月 1 日	(財)短期大学基準協会による第三者評価にて適格認定
平成 21 年 8 月 26 日	グアム大学との短期研修制度提携
平成 21 年 9 月 10 日	戦略的大学連携支援プログラム共同実施に関する協定締結 (信州大学・長野市・上田市)
平成 22 年 4 月 1 日	学長に小池明就任
平成 24 年 2 月 14 日	長野県丸子修学館高等学校と教育協力協定締結
平成 25 年 10 月 1 日	地域連携センター開設
平成 25 年 10 月 26 日	上田女子短期大学創立 40 周年記念式典
平成 26 年 4 月 1 日	観光文化研究所を総合文化研究所に変更
平成 27 年 4 月 1 日	名誉理事長に北野次登就任、理事長に小池明就任
平成 28 年 3 月 10 日	(財)短期大学基準協会による第三者評価にて適格認定
平成 28 年 3 月 1 日	体育館耐震工事完了
平成 29 年 4 月 1 日	入学定員変更（幼児教育学科 150 人→120 人、総合文化学科 80 人→60 人）

上田女子短期大学

平成 30 年 3 月	上田女子短期大学附属幼稚園園舎改築
平成 31 年 3 月	教員免許状授与再課程認定 (幼稚園教諭二種、中学校教諭二種(国語))
令和元年 7 月	上田商工会議所と包括連携協定を締結
令和 2 年 2 月	附属図書館耐震補強工事完了
令和 2 年 11 月	大学改革室設置
令和 3 年 1 月	長野県工科短期大学校と包括連携協定を締結
令和 3 年 9 月	学術研究所設置 (児童文化研究所と総合文化研究所を統合)

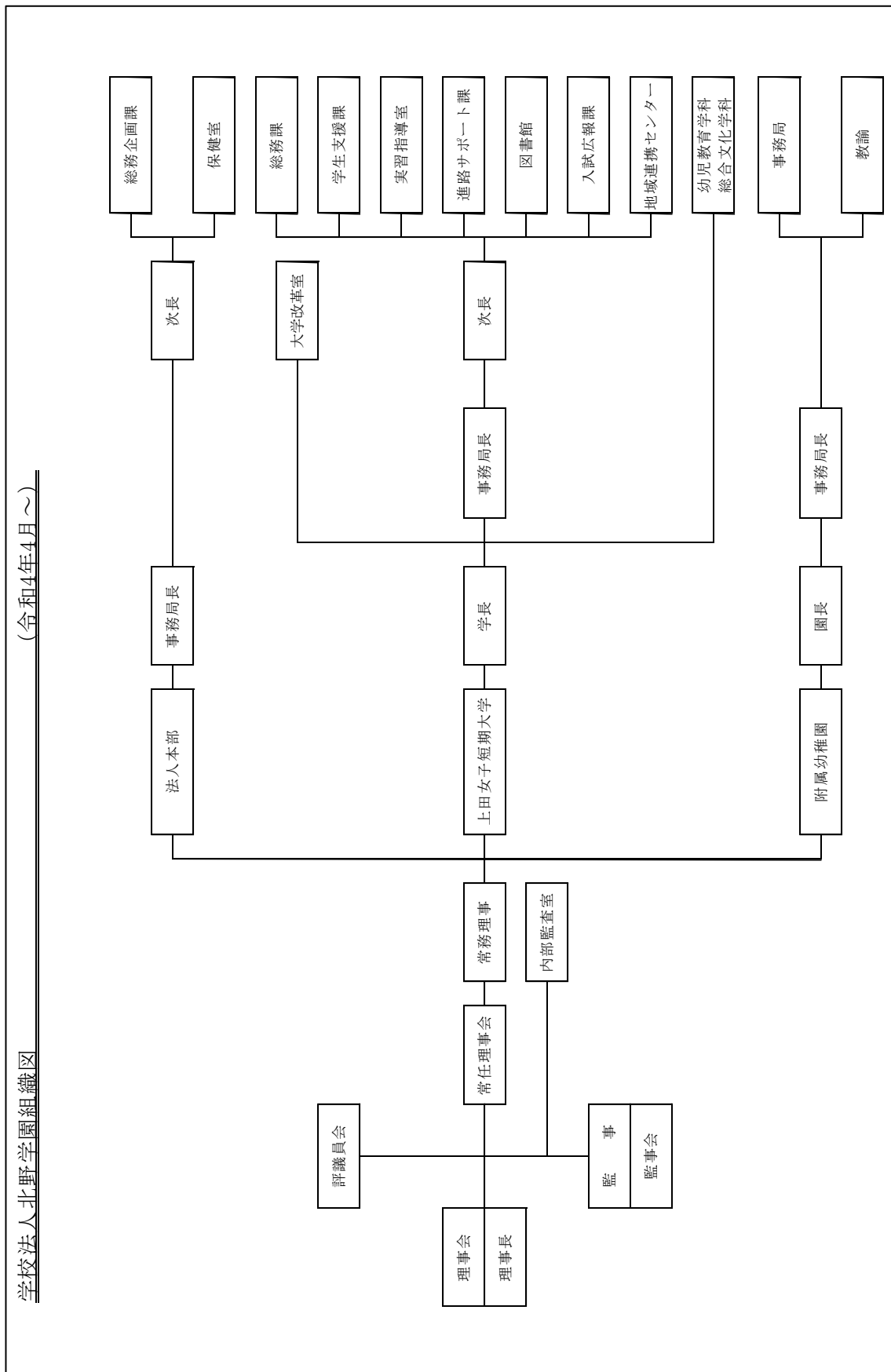
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 4 (2022) 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
上田女子短期大学	上田市下之郷乙 6 2 0	1 8 0 名	3 6 0 名	3 2 5 名
上田女子短期大学 附属幼稚園	上田市下之郷乙 6 0 2	7 0 名	2 1 0 名	1 4 0 名

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和4（2022）年5月1日現在



上田女子短期大学

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

上田市の人口推移（長野県推計人口 各年 10 月 1 日現在）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
上田市人口	156,108	156,827	155,715	154,388
対前年人口増減	-744	+719	-1,112	-1,327
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
上田市人口	154,201	152,780	151,874	
対前年人口増減	-187	-1,421	-906	

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

18 歳人口の長期的な減少、高等学校卒業者の 4 年制大学への入学志向等と相まって、短期大学入学希望者は減少傾向にある。その結果、過去 5 年の学生数は、定員を充足していない。また出身地別では、長野県は当然ながら、新潟県出身の学生が多いのが本学の特徴である。

引き続き、幼児教育学科と総合文化学科それぞれの教育内容の更なる充実に努めるとともに、地域から信頼され、必要とされ、愛される短期大学としての特色を効果的に広報することによって、高校生の進路選択としての役割を十分に果たしていきたい。

学生の出身地別人数及び割合

地域	平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
長野県	138	82.6	132	88.6	149	93.1	153	90.5	124	86.1
新潟県	25	15.0	14	9.4	9	5.6	13	7.7	16	11.1
その他	4	2.4	3	2.0	2	1.3	3	1.8	4	2.8
合 計	167	100.0	149	100.0	160	100.0	169	100.0	144	100.0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 3（2021）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

上田市が令和3年3月に公表した「第二次上田市総合計画 後期まちづくり計画」に示された基本理念の中に、「地域力」として「福祉、環境、子育て、教育、防災などの分野において、実践的な仕組みによる支え合いのまちづくりを進めます。」と謳われている。このようなニーズに対し、本学としても地域の一員、地域に根ざした高等教育機関としての役割を自覚している。

本学全体として「信州上田“やまほいくの里山”プロジェクト」を掲げ、県の「信州型自然保育普及事業（やまほいく）」推進に注力している。幼児教育学科では、保育者養成をはじめとした幼児教育・社会福祉の専門職養成を実施し、総合文化学科では、図書館司書、ブライダルや観光業、金融業、医療事務職、中学校国語科教諭等として活躍できる人材の育成を行っている。さらに附属図書館では、上田市立図書館とのレファレンスサービス等の連携事業、地域連携センターにおいては学生たちが地域活性化に向けての企画を立案しており、公共交通機関である上田電鉄別所線のガイドボランティア活動や別所温泉街の認知度を向上させる企画運営などを行っている。さらに、本学近隣にある社会福祉施設や病院、子ども科学館、公共機関等において、サークルやゼミナール、有志単位でのボランティア活動等を通して、地域に求められる人材を育て、その社会的使命を果たしている。今後もそれらを基本姿勢として継続していく。

■ 地域社会の産業の状況

人口15万を擁する長野県東部の中核都市である上田市は、JR北陸新幹線、しなの鉄道、上田電鉄別所線が上田駅で接続し、上信越自動車道（上田菅平インターチェンジ）を有している。東京から約190キロメートル、北陸新幹線を利用すれば、最短80分程度の距離である。

農業は、少雨多照な気象条件を活かし、比較的標高の低い平坦地では、水稻、果樹、花きなどが、準高冷地では野菜や花き、高冷地では野菜を主力とした生産が行われている。

工業は、戦前は、蚕糸業（養蚕、蚕種、製糸）が全盛を誇っていたが、近年は産業構造も大きく変わり、現在では輸送関連機器や精密電気機器などを中心とする製造業が地域経済を牽引しており、上田地域、丸子地域には高度な技術を有する企業の集積が見られる。また、地域における新産業創出と新技術開発を目指し、大学と企業による事業化・企業化に結びつけるために上田市産学官連携支援施設（ARECプラザ）を設置している。そこには進取の精神に満ちた企業と創造性あふれる学術が結集し、共同研究を通して新製品の開発や技術開発などを行っており、地域産業の活性化及び産学官連携を推進している。

観光地としての上田市は、数多くの歴史的文化遺産や特色ある伝統行事、国指定のラグビー等の合宿地として名高い菅平高原、ビーナスラインで結ばれている美ヶ原高原に代表される雄大な自然、由緒ある温泉等々、地域の個性が際立つ豊富な観光資源を有しており、それぞれが四季折々の多様な彩りで訪れる

人々を魅了している。

- 短期大学所在の市区町村の全体図



上田市全体図



上田市ホームページより引用

(<https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/uedapr/5606.html>)

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

<p>(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)</p>
<p>基準Ⅱ 教育課程と学生支援 〔テーマA 教育課程〕 ○総合文化学科では、免許・資格・検定へのチャレンジを奨励しているが、全ての学生が選択・受験していない状況で、学科の学習成果の実際的な意味・役割の理解・受容が必要である。同学科は多様なニーズに対応するため、平成 27 年度入学生に向けてフィールドが 10 に精選されたが、学科としての着実な学習成果の測定が課題である。</p> <p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源 〔テーマB 物的資源〕 ○防災対策に対応する規定の一部に不十分な点が見受けられ、「危機管理マニュアル(仮称)」の作成が望まれる。</p>
<p>(b) 対策</p>
<p>基準Ⅱ オリエンテーション時に、免許・資格・検定へ挑まない学生がゼロになるよう、それぞれが何らかの目標をもつよう指導に努めている。さらにゼミナール担当教員の指導を通して、徹底を図っている。</p> <p>また、令和 2 年度入学生からフィールドを 8 に整理統合し、科目の精選を図った成果について検証を継続する。さらに、コロナ禍で対応したリモート授業の成果についても検証していく。</p> <p>大学改革室主導の新科目 (アート&デザインを基調とした内容) が、令和 4 年度から加わることとなった。</p> <p>基準Ⅲ 平成 28 年度に「危機管理マニュアル」を作成した。コロナ禍 2 年目を迎え、「上田女子短期大学活動指針【新型コロナウイルス感染症対応】」(令和 3 年 9 月 22 日修訂)を策定した。</p>
<p>(c) 成果</p>
<p>基準Ⅱ 個別の免許・資格・検定への挑戦とその成果 (合格者数) は、把握しやすいが、学科を横断する学習成果の測定 (特に令和 4 年度に共通教育科目に設定される新科目) は、なお今後の課題である。</p> <p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源 〔テーマB 物的資源〕</p>

図書館の耐震診断を行った結果、補強工事が必要であることが判明。令和元年度に耐震補強工事が完了した。令和3年夏、3年に一度実施する特殊建築物定期調査により、本館西側の外壁の一部が剥落していることが判明し12月に補修工事を行った。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和3（2021）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

研究倫理委員会を中心に、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイド

ライン」に基づき、学内の管理体制の確認及び見直し、規程や使用ルールの作成・公表などの整備を行っている。適正管理については、規程やルール、本学の「就業規則」、「出張旅費規程」等に基づいて行い、使用に当たっては研究者によく確認をし、架空請求等がないよう徹底をしている。これにより、意図的な不正はもとより、不注意による不正行為も未然に防止できている。また、研究倫理に対する意識の向上を図るため、e-ラーニングによる研究倫理教育は継続して新任の教職員に対して実施した。令和3年度は、上記ガイドラインが令和3年2月に改正されたことに伴い、学内の管理体制や規程、使用ルールを見直した。また、コンプライアンス・研究倫理研修会として「公的研究費の管理・監査のガイドラインの改正点及び運用上の注意事項」について文部科学省の動画コンテンツを専任の全教職員にて視聴した。また、「人を対象とする研究倫理申請書」の書き方や申請手順についても教職員が入れ替わっていることを踏まえて全教職員で再確認した。次年度も引き続き体制の見直しを図る。

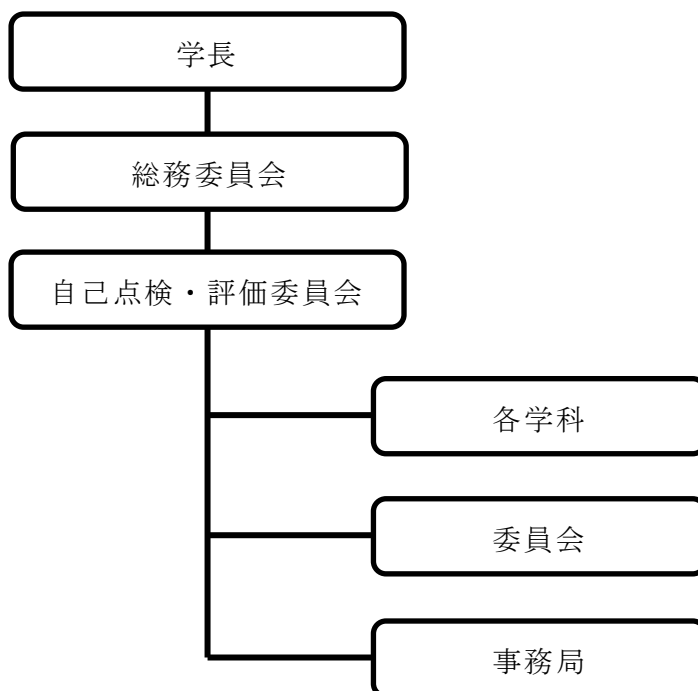
2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

令和3年度 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

担当	氏名	所属・役職
委員長	小池 明	学長・教授
委員	佐藤 厚	幼児教育学科長・教授
〃	大橋敦夫	総合文化学科長・教授
〃	久保田ゆかり	事務局長

- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学の自己点検・評価活動を企画・運営する組織として、「自己点検評価委員会」を設置している。同委員会を構成する委員、並びに組織図は、上記のとおりである。同委員会は、自己点検評価のほか、外部評価、第三者評価の各活動を企画・統括している。

自己点検評価報告書の作成にあたっては、短期大学基準協会の提示する「作成マニュアル」に従い、学内分掌組織に対応させて執筆担当者を決めている。執筆に際しては、前年度の報告書のレビューと共に、課題の解決状況を関係者で協議・確認し、新たな問題点を確認しながら、改善への取り組みを話し合うように努めている。

また、関連の情報は、その都度発信し、周知・共有を行っている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和3（2021）年度を中心に）

日付	議事内容
令和3年10月28日	令和3年度「自己点検・評価報告書」について構成、執筆者の確認作業
令和3年11月15日	メールにて執筆依頼を行う
令和4年4月28日	自己点検・評価報告書の読み合わせ
令和4年5月19日	自己点検・評価報告書の読み合わせ
令和4年6月10日	自己点検・評価報告書の読み合わせ、提出資料及び備付資料の確認
令和4年6月17日	自己点検・評価報告書の読み合わせ、提出資料及び備付資料の確認

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

＜根拠資料＞

提出資料 1. 学生便覧（キャンパスガイド）[2021年度] p.7、3. ウェブサイト 本学 HP「情報の公表」、5. 学生募集要項（入学願書を含む）[2022年度]、6. シラバス（授業概要）[2021年度] p.6,7

備付資料 1. 上田女子短期大学の二十年、7. 学長表彰者一覧、2. 上田女子短期大学と上田市との連携に関する協定書、3. 大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラムの共同実施に関する協定書、4. 長野県丸子修学館高等学校と上田女子短期大学の教育協力協定書、5. 上田女子短期大学と上田商工会議所との包括連携協定書、6. 長野県工科短期大学校と上田女子短期大学の包括連携協定書、8. 第3回東信高短教育懇談会懇談要旨

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

上田女子短期大学（以下、「本学」という。）の建学の精神は「敬愛・勤勉・聡明」である。ここにいう「敬愛」とは、他者への敬意をもって行動できる人であることを意味する。あらゆる人間関係において自分以外の他者を自らと同じく大切にし、その人格を尊ぶことをいう。「勤勉」とは、時間を大切にし、目標に向かってコツコツと努力を積み上げることを意味し、実践することである。これは自らの属する社会のみならず、未来の社会に対しても責務を果たし、貢献することにつながるものである。「聡明」とは、置かれた環境から深く学び、積み上げてきたものを活かす英知をとらえている。これは、広い知識と深い教養に立った判断力や道徳律に裏づけられたものでなければならない。

三つの言葉自体は平易なものであるが、それを全うすることは容易なことではなく、その完成を夫々が目指すことが人生の営為であると言って差し支えないほどのものである。また、時代の変遷を超えて通用する言葉であり、かつ時代の変遷に合わせて新しい解釈の余地もある。それ故に、本学はその理念に対して畏怖と敬意、そして誇りを持って後輩にも繋げていく価値があると考えて周知徹底を図っているものである。

上記の建学の精神を教育理念と捉えた上で、「豊かな教養と深い専門的知識を具え

た堅実中正な社会的人格を有する女性の育成」を教育目的に定めている。それに基づき、幼児教育学科は「幼稚園教諭及び保育士の養成」を、総合文化学科は「地域社会及び職場において有用な女性の育成」を学科の主たる教育目的とする。両学科とも、地域社会に貢献できる精神と意欲を有し、現在そして未来にわたり活躍できる人材の育成を目指している点において、本学の建学の精神は教育理念・理想を明確に示しているといえる。

本学は私立学校の特性に鑑みて、建学の精神「敬愛・勤勉・聡明」に基づいた独自の校風を強調している。一方、私立学校であるがゆえに、公共性には特段の配慮が不可欠と自覚しており、「教育基本法」及び「私立学校法」に則って大学教育を施し、豊かな教養と深い専門知識、そして責任感を具えた堅実中正な社会的人材の育成を目的としている。

建学の精神は、在学生に対しては「キャンパスガイド」（提出-1）や学内各所における掲示によって、学外に対しては本学ホームページ（提出-3）をはじめ「学生募集要項」（提出-5）や「キャンパスガイド」（提出-1）によって広く表明している。（備付-1）また、入学式・卒業式等の式典において、学長は必ず式辞の中で建学の精神について言及している。あわせて、両学科とも1年次の必修科目「スタディスキル」（提出-6）において、学長自らが本学の沿革とともに建学の精神と教育目的との関わりについて講じている。さらに、1年次、2年次とも学期ごとのオリエンテーションでは、担当教員が学生に対して建学の精神の確認を促している。

このように、建学の精神について学内において共有するとともに、定期的に確認する機会を設けている。さらに、平成28年度より学位記授与式において、建学の精神に基づき、学業・研究・資格取得の面で成果をあげた学生や、学内外での活動に尽力した学生に対して「学長表彰」を行っており、令和3年度は、グループ表彰3団体、個人表彰55名、計66名の学生を表彰した。（備付-7）

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

令和3年度、本学主催の「まちなかキャンパスうえだ」での市民向け講座を以下の通り地域・社会に向けて行った。新型コロナウイルスの影響を受け公開講座、芸術コンサートの実施を休止した。

上田女子短期大学

■まちなかキャンパスうえだ市民向け講座（上田市主催）

講座名	講師	開催日時	参加者
10代思春期の子どもとのコミュニケーション、見直してみませんか？	遠田将大 専任講師	令和3年10月16日(土) 10:00～12:00	4名
どう育つ？わたしたちの「ひととかかわる」ちから～もっと気楽に！私たちのコミュニケーション	多田幸子 准教授	令和3年10月28日(木) 18:30～20:00	4名

■信州上田5大学リレー講座 2021「未来学科」（上田市主催）

講座名	講師	開催日時	参加者
子どもの育ちにとって自然の中で過ごす経験が必要なわけ	酒井真由子 准教授	令和3年12月12日(日) 10:00～12:30 講座 10:00～11:40 キャンパスツアー 11:50～12:30	26名

■公開講座

学科等講座名	テーマ	講師	開催日程	参加者
※宮本隆治客員教授の講座を予定していたが 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。				

■「芸術の森～北野講堂シリーズ 2021～」

公演名	演者	開催日時	参加者
※立川談慶独演会を予定していたが 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。			

これまでの協定等の提携については、下記のとおりである。

- ・平成17年3月、上田市と連携に関する協定の締結（備付-2）
- ・平成21年9月、信州大学とともに、長野市、上田市と大学教育充実のための戦略的
大学連携支援プログラムの共同実施に関する協定の締結（備付-3）
- ・平成24年2月、長野県丸子修学館高等学校と教育協力協定の締結（備付-4）
- ・令和元年7月、上田商工会議所と包括連携協定を締結（備付-5）
- ・令和3年1月、長野県工科短期大学校と包括連携協定を締結（備付-6）

この取組により産学官に基づいた地域連携において大きな前進につながった。

令和3年度で第7回目となった「うえだ七夕文学賞」は毎年応募数が増えており、令和3年度は6,273名から10,520作品の応募があった。本学が上小地域に限らず、全国各地、海外とつながりをもつ機会ともなっている。

地域の高等学校との教育懇談会については、令和元年度より開催。令和3年度の開催は下記の通り。（備付-8）

- ・10月7日(木) 南北佐久地区の高校4校

会場：佐久大学信州短期大学部

(小諸、佐久平総合技術、野沢南、小海)

- ・10月21日(木) 上小地区の高校5校

会場：上田女子短期大学

(上田東、上田千曲、丸子修学館、東御清翔、坂城)

高校との教育連携を強めることにより、地域に密着した教育の発展や教育の質の向上を目指して実績を積み上げている。

- ・学生のボランティア活動・学外活動

令和3年度も新型コロナウイルスの影響により、地域団体からのボランティア募集も少なく、活動に参加する機会が減少した。しかし、その状況下でも学生たちが地域貢献としてコロナ禍でもできること・発信できることを考え、企画運営を行った。

中でも「上田電鉄別所線ガイドボランティアチーム」と「別所がある」は、別所線復興応援活動を評価され、10月に市長との懇談会にてこれまでの活動報告をした。

- ① 上田電鉄別所線ガイドボランティアチームは、電車内でのガイドがほぼ休止となったが、「上田電鉄別所線全線開通・開業100周年記念 別所線応援黒坂黒太郎コカリナコンサート」への出演や、上田ケーブルビジョン番組「ローカル5000系」準レギュラー出演、上田東ロータリークラブ主催案山子列車専用ガイドを務めるなど、地域の団体との連携により活動の場を得られた。また、2021年3月28日に開通した上田駅から城下駅までの「バーチャル別所線ガイド」動画を更新した。
- ② 「うえだ乙女百人一首」は、上田電鉄別所線開業「百」周年を記念し、別所線15駅各駅にまつわる歌を詠んだ。歌の文字とイラストを自作し、かるた風ポスターを制作した。このポスターは、別所線車内に展示され、11月から翌年1月までの3か月の間、乗客に楽しんでもらった。また、前年度制作したオリジナル百人一首かるたを上田市内全小学校へ配布した。
- ③ 「別所がある」は、上田電鉄別所線全線開通・開業100周年を祝し、オリジナルデザイン封筒入りマスクを3度にわたり設置・配布した。別所温泉街の神社参拝に利用できるように、5円玉(ご縁玉)も同封している。実施場所は、4月上田駅、6月上田駅・別所温泉駅、7月イトーヨーカ堂アリオ上田店。また、「別所を子どもたちの思い出の場所に！」をテーマに、子ども向けのイベントを2回にわたって企画・実施した。7月忍者修行別所温泉の巻(講師：一般社団法人あそび心 Base アフタフ・バーバン信州)、11月別所神社でたのしもう！親子deふれあい運動あそび(講師：公益財団法人身体教育医学研究所)。ほかに、上田東ロータリークラブ主催の案山子づくりや、上田市観光課主催上田氷灯ろう夢まつりにおける灯ろうデ

ザインにも協力した。

- ④ 信州上田観光協会と連携し、「真田家ゆかりの地で歴史・グルメ・人に出会う♪オンラインツアー」を企画し、運営に携わった。11月の開催に向けて6月から現場の見学、企画会議に参加するなど開催に向けて準備を進め、プロの現場で学びを深めた。
- ⑤ アリオ上田と連携し、信州上田の擬人化キャラクターを制作。別所の雨乞いの祭り「岳の幟」をイメージした。9月よりデザイン会社と三者会議を重ね完成した。12月から翌年1月まで、1か月にわたり等身大パネルをアリオ上田に展示した。これが機になりアリオ上田との連携強化につながった。
- ⑥ 希望者が地域の活動団体「みんなのしおだ食堂」や「サンタプロジェクトうえだ」に参加した。子どもとの関わりを学びながら、講義で学んだ内容を実践として生かすことができるボランティア活動であった。また活動を通して地域の方、子どもや保護者、他大学の学生や高校生と広く交流することができた。

令和3年度の教職員及び学生の地域貢献活動の具体的状況は以下の通りである。

内容	団体/個人	人数	備考
上田電鉄別所線 ガイドボランティアチーム	団体	15名	
うえだ乙女百人一首	団体	19名	
別所がある	団体	15名	
オンラインツアー	団体	3名	
アリオ上田擬人化プロジェクト	団体	2名	
みんなのしおだ食堂	団体	6名	
サンタプロジェクトうえだ	団体	6名	
その他	個人	29名	(のべ人数)

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

今後も全教職員が、建学の精神を継承し、教育理念と教育目的を共有し、その達成を図るべく取り組むとともに、学外へのさらなる周知に努めていく。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料 8. 上田女子短期大学学則 第1条、1. 学生便覧（キャンパスガイド）[2021年度]、3. ウェブサイト 本学 HP「情報の公表」、6. シラバス（授業概要）[2021年度]、2. 学生便覧（キャンパスガイド）[2022年度]
- 提出資料-規程集 20 上田女子短期大学 学則
- 備付資料 9. 卒業生の評価に関するアンケート集計結果、10. 授業評価アンケート集計結果、11. 入学前課題、12. シラバスチェック項目

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-1 の現状>

■幼児教育学科

本学は、建学の精神である「敬愛・勤勉・聡明」に基づき、豊かな教養と深い専門知識を具えた堅実中正な社会的人格を有する女性の育成を教育目的としている。この精神は教育・保育に携わる者に望まれる人物像・姿勢に通ずるものである。

上記の教育目的に則り、幼児教育学科では幼稚園教諭及び保育士の養成を主たる目的としている。このことは、学則（提出-8、提出-規程集 20）第1条に掲げている。

本学の教員養成の理念は、「他者を敬い尊重する教師」「日々研鑽を重ね自己の能力を高める勤勉な教師」「広い知識と深い教養に裏付けられた実践的判断力を持つ聡明な教師」である。この理念のもと、本学では、地域における女子教育の伝統を守りつつ、時代に応じた柔軟な変革を行うことによって、質の高い教員養成に取り組んでいる。

平成30年度入学生より幼稚園教諭二種免許状の取得を卒業要件から外したが、免許取得の有無に関わらず、幼児教育の学びを通じた人格形成及び豊かな教養の獲得を目指す姿勢に変わりはない。

以上の教育目的については、「キャンパスガイド」（提出-1）の冒頭に明記していると同時に、ホームページ（提出-3）でも公表している。また、学生に対しては、入学前に行う「入学準備プログラム」および入学直後のオリエンテーションで伝えている。令和3年度は、コロナ感染症対策のため、予定していた2月29日（土）の入学準備プログラムは行わなかった。

本学科の卒業生のほとんどは、卒業直後から、幼児教育、保育、社会福祉の分野の専門職として就職し活躍している。昨今、これらの分野の人材不足が取り沙汰されてい

るが、本学の人材養成は充分にその要請に応えている。

また、幼児教育、保育、社会福祉、各分野の施設長や現場職員との連絡会議、懇談会などに定期的に教員が出席し、人材の資質・能力等に関する現場の要請について情報収集や意見交換を行っている。

■総合文化学科

総合文化学科は、学則（提出-8、提出-規程集 20）第1条の「豊かな教養と深い専門知識を具えた堅実中正な社会的人格を有する女性を育成することを目的とする」に則して、現代社会において必要とされる知識・技能を習得することを教育目的としている。そのために必要と判断される教養教育と専門教育を組み合わせたカリキュラムを整えている。

また、総合文化学科の教育目標は、ホスピタリティ精神に裏付けられたコミュニケーション能力の涵養、自己の個性を十分に発揮するためのプレゼンテーション能力の涵養、考える力や創造する力を養うこと、である。こちらも、各授業科目はもとより、学科行事・大学行事を通じて達成するよう努めている。

残念ながら、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、学科行事・大学行事を公開実施では行えず、学生のプレゼンテーションの場が従前のように確保できなかった。しかし、コロナ禍2年目となり、企画実行の規模や伝達方法を工夫する動きが出てきた。具体的には、学科全体ではなく、ゼミ単位での活動を主にしたり、ウェブを活用したり、などの工夫である。

教育目的・教育目標は、本学ホームページ（提出-3）のほか、「キャンパスガイド」（提出-1）をはじめとする各種印刷物において広く伝える一方、学生に対しては、各学期当初のオリエンテーション等を通じて、直接伝達している。また、必修科目の「スタディスキル」において、学長講話を開講し、教育目的・教育目標に触れ、さらに沿革などの自校教育も実施し、全学生への徹底を図っている。

なお、教育理念の「敬愛・勤勉・聡明」は、学内の数ヶ所に掲げ、日常的に意識されるよう努めている。

地域・社会からの要請については、進路サポート課が行う「卒業生の評価に関するアンケート」（備付-9）の内容を、学科会議においても検討し、必要があれば、対策を打ち出すようにしている。

また、例年、年度当初に行われる講師懇談会も、情報交換の機会として捉えている。講師を依頼している方は、地域・社会の実情に詳しい方が多いので、そこでもたらされる情報は有益なものが多い。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、講師懇談会は、時間を短縮しての実施となった。

令和2年11月以来、大学改革室が設置され、担当理事による地域の企業への聞き取りを継続している。その結果に基づき、人材養成が地域・社会の要請に応えているかの点検も続けられている。今後も、この聞き取りと検証、それを受けての課題解消の動きを恒常化していく。

[区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

■幼児教育学科

幼児教育学科の学習成果は、建学の精神である「敬愛・聡明・勤勉」に基づき、豊かな教養を身につけ、幼稚園教諭、保育士を目指すものとして、その人格・資質を磨き、さらに専門職としてふさわしい知識・技能を身につけていることである。そして、それらの資格取得に関わる教育課程は、短期大学における資格付与の諸条件を満たしている。

幼児教育学科では、保育5領域に深く関わる専門科目や教養科目を必修・選択必修として設置し、学生はそれらを履修することにより保育者としての基礎力を身につけることができる。また学生は、自身の興味関心や得意分野に応じて、自然保育、福祉社会、芸術表現の3コースから任意のコースを選択し、各コースに設置された科目から自身の興味関心や得意分野に応じた科目を履修することにより、各専門分野への造詣を深めながら、基礎力と同時に、実践力や応用力を身につけることができる。

幼児教育、保育に関わる科目編成、学習成果の設定は常に最新の「学校教育法」に則って行われており、平成30年度からは、新たに策定された「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づくカリキュラムが適用されている。(提出-6)

学習成果については免許、資格の取得率、および関連専門職への就職率の高さに反映され、就職状況については本学ホームページ(提出-3)において毎年公表している。

免許・資格関係の令和3年度の実績は、次のとおりである。

幼稚園教諭二種免許状・・・90名

保育士資格・・・93名

レクリエーション・インストラクター資格・・・4名

介護職員初任者研修・・・17名

自然体験活動指導者(NEALリーダー)資格・・・15名

■総合文化学科

本学の建学の精神は、「敬愛・勤勉・聡明」である。この3点は、総合文化学科のディプロマ・ポリシーと、次のように結びつく。

敬愛：他者を敬い、周囲と協調する

勤勉：免許・資格の取得に意欲的に取り組む

聡明：豊かな教養を身につけている

よって、総合文化学科の学習成果は、次の3点が共通認識となる。

- I. 「敬愛」の発露として、他者を敬い、周囲と協調できる。
- II. 「勤勉」の結果として、免許・資格・検定にチャレンジする。
- III. 「聡明」を体現して、豊かな教養を身につけている。

総合文化学科の、教育目的・目標のキーワードは、「豊かな教養と深い専門的知識」である。共通教育科目と専門科目の中で基礎的な科目によって教養を豊かにし、さらに専門科目をより多く選択することで、その知識を深めることを意図している。

学習成果については、本学ホームページ（提出-3）、本報告書において、内外に表明している。

免許・資格・検定関係の令和3年度の実績は、次のとおりである。

中学校教諭二種免許状（国語）・・・2名

図書館司書資格・・・27名

学校図書館司書教諭資格・・・2名

教員採用試験合格・・・1名（長野県1次）＊現役での合格は、2年連続である。

介護職員初任者研修・・・2名（幼児教育学科は17名）

MOS検定・・・35名（受験者36名）

日商PC検定・・・2名（受験者5名）

ブライダルコーディネーター技能検定3級・・・11名（受験者13名）

アソシエイト・ブライダル・コーディネーター・・・14名（受験者14名）

ピアヘルパー・・・6名（受験者9名）

医療事務・・・8名（受験者12名）

秘書検定2級・3級・・・5名（受験者12名）

日商簿記検定3級・・・4名（受験者6名）

色彩検定2級・3級・・・9名（受験者10名）

パーソナルカリスト検定3級・・・5名（受験者5名）

例年、入学者の1割程度が教職課程を履修する。司書課程の履修者は3～4割程度、ブライダル関連科目を学ぶ学生は3割程度、医療事務を学ぶ学生は3～5割程度である。

令和2年度にくらべて、実績が顕著に伸びたのは、教職・司書・司書教諭・医療事務である。

なお、教員採用試験1次合格者は、講師採用への道が開かれ、令和4年度から、中学校の教壇に立てることとなった。

このほか、座学で得た成果を披露・応用し、さらに体験的に学ぶ機会として、総合文化学科では、事業所見学会（1年次夏季休暇中）・インターンシップ（1年次後期）・卒業研究発表会（全学年・後期末）がある。

これらのうち、令和3年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業所見学会は中止せざるを得なくなり、インターンシップも実現できた例が極めて少なくなってしまった。

学習成果の定期的な点検については、年度末にさまざまな資料から学生の実態を把握し、「学校教育法」の短期大学の規定に照らしている。

両学科とも、学習成果を定期的に点検する資料としては、「授業評価アンケート」（学期毎）（備付-10）「卒業生の評価に関するアンケート」（学年末）（備付-9）がある。

「授業評価アンケート」は、学期末の実施であると、改善意見・要望を履修生に活かすことができない。そこで、令和3年度は、授業回数の中段階での聞き取りを試みた。

「卒業生の評価に関するアンケート」（備付-9）は、進路サポート課主導で取りまとめられている。結果を受け、シラバスに活かすべき指摘を学科会議で検討している。それぞれの改善点の検証については、各教員に任されており、全体的な検証のまとめは今後の課題である。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

本学では、幼児教育学科と総合文化学科それぞれの教育目的を踏まえた上で、三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

■幼児教育学科の三つの方針は次のとおりである。（提出-1）

【アドミッション・ポリシー（入学者の受入方針）】

1. 入学後の修学に必要な高等学校等卒業程度の基礎学力を持つ人
2. 子どもの育ちに関心を抱き、そのための知識・技術を身につける意欲を持つ人
3. 他者への敬意をもって行動できる人

【カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）】

1. 豊かな教養を培う共通教育科目を設置する。
2. 教育・保育の本質と目的を学ぶ基礎理論に関する科目を設置する。
3. 教育・保育の対象を理解し、支援するための知識と技術を培う科目を設置する。
4. 学生が自身の得意分野や興味関心に合わせて学びを深め、応用力を高められるよう、自然保育、福祉社会、芸術表現の3コースを設置する。
5. 実際の現場を想定した課題を見出し、他者と協働して課題について考察を深める態度を培う教育を実施する。

【ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）】

1. 社会人になるための教養を身につけている。
2. 教育・保育の目的や支援について理解している。

3. 教育・保育のための知識と技術を身につけている。
4. 教育・保育に必要な自然保育や福祉社会、芸術表現の知識と技術を身につけている。

《免許資格取得の要件》

1. 保育現場の課題を自ら設定し考察し、専門職として実践で活かすことができる。
2. 他者のメッセージをくみ取り、専門職として適切に対応することができる。

■総合文化学科の三つの方針は次のとおりである。（提出-1）

【アドミッション・ポリシー（入学者の受入方針）】

1. 入学後の修学に必要な高等学校卒業程度の基礎学力を持つ人
2. 本学科のカリキュラムによって、豊かな教養と専門的知識・能力を身につける意欲のある人
3. 他者への敬意をもって行動できる人

【カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）】

1. 豊かな教養やキャリア形成のための力を養う共通教育科目と、専門分野の学びを深める専門科目を設置しています。
2. 専門科目は、ゼミナールと8のフィールドの科目群からなり、各種免許・資格等にも対応しています。ゼミナール4科目は必修であり、2年次開講の「卒業研究ゼミナール」Ⅰ・Ⅱでは、「卒業研究」の制作に取り組みます。ゼミナール以外の科目は、すべて選択科目として開設しています。
3. インターンシップをはじめ、実習・体験型の科目では、地域への理解を深めるとともに、他者を敬う気持ちや多角的な判断力と行動力を身につけます。

共通教育科目

A群(スキルアップ)、B群(人間と文化)、C群(社会の中の人間)、D群(人間と科学)、E群(ワールドランゲージ)、F群(コンピューターリテラシー)、G群(健康・スポーツ)の7群に分かれ、現代社会で必須とされる科目を学びます。教職課程を履修する学生は、指定された科目・単位を修得します。

専門科目

○ゼミナール

2年次の卒業研究を見すえ、調査・研究の方法を学び、発表・ディスカッションの実践からスタートし、本格的な研究につなげていきます。

①日本語コミュニケーションフィールド

日本語学や日本語教育に関する科目が置かれています。日本語の特質や歴史に関する諸問題を追及するとともに、日本語の豊かさや表現の特徴を学ぶことで、日本語表現力の向上を目指します。

②日本文学フィールド

古典から近代文学、児童文学、演劇まで、日本語で表現された文学作品をあらゆる角度から幅広く研究します。文学表現を理解することで、自分自身を見つめます。

③表現フィールド

小説・児童文学・朗読・演劇・書・イラストレーション・アニメーションなど、自らが表現したい分野を追求していきます。文化研究、作品鑑賞などで培われた感性をもとに、実作、制作にチャレンジし、表現技術を磨きます。

④ 文化学フィールド

地域や日本文化のありようを、アジア・欧米の文化と比べながら学ぶことができる科目が置かれています。また、身近な生活文化を見つめ、茶道についても学べます。

⑤ ブライダルフィールド

ブライダル総論から挙式のプランニングに至るまで、ブライダルビジネスの現状や課題について学びます。イベントプロデュースの力を養うとともにプランナーやコーディネーターとしての資質も磨きます。

⑥ 心理・人間関係フィールド

心理学・コミュニケーション論など、人間の内面を理解したり、人間関係を円滑にしたりするための科目が置かれています。ピアヘルパー（日本教育カウンセラー協会認定資格）の受験資格を得るためには、このフィールド内の指定科目を履修、修得することが必要です。

⑦ 図書館司書フィールド

図書館司書資格を取得するための科目を配置しています。図書館司書になるための学習をとおして、高度情報化社会に即応できる知識やスキルを修得します。

⑧ ビジネス・医療事務フィールド

マーケティング、ファッション、コスメティック、簿記、秘書など、ビジネスの基本となる諸分野の学びと、医療事務にかかわる科目が置かれています。さらに、インターンシップ（就業体験）もあり、社会人としての自らの将来像をさぐるフィールドです。

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

1. 豊かな教養を身につけている。
2. 社会人として活躍できる専門的知識・能力を身につけている。
3. 的確な判断により、問題を解決する力（問題解決能力）を身につけている。
4. キャリア形成のための自己分析力や、社会に対する洞察力を身につけている。
5. 地域について理解し、地域社会に貢献することができる。
6. 人間関係において、他者を敬い、周囲と協調することができる。
7. 免許・資格等の取得に向けて意欲的に取り組み、その成果を社会生活に活かすことができる。
8. 状況に即して、適切なプレゼンテーションを行うことができる。

「三つの方針」は互いに関連性をもった一体不可分のものであるとの認識から、本学ではこれらを常に一体的に策定している。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）については幼児教育学科、総合文化学科の各学科会議、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）及び教育課

程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に関しては、両学科の教員および職員からなる「アドミッション委員会」「教務委員会」が主としてその任にあたり、相互に連携しながら検討・点検を重ねている。（各方針は毎年発行される「キャンパスガイド」（提出-1）や本学ホームページ（提出-3）で公表されている。）

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は設置科目、必修や選択必修の指定、時間割等に反映され、学科の目標に沿った教育活動を展開している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

平成 30 年度には、「再課程認定」（文科省）、「保育士養成課程を構成する各教科の目標及び授業内容の見直し」（厚労省）により、カリキュラムを改編した。それに伴い、今後も「三つの方針」の確認・検討を行っていく必要がある。

両学科にまたがって設置された「共通教育科目」においては、両学科の学生の現状を踏まえ、学生が履修しやすいよう見直したが、今後も引き続き、検討していく必要がある。

また、「学習指導要領」の改訂（小学校～高等学校）が順次進んでいく現況に合わせて、カリキュラムや入学前課題（備付-11）の在り方についても検討していく必要がある。

なお、大学改革の一環として、総合文化学科の教職課程は、令和 4 年度入学生を最後に閉じることとなった。有終の美を飾るとともに、新たな魅力づくりを早期に明確にしていく必要がある。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

これまでの 3 ポリシーに加え、アセスメント・ポリシーおよび、学生支援の基本方針の明示が、全学的なものと同学科のものとの 2 種について求められることとなった。

令和 4 年度に向けて、総務委員会・両学科会議で原案を作成し、教授会で審議のち、学長が了承した。

令和 4 年度からは、以下の枠組みで示すこととなる（新規設定は下線部）。（提出-2）

全 学：教育の基本方針

教育目標

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

アドミッション・ポリシー（入学者の受入方針）

アセスメント・ポリシー

学生支援の基本方針

教員養成に対する理念

教職課程設置の趣旨

両学科：教育の基本方針

教育目標

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

アドミッション・ポリシー（入学者の受入方針）

アセスメント・ポリシー

学生支援の基本方針

学習成果

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料 8. 上田女子短期大学学則 第2条

提出資料-規程集 20 上田女子短期大学 学則、21 上田女子短期大学自己点検・評価委員会規程、24 上田女子短期大学上田女子短期大学学術研究所規程

備付資料 13. 上田女子短期大学自己点検・評価報告書[令和元年度～令和3年度]、14. ウェブサイト 本学 HP「第三者評価・自己点検評価報告」、8. 第3回東信高短教育懇談会懇談要旨、15. 履修カルテ、16. 教育実習成績報告書、17. 幼児教育学科卒業研究集、18. 総合文化学科卒業研究タイトル一覧、10. 授業評価アンケート集計結果、19. GPA 分布、20. 学生状況調査、21. 幼児教育学科実習評価票、22. 資格・検定・免許取得状況、9. 卒業生の評価に関するアンケート集計結果、23. 改善レポート

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学の自己点検・評価については、まず「上田女子短期大学学則」（提出-8、提出-規程集 20）の第2条で定めた上で、「上田女子短期大学自己点検・評価委員会規程」（提出-規程集 21）を設け、学長が委員長を務める委員会組織を整備している。

自己点検・評価活動をとおして、各学科、各委員会、事務局の各部署の仕事内容が全学的に明確に把握・理解され、現状や課題、改善点の認識が共通のものとなった。それらは、本学の教育研究活動において強く意識され、各学科、各委員会、事務局の各部署等の業務において、定期的に確認されながら反映されている。

これまで、平成14年度、平成17年度、平成18年度、平成19年度の「自己点検・評価報告書」を冊子としてまとめ、学内及び県内の高等学校等へ配布し公表してきた。平成20年度からは本学ホームページ上で公表しており、直近5年分を閲覧できる。（備付-13, 14）

本学は平成21年3月、及び平成28年3月に（財）短期大学基準協会による適格認定を受けた。この経験と実績を踏まえ、さらに、自己点検・評価活動の重要性が全学的

に認識されるようになった。全教職員が自己点検・評価活動に関与し一丸となることで、本学の教育研究活動の改革・改善を図り、その成果を活用しながら質の向上を目指している。

高等学校等から得た意見については、可能な限り学生の入学後の教育に生かされている。意見の集約については、日常のアドミッション活動の際に得られる意見に加え、定期的に意見を伺う機会を設けている。令和3年度も、東信地区教育懇談会を2回開催した（信州短期大学と共催、長野県高等教育振興課参加）。（備付-8）

「自己点検・評価報告書」（備付-13, 14）をもとに、各学科、各委員会、事務局の各部署等において、現状を確実に把握・認識するとともに、課題を検討し、次年度以降の活動に反映させ改革・改善を図っている。

【区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分 基準 I -C-2 の現状＞

幼児教育学科・総合文化学科とも、下記に示した学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

- ① 履修カルテ（幼児教育学科）（備付-15）
- ② 実習評価報告書（総合文化学科）（備付-16）
- ③ 卒業研究（両学科）（備付-17, 18）
- ④ 授業評価アンケート（両学科）（備付-10）
- ⑤ GPA 分布（両学科）（備付-19）
- ⑥ 学生状況調査（両学科）（備付-20）
- ⑦ 教育実習・保育実習・施設実習での実習先からの評価（幼児教育学科）（備付-21）
- ⑧ 免許・資格の取得率（幼児教育学科）（備付-22）
- ⑨ 免許資格取得率・専門就職率（総合文化学科）（備付-22）
- ⑩ 卒業生の評価に関するアンケート（両学科）（備付-9）

「①履修カルテ（幼児教育学科）」（備付-15）とは、個人の成績評価をもとにした履修の履歴と学習や実習、学生生活における学びの履歴、到達目標に対する自己評価を学期ごとに収集し、ファイリングしたものである。学生は、各学期の初めに行われるオリエンテーションで自己評価を行ったうえで、卒業年度の後期には履修カルテを使った授業（「保育・教職実践演習」）を行っており、学生は、ファイリングされた学びの履歴を見て、自分がこれまでの学修を通して、どのような知識や技能を身につけて

きたのか、自身の課題は何かを理解している。ここで使用する履修カルテは、年度ごとに点検をして改良している。

「②実習評価報告書（総合文化学科）」（備付-16）については、本学所定の書式に基づき、実習先から評価を受け、それに基づき事後指導にあたっている。

「③卒業研究（両学科）」（備付-17,18）では、学生が自身の興味や関心、課題をもとにテーマを設定し、各自の研究テーマについて追究をしたり、作品を制作したりして、その成果を論文にまとめる。指導教員は、学生が自身の研究テーマを追究し、その結果を論文としてまとめることができたかどうかを評価している。

「④授業評価アンケート（両学科）」（備付-10）では、出席状況や授業に対する意欲・関心といった学生自身の授業態度を尋ねる項目を設けている。すべての教員が、学期末に、授業評価アンケートを行い、「授業評価アンケート結果・改善レポート」（備付-23）を作成し、FD委員会に提出している。「授業評価アンケート結果・改善レポート」は、次年度以降の授業改善のために活用している。

なお、後期から、学期の半ば頃に授業評価アンケートを実施し、各教員が学生の自己評価や要望・意見を認識した上で、後半の授業づくりに生かす取り組みを始めた。

「⑤GPA分布（両学科）」（備付-19）は、学期ごとにGPAを算出した後、GPA分布を掲示したり、各学生のGPAを成績通知に記載したりして、個別指導の資料にしている。

「⑥学生状況調査（両学科）」（備付-20）とは、シラバスを確認するか、授業の予習・復習を1日にどのくらいするかといった学生自身の学習状況について1年に1度行う調査である。調査の結果と考察を掲示することで、学生もその結果や学習に関する課題を確認できるようになっている。

「⑦教育実習・保育実習・施設実習での実習先からの評価（幼児教育学科）」（備付-21）については、文部科学省の教育実習コアカリキュラム及び全国保育士養成協議会の保育実習ミニマムスタンダードをもとに、本学科が作成した評価表に従って実習先に評価を依頼している。評価表には、園・施設の役割理解や子どもとのコミュニケーション、指導案の作成や提出物の記載状況、実習態度にまで至る項目がある。それらによって、各学生の学習成果がどれだけ実践的なものとなっているかが判断できる。年度末には実習委員会において評価項目の見直しを図っている。

「⑧免許・資格の取得率（幼児教育学科）」（備付-22）については、各科目の成績と実習先からの評価が総合されることで取得につながることから、学習成果の獲得を総体的に示すものである。なお、本学科では幼稚園教諭二種免許状の取得及び、保育士資格については多様な学生を受け入れるために選択としているが、例年9割を超える学生が幼稚園教諭二種免許状および保育士資格の両方を取得している。

「⑨免許資格取得率・専門就職率（総合文化学科）」（備付-22）については、前掲のデータをもとに数値を示すと、以下の通りとなる。

中学校教諭二種免許状（国語）… 2 / 2名（100%） *就職1名（50%）

図書館司書資格… 27 / 27名（100%） *就職1名（4%）

* 2年次の履修者数における取得率である。

学校図書館司書教諭資格… 2 / 2名（100%）

介護職員初任者研修… 2 / 2名（100%）

MOS 検定…35 名（受験者 36 名）（97%）
日商 PC 検定…2 名（受験者 5 名）（40%）
ブライダルコーディネーター技能検定 3 級…11 名（受験者 13 名）（85%）
アソシエイト・ブライダル・コーディネーター…14 名（受験者 14 名）（100%）
ピアヘルパー…6 名（受験者 9 名）（67%）
医療事務…8 名（受験者 12 名）（67%）
秘書検定 2 級・3 級…5 名（受験者 12 名）（42%）
日商簿記検定 3 級…4 名（受験者 6 名）（67%）
色彩検定 2 級・3 級…9 名（受験者 10 名）（90%）
パーソナルカリスト検定 3 級…5 名（受験者 5 名）（100%）

資格の取得が即就職に結びつかないものもあるので、学生個々の自己実現に向け、多様なサポートをするよう心配りをしている。

「⑩卒業生の評価に関するアンケート（両学科）」（備付-9）は、進路サポート委員会が毎年 5 月に実施している。卒業生と卒業生の進路・就職先の人事関係者へアンケートを送付し、意見等を伺い、進路支援に活用している。

学習成果の査定と査定の手法の点検は、教育課程及び三つのポリシーに基づきながら、主として各学科の学科会議及び各委員会で行っている。

科目担当教員は、以下の手順で自身の授業改善を実施している。まず、自身の授業について、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシー及び前年度の「授業評価アンケートの結果・改善レポート」（備付-10, 23）を踏まえた上で、授業概要、到達目標と学習成果、授業計画と内容、評価基準、評価方法、フィードバック方法、アクティブ・ラーニング等の授業方法、履修条件、授業外学習について検討しシラバスを作成する。授業担当者が作成したシラバスを、第三者がチェックする。実際に授業を行い、学習の評価（成績評価）を出す。授業評価アンケートを実施し、「授業評価アンケートの結果・改善レポート」（備付-10, 23）を作成するなかで学習成果を評価し、自身の授業の課題を発見、分析して、次年度のシラバス作成及び授業に活用している。

本学では、教育の質を保証するために、学校教育法・短期大学設置基準等の改正を踏まえた短期大学評価基準について都度確認し、法令に従って対応している。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

幼児教育学科・総合文化学科とも、教育の向上・充実のための PDCA サイクルを確立する必要がある。特に、改善（Action）については、FD 委員会と連携し、課題の解決策を見出すための方法を検討する必要がある。

「⑩卒業生の評価に関するアンケート（両学科）」（備付-9）は、現時点では学習成果を評価するまでには至っていないので今後の課題である。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特になし。

<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

幼児教育学科・総合文化学科ともカリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを作成し、公表している。それに伴いPDCAサイクルのシステム化を図る。

「自校教育」については、幼児教育学科では、入学予定者に、幼児教育・保育に関連した入学前課題（備付-11）を示し、入学後の授業「スタディスキル」で入学前課題を活用した授業を行い、評価をしている。具体的には、学生は、入学前に取り組んだ課題の内容と課題への取り組み方、課題が完成するまでの過程を整理し、「スタディスキル」の授業で学んだプレゼンテーションの技法をもとに他の学生と教員の前で発表する。学生は、自分が興味ある幼児教育・保育についての学びを深めるとともに、他者の前で発表する技法を身に付けることにつながる。「スタディスキル」における学生の発表時には、幼児教育学科の教員全員が学生の発表を聞き、評価をし、学科会議において学生の学びと課題を共有しているため、学生の本学入学後の学びの深まり方についての検証を前期中に行い、後期及び次年度に向けての課題を明らかにしている。

総合文化学科の「自校教育」は、入学予定者に、本学の沿革や上田市・長野県に関わる問題（備付-11）を提示している。結果とその分析については、新学期開始前に学科会議で共有し、入学生の問題の所在を明らかにしている。

入学後は、必修科目「スタディスキル」の初期の授業で振り返りを行う。この段階での学びを核に、後期の必修科目「信州総合学」で、地域を素材にしたさまざまな研究テーマがあることを知り、2年次の卒業研究のテーマ設定に結び付けている。

「シラバス」（提出-6）のチェック体制については、教務委員の中で担当を決め、担当者がシラバスチェックリスト（備付-12）をもとに全シラバスを確認し、改善が必要なものについては、学長・学科長からの勧告を行い、その担当教員に修正を求める体制をとっている。

幼児教育学科の実習先に依頼する評価表の項目については、文部科学省の教育実習コアカリキュラム及び全国保育士養成協議会の保育実習ミニマムスタンダードをもとに作成した。今後も定期的に点検していく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の未来を見据え、大学改革室を設置し、大学運営に関する中長期のプランニングと、その実現のための具体策の提示に着手した。（提出-規程集 24）既存の2学科をいかにして生かし切るかを念頭に、文部科学省による「総合改革支援事業」へのチャレンジも視野に入れ、本学の将来像を早期に確定し、発信・構築していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

＜根拠資料＞

提出資料 1. 学生便覧（キャンパスガイド）[2021年度]、6. シラバス（授業概要）[2021年度]、3. ウェブサイト 本学 HP「情報の公表」、4. 学生募集要項（入学願書を含む）[2021年度]、5. 学生募集要項（入学願書を含む）[2022年度]、10. 学校案内（Campus Guide）[2021]、11. 学校案内（Campus Guide）[2022]、12. 入試ガイド [2021年度]、13. 入試ガイド [2022年度]

備付資料 24. 単位認定会資料、25. 卒業生進路状況一覧、9. 卒業生の評価に関するアンケート集計結果、19. GPA 分布、10. 授業評価アンケート集計結果、23. 改善レポート、21. 幼児教育学科実習評価票、11. 入学前課題、8. 第3回東信高短教育懇談会懇談要旨、22. 資格・検定・免許取得状況、16. 教育実習成績報告書、26. 教員別成績評価一覧、20. 学生状況調査、27. 学位授与・証書授与台帳、15. 履修カルテ、28. 卒業生アンケート集計結果

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

■幼児教育学科

幼児教育学科では短期大学設置基準第5章に則り、以下の「学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）に掲げられた諸要件を満たした学生に対して卒業認定を行っている。

- ①社会人になるための教養を身につけている。
- ②教育・保育の目的や支援について理解している。
- ③教育・保育のための知識と技術を身につけている。
- ④教育・保育に必要な自然保育や社会福祉、芸術表現の知識と技術を身につけている。

「キャンパスガイド」（提出-1）に明示された上記4項目は、学科としての学習成果および関連科目の成績評価基準に対応している。また、これら諸要件は、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格の取得にも直結するものである。

これらは、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に示された幼児教育および保育の理念を実践する専門職に求められる資質・能力に対応しており、その意味において社会的通用性をもつものである。また、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が国際的な普遍性をもつ「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神を踏まえて策定されていることに鑑みれば、本学の「学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）の国際的な通用性があると言える。卒業認定及び資格付与の可否については、各期末試験および単位認定会議（教授会）で常に審議され（備付-24）、また、「学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）についても学科会議で常に点検を行っている。

■総合文化学科

総合文化学科の令和3年度における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、以下の8つである。これらは、それぞれの学習成果に対応したものであり、これらを踏まえ、卒業認定を行っている。（ポリシーのあとのローマ数字は、基準Iで示した学習成果）

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

- ① 豊かな教養を身につけている。－Ⅲ
- ② 社会人として活躍できる専門的知識・能力を身につけている。－Ⅱ
- ③ 的確な判断により、問題を解決する力（問題解決能力）を身につけている。－Ⅲ
- ④ キャリア形成のための自己分析力や、社会に対する洞察力を身につけている。－Ⅲ
- ⑤ 地域について理解し、地域社会に貢献することができる。－Ⅲ
- ⑥ 人間関係において、他者を敬い、周囲と協調することができる。－Ⅰ
- ⑦ 免許・資格等の取得に向けて意欲的に取り組み、その成果を社会生活に活かすことができる。－Ⅱ
- ⑧ 状況に即して、適切なプレゼンテーションを行うことができる。－Ⅲ

総合文化学科の卒業の要件（取得単位数 62 単位、内訳：共通教育科目 22 単位＋専門科目 40 単位）は、「キャンパスガイド」（提出-1）等において明示している。成績評価の基準は「シラバス」（提出-6）において明示されている。なお、資格取得の数については、上限・下限がなく原則として個々人の自由選択である。学生各自の力量・将来計画に沿った取得ができるよう、ゼミナール担当教員を中心に、個々に取得に向けたアドバイスを行っている。また、資格により要件が異なるので、印刷物（「キャンパスガイド」・「シラバス」）に加え、授業担当教員からも、年度当初・授業初回において、詳細な説明を行っている。また、免許・資格等の受験アドバイスについては、授業担当教員を中心に行っている。

総合文化学科の卒業認定・学位授与の方針（提出-1）は、社会的・国際的に通用性が

あると自負している。その根拠は、卒業生の進路先（備付-25）と、そこからの聞き取りで得られる回答（進路サポート課主導）（備付-9）である。もちろん、問題点の指摘もあるが、聞き取り後、カリキュラムや教育内容等と照らし合わせ、学科会議で善後策を講じている。

国際的な通用性という面では、接客接遇の現場で激増するインバウンドへの対応力によって真価が問われることになる。英語等、選択して学んだ外国語を駆使する力量をみがき、国内での業務に耐えうる資質・能力を具えて送り出すことが国際的に通用する素地を作ると考えている。令和元年度までは、以上のように考えてきたが、新型コロナウイルス感染者急増のため、インバウンドに関する対面業務が激減している。ホテル・観光業方面における動きを見極め、対応策を考究したい。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

■幼児教育学科

幼児教育学科では、「豊かな教養やキャリア形成のための力を養う共通教育科目と、専門分野の学びを深める専門科目を配置し、学科の掲げる教育目標を達成するため、下記のような教育課程を編成します」として、「キャンパスガイド」（提出-1）に次のような教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を記載している。

1. 豊かな教養を培う共通教育科目を設置する。
2. 教育・保育の本質と目的を学ぶ基礎理論に関する科目を設置する。
3. 教育・保育の対象を理解し、支援するための知識と技術を培う科目を設置する。

4. 学生が自身の得意分野や興味関心に合わせて学びを深め、応用力を高められるよう、自然保育、福祉社会、芸術表現の3コースを設置する。
5. 実際の現場を想定した課題を見出し、他者と協働して課題について考察を深める態度を培う教育を実施する。

本学科の教育課程編成は、短期大学設置基準第4章～第5章の各条に則り、卒業認定要件と学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および学科の目指す教育目標、学習成果を踏まえて行われ、卒業および資格取得に必要な科目のほか、学生の興味関心、得意分野に応じて履修できる科目を、必修・選択・選択必修に分けてバランスよく配置している。

科目は全て「キャンパスガイド」（提出-1）に、共通教育科目・専門科目の別、履修年次・履修学期、講義・演習・実習の別、単位数、卒業必修・資格取得必修・選択必修・選択の別、共通教育科目・専門科目の別、等を明示している。

科目は学習成果の段階的な獲得が可能となるべく、年次、学期毎に適切に配置され、学生が系統的に学びを積み重ねられるよう工夫されている。このため、特定の学期および年次に偏って多数の科目を履修したり、獲得すべき成果の順序に逆行するような履修をすることはできない。一日に設定されている授業時間は最大5コマであり、また、一人の学生が同時帯に複数の授業を受講できないことから、年間または各学期において履修できる単位数の上限は自ずと定まっており、適切な履修範囲を逸脱する可能性はない。

各年次および学期毎の履修については、各期はじめのオリエンテーション時に十分な指導を行い、過不足なく適正な履修が行われるよう、学生から提出される「履修登録」を精査している。

学生の成績評価は、短期大学設置基準第5章第13条に則り、前・後期各期末の試験、レポート、その他提出課題によって行っている。

単位認定の可否は「秀」「優」「良」「可」「不可」の5段階であり、このうち「秀」「優」「良」「可」が合格とされ、単位が認定される。また、授業回数の3分の2以上の出席が課され、それに達しない場合は失格となり、単位認定考査の対象にはならない。出席回数のチェックは各科目担当者が厳正に行っている。

「シラバス」（提出-6）には、当該科目について下記18項目が明記されている。

- 1) 科目名
- 2) 担当教員名（実務経験の有無）
- 3) 授業形態
- 4) 単位数
- 5) 開講時期
- 6) 必修・選択の別（遠隔授業の有無／DPとの関連）
- 7) 授業概要
- 8) 到達目標・学習成果
- 9) 授業計画
- 10) 評価基準
- 11) 評価方法
- 12) フィードバック方法
- 13) アクティブラーニング
- 14) 教科書
- 15) 参考書
- 16) 履修条件
- 17) 授業外学習
- 18) オフィスアワー

専攻課程の教育課程については、学科会議などを通して常時、検討・見直しを行っている。

■総合文化学科

総合文化学科のカリキュラム・ポリシーは、以下の3点であり、「キャンパスガイド」（提出-1）等に記載している。

1. 豊かな教養やキャリア形成のための力を養う共通教育科目と、専門分野の学びを深める専門科目を設置しています。
2. 専門科目は、ゼミナールと8のフィールドの科目群からなり、各種免許・資格等にも対応しています。ゼミナール4科目は必修であり、2年次開講の「卒業研究ゼミナール」Ⅰ・Ⅱでは、「卒業研究」の制作に取り組みます。ゼミナール以外の科目は、すべて選択科目として開設しています。
3. インターンシップをはじめ、実習・体験型の科目では、地域への理解を深めるとともに、他者を敬う気持ちや多角的な判断力と行動力を身につけます。

以上のカリキュラム・ポリシーは、総合文化学科のディプロマ・ポリシー（8項目）と結びつく。それぞれの対応関係を結びつけると下記のとおりである。

- ① 豊かな教養～共通教育科目（多分野に選択科目を配置）
- ② 専門的知識・能力～専門科目での学び
- ③ 問題解決能力～演習科目の開設
- ④ キャリア形成～「キャリアアップ」必須科目＋2年間の学び
- ⑤ 地域社会への貢献～地域を教材とした学びの展開（「信州総合学」等）
- ⑥ 協調～ゼミナール活動
- ⑦ 免許・資格～20種ほどのメニュー
- ⑧ プレゼンテーション力～情報関係科目の必修化

総合文化学科は、地域総合科学科としての特性を失わぬよう短期大学設置基準にのっとり、体系的に学科・専攻課程の教育課程を編成している。

卒業に要する62単位のうち、学科の専門科目の単位数は40単位、教養のベースとなる共通教育科目は22単位で構成している。

全員必修となる科目は、共通教育科目では、「スタディスキル」「日本語表現」「キャリアアップⅠ・Ⅱ」「体育Ⅰ・Ⅱ」の10単位である。社会人デビューに備えた自己実現のためのスキル形成と、コミュニケーション能力の育成を主眼とする科目群である。また、人文科学・社会科学・自然科学分野および、外国語・情報処理分野の科目群に選択必修科目を設定し、バランスのとれた学びの展開を促している。

学科の専門科目のうち、全員必修となる科目は、「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」「卒業研究ゼミナールⅠ・Ⅱ」の4単位に抑え、他はすべて選択となる。卒業後の進路方面が幅広いことに合わせた設定だが、卒業後のステージで必要となる学び・免許・資格・検定を各学生がしっかりと見極め、選択できるようゼミナール担当教員を中心にアドバイスをを行っている。

総合文化学科では、共通教育科目で学んだ教養をベースとし、その上に専門科目での学びを展開する。それらの専門科目の学びを生かして、多くの免許・資格・検定にチャレンジできる。それらは、科目編成の上で、学びの修了とともに免許・資格の取得となるものと、授業後に外部の試験を受けるものとの2本立てになっている。

具体的には、中学校教諭二種免許状（国語）・図書館司書資格・学校図書館司書教諭資格・介護職員初任者研修は、前者である。このうち、図書館司書資格取得のための授業科目は卒業単位として認めており、学校図書館司書教諭を目指す学生が学びやすくなるように配慮している。

マイクロソフト・オフィス・スペシャリスト、ブライダルコーディネーター技能検定（国家検定）、アソシエイトブライダルコーディネーター検定、ピアヘルパー、医療事務については、外部団体主催の試験を受けることになる。各科目の担当教員は、担当職員と連携をはかりつつ、可能な限り、学内での団体受験ができるよう計らったり、直前の対策講座を開催したりするなどして、熱心な支援が行われている。

キャップ制については導入を促す世論を考慮しつつも、総合文化学科では、まだ実施に至っていない。その理由としては、最も努力して免許・資格にチャレンジする学生層（司書教諭の取得を目指す学生）の意欲を削ぐことが懸念されるためである。単位数に制限がかかると、2年間では、「司書・中学校教諭・司書教諭」3セットの免許・資格が取れなくなる可能性がある。

しかし、キャップ制の意図するところ、すなわち、適切な単位数の科目をじっくり学ぶことをないがしろにすべきではない。学期ごとに、各ゼミナール担当教員と学生がマンツーマンで、学生の将来計画を鑑み、取得単位と取得予定の授業科目の検討を行っている。

なお、この課題については、教職課程の閉鎖（令和6年3月）が決定したので、実現に向けての議論がしやすい状況を迎えている。

成績評価は、学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり、判定している。GPAによる表示も、平成22年度から、内部資料として学生の成績状況を把握するために活用している。（備付-19）成績評価は、これまで4段階（「優」「良」「可」「不可」）だったが、令和2年度入学生より「秀」（受講者の5%程度を限度）も加えた。

「シラバス」（提出-6）には、必要な項目を明示している。期末試験前には、各教員に試験日程を調整するためのアンケートが出されるが、その際、「シラバス」に記載された成績評価（レポート・試験等）が行われるよう確認も実施している。

教育課程の見直しは、恒常的な課題であり、学科会議で定期的に行なっている。

両学科とも学園全体では、中期経営計画の策定を区切りに、前計画の実行状況の定期的な点検を行い、年度末には、次年度の事業計画を策定し、それに基づき、通常の学務を行いながら、計画の進行状況を月2回開催の学科会議で確認していく。

総合文化学科では、令和元年度からの計画において、次の諸点を掲げている。

I 学びの充実

- (ア) 専門科目を中心にフィールドの再編を行う：既存科目の見直し
- (イ) 学びやすい時間割の作成
- (ウ) 「医療事務」の学びのサポート体制強化（「学び方ガイド」を作成し掲示する）

II 学生が活躍する場の設定

- ① 総合文化研究所・大会への全員参加
- ② 学科行事の見直し・充実（親睦面の強化）
- ③ まちなかキャンパスの活用

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

上田女子短期大学では、短期大学設置基準第4章第5条に則り、「共通教育科目」を設置して教養教育を行っている。このことは、「敬愛・勤勉・聡明」という建学の精神に則り、長野県東信地域で唯一の女子教育を担う高等教育機関として、幅広い教養を持ち、地域におけるさまざまな課題に関心を向けることのできる聡明さと、幅広い知識に基づく総合的な判断力を兼ね備えた女性を育成し、地域社会の期待と要請に応えることを理念とする本学の教育目的にも合致している。

社会における女性の地位と役割がますます重要性を増している現在、短期大学においては、進路決定に必要な専門的知識を修得することと並行して、地域に貢献する職業人としての自己像を確立し、キャリア形成と学びの基盤づくりをすることがとりわけ重要である。また、人々の生活や価値観が多様化している現代社会においては、人間の思想や文化に対する基本的な理解とともに、社会の複雑化やグローバル化にともなう経済や福祉、人々のコミュニケーションの変化等に関する鋭い感性を持ち、最先端の科学技術と自然への関心を持つ態度が欠かせない。

このため本学では、幼児教育学科、総合文化学科それぞれの専門科目に加え、両学科の学生が共通に履修できる「共通教育科目」を、A～Gの7群にカテゴライズして設置し、そのうち8単位を卒業必修単位に含めている。

令和3年度の「キャンパスガイド」（提出-1）に明記された共通教育科目7群の概要は以下のとおりである。

A群：学びのあり方・方法を理解・修得しつつ、ライフサイクルの中にある自分自身を見つめるための科目群

B群：人間という存在を文化との関わりから考え、探求して行く科目群

C群：社会の中で生きる人間の姿を見つめ、理解を深めるための科目群

D群：自然や生命、生活を科学的な視点から捉え、理解するための科目群

E群：他の言語に触れながら、それぞれの特性やコミュニケーションの仕方を学ぶ科目群

F群：現代社会に必須のコンピュータへの理解を深めるとともに、情報の特性を学び、情報処理技術を習得するための科目群

G群：健康な体を形作るために用意された、実践的・理論的な科目群

これら共通教育科目の教育効果は、各科目の期末試験等の成績によって測定されるが、これらの履習・修得によって得た知識や教養は、それぞれの学科における専門科目の学習にも反映されるものと考えている。

とりわけA群に設置された「スタディスキル」は、本学の建学の精神「敬愛・勤勉・聡明」の意味と教育課程全体との関連性を理解する上で極めて重要な意味を持つものであり、本学の教育課程全体の導入科目として位置づけられている。

両学科の学生は、当該科目で習得した知識・方法をそれぞれの専門科目に援用・応用しながら、短期大学生としての自覚、学びの姿勢を身につけていく。

当該科目の具体的な授業内容は以下のとおりである。

■ 幼児教育学科

科目名	スタディスキル（幼教）				担当	◎千葉 直紀・小池 明・多田 幸子		
形態	講義	単位数	2	開講時期	1年通年	実務経験	—	
必修	卒業：必修 幼免：選択 保育士：選択				遠隔授業	有・無	DPとの関連	D1
授業概要	本学の教育理念「敬愛・勤勉・聡明」の趣旨を理解し、自主的に学ぶことの必要性と意義を理解する。その上で、教養と経験の豊かな保育者を目指してそれにふさわしい実践力を身につける。							
到達目標 学習成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習の方法を身につけ、みずからの主体的な学びに生かすことができる。 ・ 子どもとの具体的な関わりにおいて、基礎的な知識・技術を生かすことができる。 							
授業計画	回	内容						
	1	オリエンテーションおよび本学の教育理念	本授業の趣旨を理解する 本学の教育理念を理解し、学びの意義を考える					
	2	幼児教育学科での学び	本学科で学ぶことの意義を理解する。また、本学科の教育課程を理解し、2年間を通した学習の見通しを立てる					
	3	学びの技法① 語彙力の確認	保育者に必要となる語彙力・読解力の基礎を確認する					
	4	学びの技法② 読解力の確認	保育者に必要となる言語表現能力の基礎を確認する					
	5	学びの技法③ 引用と要約の確認 （「研究倫理教育」）	レポートや論文を作成する際に重要となる「研究倫理」について学ぶ					
	6	学びの技法④ プレゼンテーション 1	他者に情報を伝える際の技術について学び、プレゼンテーションの計画を立てる					
	7	学びの技法⑤ プレゼンテーション 2	プレゼンテーションの計画と作成					
	8	学びの技法⑥ プレゼンテーション 3	プレゼンテーションを通して、自分の考えを発表することの意義と方法について実践的に学ぶ					
	9	あそびプロジェクトについて （オリエンテーション）	子どもとの関わりのあるあり方について考察する					
	10	あそびプロジェクトに関する説明	あそびプロジェクトに関するグループ内における対話を重視した活動やねらいの立案を行う					
	11 ～ 13	あそびプロジェクトの準備	子どもと関わるプロジェクトを学生自身が企画・立案し、準備を行う					
	14	あそびプロジェクト	子ども（本学附属幼稚園の園児）を短大に招いて、あそびを中心としたイベントを行う					
	15	まとめ	実際に行った体験的な学びについて省察を行う					
	評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習の方法を身につけ、自らの主体的な学びに生かすことができたか。 ・ 子どもとの具体的な関わりにおいて、基礎的な知識・技術を生かすことができたか。 						

評価方法	その他 100% (前期：授業中に課される課題 50% 後期：あそびプロジェクトへの参加態度 50%)
フィードバック方法	プレゼンテーション・あそびプロジェクトに対する講評。
アクティブラーニング	グループワーク・プレゼンテーション
教科書	特になし
参考書	特になし
履修条件	入学前課題を行い提出していること。本授業を通して、上田女子短期大学の理念を理解する。前期・後期それぞれに実施されるプログラムに積極的に参加し、学びの基礎を身につける
授業外学習	事前学習：キャンパスガイドに掲載されている本学の教育理念をよく読んでおくこと（各回 30 分）。 事後学習：授業内プリントの復習等（各回 1 時間）。
オフィスアワー	各担当教員のオフィスアワーを確認すること。

■総合文化学科

科目名	スタディスキル（総文）				担当	◎大橋 敦夫・小池 明・斎藤 直人			
形態	講義	単位数	2	開講時期	1 年前期	実務経験	—		
必修	卒業：必修 中免：選択 司教：選択				遠隔授業	有・無	DP との関連	1・6	
授業概要	短期大学生として 2 年間充実した学習を行うために、自己の学びの姿勢を問いつつ、基本的な学習方法を学ぶ。具体的には、①講義を受けるスタイルの確立、②レポート作成法の理解、③研究に必要な「考え方」の習得である。								
到達目標 学習成果	①受講する講義の資料管理ができる。 ②教員の指示するレポート作成に対応できる。 ③自分の考えを深める方法を身につけている。								
授業計画	回	内容							
	1	学び方を学ぶ（小池学長）			短大生の学び				
	2	学び方を学ぶ①（大橋）			自校教育、入学前課題の振り返り				
	3	学び方を学ぶ②（大橋）			講義の受け方、情報整理法				
	4	学び方を学ぶ③（大橋）			調査研究の方法				
	5	学び方を学ぶ④（大橋）			研究倫理				
	6	ライティングスキル①（大橋）			レポートとは				
	7	ライティングスキル②（大橋）			レポートの構成・表現				
	8	ライティングスキル③（大橋）			引用の方法、効果的な図表の配置				
	9	ライティングスキル④（大橋）			文章の推敲				
	10	リーディングスキル①（大橋）			本の読み方				
	11	リーディングスキル②（大橋）			新聞の読み比べ				
12	思考ツールの概説と活用①（斎藤）			シンキングツール（その 1）					

13	思考ツールの概説と活用②（斎藤）	シンキングツール（その2）
14	思考ツールの概説と活用③（斎藤）	K J 法等によるアイディアの創出
15	まとめ（大橋）	グループワーク（アイディアの共有）
評価基準	適切な思考ツールを利用し、教員の指示する提出物等に的確に対応できる。明快に表現しようとする姿勢が身についている。	
評価方法	授業態度 20% レポート（提出物） 80%	
フィードバック方法	リアクションペーパーに対して、コメントを明示する。	
アクティブラーニング	身体的距離を保つでのディスカッションを必要回に限り盛り込む。	
教科書	オリジナル・プリント配布	
参考書	『大学生 学びのハンドブック』（世界思想社）	
履修条件	積極的に自分の意見を述べたり、ノートに筆記したりすること。また、クラスメイトの意見を傾聴すること。	
授業外学習	事前学習：これまでの自己の学びを振り返る（各回 30 分程度）。 事後学習：授業内容について、プリント類を読み込み、要点をまとめる（各回 60 分程度）。	
オフィスアワー	各担当教員のオフィスアワーを確認すること。	

平成 27 年から、両学科共通の教養教育（「共通教育科目」）が実施されるようになり、両学科の学生が共に学ぶ場面が増え、相互に刺激し合う場面が出てきた。選択科目の数は、他短大との比較において多めで、学生個々の視野を広げるに十分な分野が展開されている。

令和元年度はカリキュラム・ツリーを作成し、教養教育と専門教育の関連を明確にし、ホームページ（提出-3）上にて公開した。

なお、非常勤講師に依頼する科目も多いので、大学側から教育方針等の説明を通知し、学期中も学生の様子を随時伝えてもらうよう依頼している。学期後、「授業評価アンケート」（備付-10, 23）の回答を踏まえ、コロナ禍ではありながらも、令和 3 年度は次年度への改善点を協議した。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

■幼児教育学科

幼児教育学科では、短期大学設置基準第4章第5条に則り、以下2種類に大別される履修科目を設置して教育課程を編成している。

- 1) 幼児教育・保育に関わる専門職として必要な知識や技能の修得および資格取得に関わる科目（専門科目）
- 2) 幅広い教養を身につけ、豊かな人間性を涵養することを目的とした教養科目（共通教育科目）

このうち、教養科目において行う教育は、専門知識や技能の修得の前提となる実生活における知の充実や、基礎的人間力を養うことを目的とする。それらに設置された科目群は、「保育5領域」として設定されている「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の各領域と密接に関連しており、専門科目で扱う内容に直結するものである。このことから、双方の接続は保証されているといえる。

また、職業への接続については、幼児教育学科においては、2年間で5回行われる教育実習との連携を図った展開が意図されている。

職業教育としての専門科目においては、教育効果が直接反映される機会として、実際の幼児教育・保育・福祉の現場での教育実習、保育実習、施設実習が特に重要である。実習先の教職員から直接学生の実習についての評価を聞き取り、教育・保育・福祉の現場で学生指導を行う「実習現地指導」を実施している。令和3年度は、新型コロナウイルスの状況を鑑み、「実習現地指導」については柔軟に実施した。また、実習終了後に実習先から送付される「評価票」（備付-21）の内容を詳しく検討して学生一人ひとりに伝達し、事後指導を十分に行っている。これら実習に関連する指導は、学科の教員によって組織された「実習委員会」が中心となって、事前学習の成否や実習先からの評価を常に把握しながら体系的に行っている。以上のことから、職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組む体制は整い、機能しているといえる。

■総合文化学科

共通教育科目（教養科目）において、「スタディスキル」（1年次前期）「キャリアアップⅠ・Ⅱ」（1年次前期・2年次通年）を必修科目とし、特に「キャリアアップ」は、2年間にわたって学ぶ基幹科目となっている。

総合文化学科では、選択科目の「インターンシップ」が就職活動の前段階となる可能性がある。夏季休暇に実施される「事業所見学会」（進路サポート委員会主催）とも連携が図られることが望ましい。

令和3年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業所見学会は実施できず、「インターンシップ」も受け入れ不可能となった事業所が多数に及んだ。また、「インターンシップ」は、受け入れ企業が「ワンデー」方式に多数シフトしており、日

数など実施の仕方を見直す時期に来ている。

「スタディスキル」「キャリアアップⅠ・Ⅱ」とともに、各授業時のリアクション・ペーパーあるいは提出課題から浮かび上がる課題について、授業担当者から学科会議への問題提起を促している。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

幼児教育学科では、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のように示し、「キャンパスガイド」（提出-1）や「学生募集要項」（提出-4,5）、ホームページ（提出-3）上で公表している。

- ①入学後の修学に必要な高等学校卒業程度の基礎学力を持つ人
- ②子どもの育ちに関心を抱き、そのための知識・技術を身につける意欲を持つ人
- ③他者への敬意を持って行動できる人

以上の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、本学科が定める学習成果を卒業までに身につけるために、入学時に最低限必要となる基準として明示したものであり、合格した入学志願者が学ぶためのカリキュラムを構成している。

基礎学力は、大学生としての学びや専門職としての保育者にふさわしい知識や技術を習得する上で不可欠である。

また、幼児教育・保育に対する関心や意欲は、2年間の学びを支えていく根幹になる。

さらに、社会的に有為な人材を育成することを主眼とした本学の教育目的から、他者への敬意（コミュニケーションや社会性）を持つ姿勢が求められる。

入学者選抜の方法は、以下のとおりである。

「学校推薦型選抜入試（指定校）」

「学校推薦型選抜入試（公募A・B・C・D）」

「推薦特待生入試」

「SG特待生入試Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」

「資格特待生入試Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」

「一般選抜入試A・B・C」

「総合型選抜入試Ⅰ期・Ⅱ期」

「社会人学生入試Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」

「帰国子女学生入試」

「外国人留学生入試」

このうち、「学校推薦型選抜入試（指定校）」「学校推薦型選抜入試（公募A・B・C・D）」では、書類審査と個人面接に加え小論文を課して、幼児教育・保育への強い意欲や社会的関心を確認してきた。令和4年度入試（令和3年度実施）からは、小論文の代わりに本人提出書類（入学希望理由書）を以て学力評価の対象とした。

また、「推薦特待生入試」「一般選抜入試A・B・C」では、書類審査と個人面接に加え小論文を課し、保育者としての資質と意欲に加え、基礎的国語力や表現力を確認している。

「総合型選抜入試Ⅰ期・Ⅱ期」では、本学で保育者を目指す意欲を特に重視している。

「SG特待生入試Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」は、より高度な学力・応用力やコミュニケーション力を持つ学生が入学することを目指している。

「総合型選抜入試Ⅰ期・Ⅱ期」は、令和3年度入試（令和2年度実施）から内容を変更している。内容は、エントリー後に面談を行い、学修計画書提出を課している。その後面接試験（プレゼンテーション含む）を行って総合的に合否の判定をしている。

以上のように、本学科が設定している入学者選抜の方法は、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を反映したものとなっている。（提出-4,5）

合格者に対しては、学習成果達成のための支援策の一つとして、入学前課題（備付-11）を課しているが、令和3年度はコロナ感染症対策のため、予定していた2月29日（土）の入学準備プログラムは行わず、入学準備に関する書類や課題を送付し、自宅にて各自入学に向けて課題に取り組むようにした。課題の内容は以下のとおりである。

〈幼児教育に関連するテーマのうちから一つを選択し、作品や資料を製作し、その製作過程や考察をレポートする。〉

この課題により短期大学での学習がよりスムーズに始められるよう配慮している。

総合文化学科では、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）として、次のものを示し、「キャンパスガイド」（提出-1）や「学生募集要項」（提出-4,5）、ホームページ（提出-3）上で公表している。

- ①入学後の修学に必要な高等学校卒業程度の基礎学力を持つ人
- ②本学科のカリキュラムによって、豊かな教養と専門的知識・能力を身につける意欲を持つ人
- ③他者への敬意をもって行動できる人

これらの入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、入学前の学習成果を明確に示したものであり、合格した入学志願者が学ぶためのカリキュラムを構成している。

入学者の選抜方法は、以下のとおりである。

「学校推薦型選抜入試(指定校)」

「学校推薦型選抜入試(公募A・B・C・D)」

「推薦特待生入試」

「SG特待生入試Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」

「資格特待生入試Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」

「一般選抜入試A・B・C」

「総合型選抜入試Ⅰ期・Ⅱ期」

「社会人学生入試Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」

「長期履修学生入試」

「帰国子女学生入試」

「外国人留学生入試」

以上の入学選抜の方法は、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）に対応している。（提出-4, 5）

上記の両学科の多様な選抜方法について、それぞれの選考基準を設けて、公平かつ適正に実施している。現在のところ選考基準は外部に公表していない。

授業料、その他入学に必要な経費については、「大学案内」（提出-10, 11）や「入試ガイド」（提出-12, 13）、「学生募集要項」（提出-4, 5）などに明示している。

入試広報課に専用フリーダイヤルを設け、高校生からの入試に係る相談に個別に対応している。LINEによる高校生からの個別質問にも、併せて対応している。また、両学科の教員と入試広報課担当職員をメンバーとした「アドミッション委員会」を組織し、広報活動全体の企画運営を行っている。高校訪問や進学相談会等は入試広報室長を中心として多くの教職員で対応している。オープンキャンパスは全教職員で運営し、学生ボランティアも動員して来学者への対応にあたっている。入試事務は、受付から結果発表まで入試広報課担当職員が担当し、結果発送業務は事務局全体が協力している。

受験生からの問い合わせは、学科の特徴や免許・資格、開設科目や時間割などのカリキュラムや進路に関する事、また、サークル活動や通学に関する事など学生生活全般にわたる。これらに加えて保護者からは、主な就職先をはじめ、学納金や奨学金、そのほか就学に関わる費用など、経済的な問題に関する問い合わせが多い。また、遠隔地の受験生や保護者からは、学生寮や近隣のアパート情報に関する事、一人暮らしや安全対策などに関する問い合わせもある。

これらの相談や質問などは、メールやSNS、フリーダイヤルの利用による方法が中心であるが、家族で来学し、実際に本学を見学して相談する受験生もいる。それらすべてに適切に対応している。

入学者受け入れの方針を定期的に見直し点検している。具体的には、後期に教育懇談

会（備付-8）を開催し、高等学校関係者の意見を聴取して点検を行っている。

[区分 基準Ⅱ -A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ -A-6 の現状>

■幼児教育学科

幼児教育学科の学習成果に定められている内容は、いずれも、学生が卒業後に保育者として現場で働く際に求められる資質・能力を念頭に置いて定められたものである。それらは2年間での達成・獲得が可能であるべく教育課程の編成において設定されており、期末試験等の成績評価の他、以下の評価および実績によって測定され、具体性が確認できる。

- ① 教育実習・保育実習・施設実習 での実習先からの評価（備付-21）
- ② 免許・資格の取得率（備付-22）
- ③ 専門職への就職率（備付-25）

①については、本学科が作成した評価票に従って実習先に評価を依頼している。評価票には、園・施設の役割理解の他、子どもや施設利用者とのコミュニケーション、指導案の作成や提出物の記載状況、実習態度にまで至る項目がある。それらによって、各学生の学習効果がどれだけ実践的なものになっているかが判断できる。

②については、各科目の成績と実習先からの評価が総合されることで取得につながることから、学習成果の獲得を総合的に示すものであり、例年9割前後の学生が幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得している。

③は本学科が定めている学習成果を最も客観的かつ具体的に示すものである。令和3年度は9割の学生が専門職に就職した。

■総合文化学科

学習成果については、「シラバス」（提出-6）において具体性を示している。不明と思われるもの、学生が理解しにくいと思われるものは、教務委員会によるシラバス・チェックの段階で書き直しを依頼している。

総合文化学科の学習成果は、建学の精神（「敬愛・勤勉・聡明」）を基調としたものである。

「敬愛」は、他者を敬い、周囲と協調できることであるが、それは、日々の学生生活や大学行事・学科行事を通して実現していくものである。

「勤勉」は、結果として各自が目標とする免許・資格・検定にチャレンジし、成果を挙げることをねらっている。

「聡明」は、豊かな教養を身につけることであり、それは、2年間の本学科での学びを通じて達成されるべきものである。

個々の科目においては、一定期間で獲得可能な内容を掲げるよう科目担当者に依頼している。不可能と判断される場合は、教務委員会から「シラバス」(提出-6)の再考を依頼することになる。

それぞれの学習成果の行程については、カリキュラム・ツリー(提出-3)に盛り込まれている。

学習成果の測定には、量的な面と質的な面とがある。

量的な面では、免許・資格・検定等の取得状況(備付-22)および進路決定状況(備付-25)により、明示される。また、それらの前提として単位取得状況がある。

質的な面では、各学外実習における評価(インターンシップ・教育実習・図書館実習)(備付-16)がある。また、大学行事や学科行事等への参加を通しての自己の振り返り(多くはレポート作成)とその指導を通じての把握がある。指導の徹底は、ゼミナール担当教員が中心となっている。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

両学科とも、量的データとして、GPA分布(備付-19)を成績優秀者の表彰や奨学金及び授業料免除対象者の選定基準として活用している。成績評価は、これまで本学独自の3段階(A・B・C(=優・良・可))であったが、令和2年度入学生から、S(秀)を加えた。(備付-26)

幼児教育学科では、幼稚園教諭免許状取得率及び保育士資格取得率は9割を超えている。

総合文化学科では、資格試験・国家試験の合格率は、その都度集計し、経年変化を見ながら、カリキュラム編成・シラバス(提出-6)作成の参考にしている。

学生調査(備付-20)は、教務委員会と学生委員会が企画・実施し、分析後在學生に結果を公表し、改善策を検討している。同窓生へのアプローチや「卒業生の評価に関するアンケート調査」(備付-9)により、雇用者からの情報を得て関係部署との連携を図っている。

2年間の学習成果に基づく学位授与と卒業認定状況は、両学科とも95%を超えてい

る。(備付-27)

質的データについては、幼児教育学科には独自に作成した「履修カルテ」(備付-15)がある。学生自身が「履修カルテ」に、成績評価をもとに履修の履歴を記録し、学習や実習、学生生活における学びを書き込んだりして、学生と教員が学期を経て、「成長した度合い」を評価している。

また、総合文化学科では、学期ごとのガイダンスで履修結果や評価 GPA などを確認し、「成長した度合い」を自己評価し次学期の改善に活かしている。教職課程では、「履修カルテ」で振り返り、達成度を自己評価している。

総合文化学科のインターンシップは、選択科目であるが例年3分の1程度の学生が選択している。しかし、令和3年度はコロナ禍のため、実施に至る学生が少数となってしまった。これから数年は、Web インターンシップの活用等、これまでとは違う対応を考える時期を迎えている。

大学編入に関しては、希望者に対して、進路サポート課職員やゼミナール担当教員が個別にアドバイス・指導を行っている。令和3年度は、幼児教育学科1名、総合文化学科2名の学生が編入学することになった。

就職率は、進路サポート課にて算出し、学校案内、進路チラシ等で公表している。(備付-25)

一般に理解を得られやすい学習成果の量的・質的データは、両学科とも、免許・資格・検定の取得者数である。両学科とも免許、資格、検定の取得者数は本報告書の他、ホームページ(提出-3)上に公表している。

これらに加え、令和3年度は、教職課程(総合文化学科)の学びのプロセスについて、公表した。

両学科とも、量的データである免許・資格・検定の取得者数及び在籍数、卒業数、就職率などは、ホームページ(提出-3)上に公表している。GPA 分布(備付-19)については、学生に報告しているが、公表はしていない。質的データである「学生状況調査」(備付-20)は、ポイントを記載して学生用に学内にて掲示をしている。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

■幼児教育学科

卒業生に対する進路先からの評価は、在学生の教育実習・保育実習先に本学卒業生が在籍している場合の聴き取りによって知ることが出来る。また、市や県単位の幼稚園、保育所、施設等の組織が主催する懇談会、連絡会議等で得る情報も貴重である。これらの情報は科内で共有し、教育内容の検討に活用している。

学内に設置された進路サポート課では、毎年学生の就職先に「卒業生の評価に関するアンケート」（備付-9）を依頼し、勤務状況について把握している。そこで得られた情報は、幼児教育、総合文化両学科の教員と進路サポート課職員からなる進路サポート委員会で共有し、学生指導に活かせる点を検討している。

■総合文化学科

雇用者への調査（「卒業生の評価に関するアンケート」）（備付-9）を進路サポート課で実施している。また、卒業生の勤務先（学校・福祉施設・図書館等）への実習現地指導の際に勤務評価の聴取を行うことがある。

「卒業生の評価に関するアンケート」（備付-9）、ならびに聴取した結果のうち、学習成果の点検に必要なものは、学科会議を中心に対策を立てる体制をとっている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の策定にあたっては、本学の建学の精神および教育目標を正しく反映させることはもちろん、輩出される人材に対する社会からの要請にも常に応えられるものであるべく、今後も常に見直していく必要がある。これにともない、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）も、相互の整合性を図りながら絶えず検討されていかなければならない。

教養教育を目指して幼児教育、総合文化両学科共通に設定されている「共通教育科目」については、特に選択科目において、両学科の学生が偏りなく履修しやすい時間割設定が実現されなければならない。両学科に共通の教職課程関連科目の時間割も含め、合理的な設置を目指し、これまでに引き続き検討していかなければならない。

卒業生の動向および就職先からの評価については、現在アンケートや聞き取りによる情報収集を行っているが、その結果が学科の教育内容により確実に反映されるよう、関係部署の連携をさらに充実させていく必要がある。課題として、就職先が回答する「卒業生の評価に関するアンケート」（備付-9）は Web 回答（Office365 の Form 利用）にて実施したが、回収が専門職 68%、一般企業 53%と低い水準となっている。そのため、書面を配布してメールやファックス等での返信を求めるか、または Web 回答と両面で実施して、回収率を上げていく。また、卒業生が回答する「卒業生向けアンケート」（備付-28）は、「卒業生の評価に関するアンケート」（備付-9）と同封して、就職先より卒業生への手渡しをお願いしている。未回答者に対しては、進路サポート課よりメール配信することで、回収率のアップをはかる。

学習の成果を総合的に判断できる GPA 分布（備付-19）について、学生には報告しているが、公表はしていないので、ホームページ等で公表することが今後の課題である。

両学科とも入学者の選抜に関しては、推薦入学試験、各種特待生入学試験、総合型選抜入学試験等の効果についてさらに検討を重ねる他、国の指針を考慮した選抜方法の研究も必要である。

平成 30 年度は、前年の「再課程認定」において、「コアカリキュラム」を反映して「シラバス」（提出-6）を大幅に改訂したので、その検証が課題となる。

ICT 関連機器の活用については今後も検討していきたい。

総合文化学科では、学生の学びの選択の幅を広げるべく、数多くの選択科目を展開してきた。しかし、その結果、時間割の過密という事態に至っている。また、「選択すること」を苦手とするのが近年の学生気質である。そこで、フィールドの再編・科目の精選が課題となっている。選びやすい、学びやすい、時間割を実現することが課題である。

また、カリキュラム・マップは、令和 2 年度末に完成となった。カリキュラム・ツリーとともに、今後、両輪として活用をはかる。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）が、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示していることになるのか、継続して検証する必要がある。また「SG 特待生入学試験」、「総合型選抜入学試験」への応募動向や入学者の入学後の様子を注視し、その効果を検証していかなければならない。

受験生を取り巻く環境の変化に適切に対応するべく、広報の ICT 化を進めている。今後は、受験の問い合わせ等において、SNS を活用した方法などもさらに考慮した対応が必要である。

また、令和 3 年度入試の大幅な入試制度改革の検証を継続し、さらなる制度改革を如何に進めるかが次年度以降の課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

総合文化学科の教職課程が閉鎖となる（令和 6 年 3 月）。この際、カリキュラムを総合的に見直し、アップデート・強化を図ることが課題となる。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料 6. シラバス（授業概要）[2021年度]、1. 学生便覧（キャンパスガイド）
[2021年度]

提出資料-規程集 3 学校法人北野学園事務組織規程、5 学校法人北野学園文書取扱
規程

備付資料 10. 授業評価アンケート集計結果、23. 改善レポート、38. コンプライ
アンス・研究倫理研修会資料 [令和元年度～令和3年度]、39. 講師懇談
会資料、21. 幼児教育学科実習評価票、22. 資格・検定・免許取得状況、
24. 単位認定会資料、40. 第3次経営計画書、41. 事業計画書 [令和3
年度]、42. 職員自己目標計画、43. 学内ネットワーク配線図、44. 図
書館報「みすず」、45. ウェブサイト 上田女子短期大学リポジトリ、46.
office365 使用マニュアル、47. 情報処理演習室配置図、11. 入学前課題、
30. オリエンテーション配付物・履修指導資料、31. 実習ガイドブック、
15. 履修カルテ、36. 上田女子短期大学外国人特別研究生聴講証明書、
37. 2019年度日中学術交流実施報告、20. 学生状況調査、48. 活動届、
49. 学外活動届、50. 企業交流会、51. ジョブトーク、52. 公務員保育
士合同説明会、53. 企業研究セミナー、25. 卒業生進路状況一覧 [令和
元（2019）年度～令和3（2021）年度]、54. 編入学について、34. 海
外留学について

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

- ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
- ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員は、授業科目の到達目標に即した成績評価基準を定め、その成績評価基準を「シラバス」(提出-6)に示し、成績評価基準に基づいて学生の学習成果の獲得状況を評価している。具体的には、小テスト、課題、レポート、授業態度、試験等により、教員は授業における学生の学習成果の獲得状況を適切に把握し、問題のある場合には、各学科会議や関連する委員会、部局において対応を協議している。

FD 委員会は教務委員会とも協力して、教員の資質向上に力を入れている。これは非常勤講師も対象である。前期、後期に学生による「授業評価アンケート」(備付-10)を実施し、授業評価の資料を得ている。令和元年度から学内のウェブによるアンケート方式で実施しており、令和3年度は各教員ゼミも含めて全科目実施したが回答率は高くない。今後もアンケートの質問内容・実施方法等について見直しを行っていく。

「授業評価アンケート」の結果を受けて、各教員自身による改善レポート(備付-23)提出を求めているが、実施アンケート全容を公的に閲覧する方策は行われておらず、今後の課題である。

また、FD 活動は教員一人ひとりの資質の向上をねらいとするものであり、その中でコンプライアンスに関する認識の向上も重要である。そのため、研究倫理・FD・SD 合同委員会、教務委員会とも連携してコンプライアンス研修会を実施している。(備付-38)

授業内容に関する授業担当者間での意思の疎通、協力・調整について、幼児教育学科においては、実習関連科目やオムニバス形式の科目担当者間で協力体制を敷いている。また、実習委員会、進路サポート委員会、表現系の担当者会議を通して、授業内容の検討をし、教職員間で意思の疎通、協力と調整を図っている。

総合文化学科では、同一科目や同一フィールドの授業担当者間において、特に緊密な協力体制が築かれている。

なお、毎年、年度当初に実施している全学的な非常勤講師との懇談会については、令和3年度もコロナ禍のため、従来の規模を縮小して実施した。加えて、感染対策をしたうえで、学内において個別に懇談する機会を増やし、意思の疎通、協力・調整を図るよ

う努めた。(備付-39)

幼児教育学科の教育目的・目標の達成状況の把握・評価については、主として実習及び実習関連科目に対する学生の取り組み状況を中心に把握・評価している。実習については、実習園から送られてくる実習の評価(備付-21)や学生自身の自己評価をもとに、教育目的・目標の達成状況を把握している。また、免許・資格の取得状況(備付-22)からも、教育目的の達成状況を把握・評価している。

総合文化学科の教育目的・目標の達成状況については、免許・資格・検定に関わる科目の履修状況・取得状況(備付-22)を中心に把握・評価している。免許・資格・検定に関わる学びの状況は、学生一人ひとり違うので、卒業に至る指導と共に、ゼミナール担当教員が積極的に科目担当者と連携している。

また、学期ごとの単位認定会議において、全学的な達成状況を専任教員は把握・評価することになる。(備付-24)

学生に対する履修及び卒業に至る指導については、授業担当者と学生支援課が連携し、学生の履修状況を把握したうえで、ゼミナール担当教員が自身のゼミナールの学生への指導を行っている。必要に応じて、学科長、教務委員長、学長がゼミナール担当教員と共に学生指導を行う。

学生の学習成果の獲得に向けた事務局の職務については、「学校法人北野学園 事務組織規程」(提出-規程集 3)において、事務局各部署の事務分掌を明確に定めている。令和3年度は各部署において事務分掌を精査し、業務分析を行ったうえで「事務組織規程」を見直した。各部署業務の担当を明確にすることで、学習成果の獲得に向けて自らの役割を改めて確認した。

また、事務局職員は建学の精神・両学科の教育目的・目標に加え、第3次中期経営計画(備付-40)及び各年度の事業計画(備付-41)に基づき、各自年度初めに自己目標(備付-42)を設定し、それを基に資格取得・卒業に至るまでの支援・学生生活及び進路活動においてのサポートや情報提供を行うなど学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

令和3年度は令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、更に学習の環境を整えるために北野講堂へWiFiの整備、2階教室等への有線LAN拡張工事(備付-43)、現況に対応するためのHDMI配線工事を行い、学習成果を達成するための教育環境を充実させた。

学生の状況については、月に1回の管理者会議及び事務局会議において、各部署より報告がなされ事務局全体で情報を共有している。必要に応じて新入生に対して高校側や保護者等と情報を共有し、スムーズな学生生活がスタートできるよう支援している。入学後も連携し、きめ細かいサポートを行っている。また、学生支援会議には事務局から学生支援課長及び学生委員が出席するとともに、各部署より代表者が出席して学生の情報を得ることに加えて、事務局からも情報提供を行い、それらを共有し、学生の現況を都度把握し、学生生活及び学習成果の獲得のための支援をしている。

進路サポート課職員は、学生支援課・実習指導室及びゼミ担任等と学生の学習の状況や進路希望を共有し、学生一人ひとりの情報を把握しながら学生の希望に添ったきめ細かい進路支援を行っている。

各委員会には関係部署の事務局職員も、正副委員長・委員として加わり、学習成果を把握し向上させるために、教員と連携をはかっている。専任職員は、自らの担当部署以外の委員会にも複数所属している。学生の状況や設備、支援の様子等を理解することで、本学全体を把握し横断的に学生を支援している。

学生の成績記録については、学生支援課において「学校法人北野学園文書取扱規程」(提出-規程集 5)に基づき適切に保管している。

図書館には職員 2 名を配置し、原則として平日 9 時から 17 時 30 分まで開館している。令和 3 年度の開館日数は 220 日であった。通常の図書の貸し出し冊数は 5 冊以内であるが、夏季・冬季の長期休暇中は無制限にし、利便性の向上に努めている。

図書館の専門的職員(司書)が行っている学生の学習向上のための支援は、以下のとおりである。

①レファレンスの実施

レファレンスの内容と回答方法を職員間で共有し、以後同様の質問があった時に備えている。質問内容によっては、不足している図書や資料があるので、補充をしている。学生の希望する図書や資料を購入するリクエスト制度により、利用意識の向上にもつなげている。

②PC 等の整備

図書館システム「情報館」を導入して、学内外から所蔵資料を検索できる。館内には蔵書検索用パソコンを 3 台配置してある。

その他にも、デスクトップパソコン 12 台、ノートパソコン 13 台、タブレット端末 5 台を備えており、インターネットやマイクロソフト・オフィス、各種データベースが利用できる。

③各種データベースの導入

データベースは CiNii (国立情報学研究所)、ジャパンナレッジ Lib (㈱ネットアドバンス)、G-Search (㈱ジー・サーチ) を導入している。また、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスが利用できる。

④情報リテラシー講座

学内のゼミナールに向けて「情報リテラシー講座」を開催し、学習向上の支援を行っている。

⑤企画展示

図書館の蔵書をテーマやコーナーを設けて積極的に利用者にアピールしている。テーマを決めて絵本などの展示や紹介をする「テーマボックス」は、以下のとおり年 16 回行った。

- 第 1 回 (4 月)「やまほいくの里山プロジェクト」
- 第 2 回 (4 月)「春み～つけた！」
- 第 3 回 (4 月)「短大生活を充実させよう」
- 第 4 回 (4 月)「年齢別絵本」
- 第 5 回 (4 月)「実習に向けて」
- 第 6 回 (5 月)「ありがとうエリック・カールさん」
- 第 7 回 (6 月)「うえだ七夕文学賞」

- 第 8 回 (6 月)「松田幸子前学長を偲んで」
- 第 9 回 (9 月)「どんぐりとおいもの絵本」
- 第 10 回 (9 月)「読書の秋をはじめよう」
- 第 11 回 (10 月)「ハロウィンにおすすめの絵本」
- 第 12 回 (10 月)「隣は何を読む人ぞう (ヨムゾー) 45 号」
- 第 13 回 (11 月)「絵本で温まろう」
- 第 14 回 (12 月)「クリスマスの絵本」
- 第 15 回 (1 月)「節分とおに」
- 第 16 回 (1 月)「隣は何を読む人ぞう (ヨムゾー) 46 号」

その他、教員の推薦する図書のコナーを設けている。このコナーには「シラバス」(提出-6)に掲載されている教員の推薦図書のほか、授業を進めていく上で教員が逐次学生に推薦する図書資料や、図書館広報誌「みすず」(備付-44)の記事で教員が学生に薦める図書も置いている。

⑥学外機関との協力・提携

NACSIS-ILL(国立情報学研究所)に参加し、相互貸借・文献複写を行っている。また、「信州共同リポジトリ」は長野県内 16 の高等教育機関で構成されており、本学は平成 22 年度から参加している。この「上田女子短期大学リポジトリ」(備付-45)で、本学の「紀要」や「所報」などの刊行物を公開している。平成 26 年度からは、本学の公開講座を収録した『生きる』『創る』『語る』、学科の論集である『見つめる』『文化の諸相』、本学の歩みを示した『上田女子短期大学の二十年』も閲覧できるようになった。

現在、コンテンツ登録数は 1,751 件である。これは、長野県内 16 大学・短期大学の中で第 3 位、累計訪問者数は 4,208,428 で第 3 位であり、多くの利用者があることがわかる。

⑦その他

令和 2 年度に引き続き、コロナ禍でも座席の使用制限や館内設備・返却資料の消毒等の感染対策に万全を期した上で開館した。

教職員は、授業や学校運営において積極的にコンピュータを活用しており、ほとんどの教職員が基本的な ICT 活用能力を身につけている。授業ではパワーポイントを活用している教員が増えつつあり、それにともない普通教室へのプロジェクター・スクリーンの設置を漸次進め、ほぼすべての教室で使用可能となっている。学内 LAN はおおむね整備されており(備付-43)、教職員への諸連絡はメールにより行われることが多い。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、Office365 を使用した遠隔授業を実施することになった。(備付-46) Office365 の環境は令和 3 年度も継続され、対面授業においても併用して活用できるようにしている。さらに、Zoom による会議を開催し、より積極的にコンピュータを活用している。

教職員は、学生に対してコンピュータの利用を奨励しており、各学生にはメールアドレスを配付している。幼児教育学科・総合文化学科とも情報系の科目では、課題・レポートのメール提出を義務づけており、学生の ICT 活用能力の向上に努めている。令和 2 年度前期は、緊急事態宣言下一時期すべての授業が遠隔授業となった。その影響

で、以降は従前よりコンピュータ利用の機会が増えている。

また、施設面では情報処理演習室を2教室設置しており（備付-47）、教室が空いている場合は、学生が自由にコンピュータを利用できるような環境を整えている。補助金の交付を受け、学生貸出用のノートパソコンを整備し、自宅にパソコン環境が整っていない学生には貸し出している。更に学内のWiFi環境を改善すべく、アクセスポイントを追加して利用範囲を広げた。

教職員用端末のOS・アプリケーションのバージョンアップ等には、IT・セキュリティ委員会が教職員に対して必要な情報の提供や、操作上の質問に対応するなどサポートを行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

■幼児教育学科

幼児教育学科では、入学生がスムーズに短期大学の学習と生活に入り、順調に学習成果を獲得できるよう、入学前（2月）に合格者を対象とし入学準備を進めるための書類や課題を送付し、各自が自宅で課題に取り組むようにしている。そこで課した「入学前課題」（備付-11）については、入学後に「スタディスキル」においてプレゼンテーションを行っている。また、入学直後の「オリエンテーション」（備付-30）では、本学の建学の精神に基づいた教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の説明とともに、教務ガイダンス、学生生活ガイダンス、進路ガイダンス等を十分な時間をかけて実施し短期大学での学びの理解を図っている。

学生支援のための刊行物としては、「キャンパスガイド」（提出-1）「シラバス」（提出-6）「実習ガイドブック」（備付-31）があり、それらはオリエンテーションの段階

から、2年間の学びの中で随時有効活用されている。

教務ガイダンスでは、卒業に必要な単位取得及び幼稚園教諭二種免許状・保育士資格取得のための科目履修方法はもちろんのこと、介護職員初任者研修修了証明書及びレクリエーション・インストラクター資格、自然体験活動指導者（NEALリーダー）資格取得のための科目履修方法、登録の方法、時間割など必要事項を丁寧に説明し、3つのコース制についても触れている。加えて、1年次後期開始時の教務ガイダンスでは、「履修カルテ」（備付-15）を配布し記入をさせている。

学生生活ガイダンスでは、学生生活全般についての心得や学生支援制度の説明を行っている。

また、「キャリアアップⅠ・Ⅱ」を必修科目として設置する他、基礎学力向上のための「数学講座」や「公務員試験講座」等を開講し、早い時期から就職に向けて学力向上への意識や、就職に対する心構えを持たせるように工夫している。

入学前の経験が入学後の学習成果の獲得に影響することの多い実技科目「キーボード・ソルフェージュⅠ」については、オリエンテーションの中で行うガイダンス及び習熟度調査によってグレード別にクラスを編成し、経験や技量の個人差に配慮した指導を行っている。特に苦手意識を持っている学生には、2年前後期において器楽の補習クラスを用意している。

本学科は、少人数ゼミナール制をとっており、学習面や生活面だけでなく、保育者を目指す上でのさまざまな不安や悩みを、ゼミナール担当教員に相談できる体制をとっている。加えて2年生では、進路サポート課においてキャリアコンサルタントが個別相談を行い、情報はゼミナール担当教員や実習指導担当者と共有し、必要に応じて定例の学科会議において報告され、きめ細かな指導を行う体制をとっている。

意欲的な学生に対しては外部視察や研修会のスタッフ、学外学習の機会の提供を行っている。

学習成果の獲得状況は主として各学期末の試験によって把握され、科目担当者はその結果を踏まえつつ、常に自身の教授法や指導法の研究・改善に取り組んでいる。また、実習先からの評価（備付-21）も学習成果の獲得状況を把握する材料として重視され、学科内に組織された「学科会議」「実習委員会」において常に吟味・検討され、学生指導を工夫している。

■総合文化学科

総合文化学科では、入学手続者に対して、例年、入学式が行なわれる直前の3月に、「プレ・ガイダンス」を実施している。履修の仕方の概略や、学生生活についての説明を中心に情報提供し、新学期が、よりスムーズにスタートできるようにするのが狙いである。全体の解散後には、個別相談の時間も設け、少しでも入学手続者の不安を取り除くよう努めている。

例年、入学式の翌日から2日間かけて、学習、学生生活のためのオリエンテーション（備付-30）を行っている。

新学期のオリエンテーションのうち、「履修ガイダンス」が、学習成果の獲得に向けて、学習の動機づけに焦点を合わせた学習の方法や科目選択のためのガイダンスとな

る。さらに、就職活動・教職課程等をガイダンスする中に、先輩からのアドバイスの時間を織り込むなどの工夫を取り入れている。これらの工夫は、令和3年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、長時間化を避けるため省かざるを得なかった。

大学全体と各学科内容を案内する「キャンパスガイド」（提出-1）、授業科目のガイドとして「シラバス」（提出-6）、合計2種を発行している。

基礎学力が不足する学生に対し、組織的な補修の授業は実施していないが、資格・検定の取得に向けて、担当教員が自主的な補講や講座を開設している例がある。対応すべき事例が微増しているため、システムの構築と「シラバス」（提出-6）の見直しの必要を感じている（特に、外国語および情報関係科目）。なお、令和4年度から、高校段階の学力の欠損補充を意図したカリキュラムを一部展開する。そのために、関係科目のシラバス構成を工夫した。

学習上の悩みなどの相談については、ゼミナール担当教員と科目担当教員とが連携を取りながら、個々の学生にアドバイスしている。加えて、学生相談室の利用をもとに全学的な体制で相談に応じている。

科目によっては、進度の遅い（もしくは速い）学生については、担当教員の判断で補講が行われる場合もある。優秀な学生をさらに伸ばす方策としては、グレードの高い検定試験等へのチャレンジを促すことも必要である。その試金石として、令和4年度カリキュラムから英語の上級者向けに専門科目の中に「英語コミュニケーション」を開講する。

なお例年、中国・北京から6か月間・2名の外国人特別研究生を受け入れている。（備付-36, 37）日本語を使って仕事についている社会人が対象であり、日本語・日本文化に関する研究論文を作成することが義務付けられている。研修中には、本学の授業・行事にもオブザーバー参加でき、学生との交流が行われている。それによって、中国語学習等刺激を与えている。令和3年度も、コロナ禍のため、外国人特別研究生の受け入れは見送られた。

免許・資格・検定など、量的・質的データを把握している学習成果については、担当教員が主導し、学科会議をはじめ、関係部署で随時点検している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。

- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、学生支援会議等）を整備している。

学生の生活支援については、「学生委員会」がその任にあたっている。月1回の定例委員会で情報共有と課題解決を図っている。職務が多岐にわたるので、主担当の責任者を決め、以下のように分けている。

- ①自治会（学友会）・サークル
- ②学海祭（文化祭）
- ③学生寮（紫苑寮）
- ④学生相談
- ⑤奨学金
- ⑥式典
- ⑦人権同和教育

この委員会は教職員からなる組織で、担当ごとの職務を随時進めている。

サークル活動、学園行事、自治会、地域連携センターのボランティア活動など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。

高校までの学校生活における、生徒会・課外活動等の経験を活かした上で、さらに学生の主体性を引き出すよう支援を学生委員会が行っている。きめ細かなアドバイスを行うため、自治会・サークル、学海祭（文化祭）の主担当者は、学生との綿密なコミュニケーションを図っている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、学海祭は中止したが、学生自治会が「コロナ禍でも短大生活を少しでも楽しめるように」と企画した様々な催しを学生委員会として支援した。具体的に行われた催しは、七夕、ハロウィン、クリスマス、新春イベント等である。イベント時には、自治会役員らがイベントに合わせた装飾を学内中に行い、学生だけでなく教職員や本学への訪問者をも楽しませた。

学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

学生食堂は学生ホールと兼用で使用している。令和2年度より、感染症対策の為、従来あった座席数282席と16席（電源付）の1人席については、対面着席を外して、座

席数を大幅に減らしている（着席可能席数は 112 席）。それに伴い座席が半減したことから、昼食は学生ホール以外に 1 階は 16 番教室、17 番教室、2 階はパソコン室・保育演習室を除く教室（20 番、21 番、23 番、24 番、25 番教室）においても、昼食・休憩場所としている。感染予防をしながら学生たちが落ち着いて昼食をとれるように配慮している。

食堂は外部業者へ委託しており、授業日は 11 時～13 時半まで常時 10 種類以上のメニューを提供している。委託業者とは常に販売状況の確認、本学の要望等について打ち合わせを行い、女子学生のニーズに合うメニューを依頼している。

学食営業が行われていない時間帯や長期休暇中などに、手軽に購入できるように、軽食（パン、お菓子、カップラーメン）を備えた自動販売機を 2 台設置している。手頃な価格で購入できる軽食は、学生に好評である。各自動販売機の売り上げ数は、毎月搬入業者より報告資料を受領している。また、飲料については 3 台設置しているが、本学の利益となる販売手数料を出来る限り抑え、安価で販売している。

令和 2 年度はコロナ禍の中、制限のある学生生活を強いられる学生たちへの応援企画として「～コロナに負けるな！！学生生活応援プロジェクト～」を実施したが、令和 3 年度は、日本学生支援機構の「新型コロナウイルス感染症対策助成金」の助成を受けて、全学生に学食無料券 1,000 円分を配布した。チケットの内容は、どんぶり、ラーメン、デザート、おにぎりの 4 種で、使用期間は前期中の 3 か月（2021 年 5 月 17 日～2021 年 7 月 23 日）で行った。後期は、経費を全学生の保護者からなる後援会が負担し、前期同様に学食無料券 1,000 円分を配布した。（2021 年 11 月 15 日～2022 年 1 月 21 日実施）当企画の実施については、コロナ禍において、制限のある学生生活を過ごす学生たちに、後援会からどのような支援が適切であるか、9 月に全学生にアンケートを行った結果、必要な支援の第 2 位に「学食無料券の配布」が挙げられた経緯がある。ちなみに、支援希望の第 1 位は商品券であった。これについては、後援会より 500 円分の商品券を全学生に配布した。

本学に売店設置は無いが、学内のグッズは学生支援課で、履歴書等就職関連については進路サポート課で、それぞれ販売を行い、学生の便宜をはかっている。

学生が自由に利用できるコピー機を令和 2 年度より実習指導室内に設置している。年間使用枚数を一人あたり 40 枚と限定するが使用料は無料である。

学生が講義の合間などに憩える場として、裏庭にはパラソル付のベンチを配置。この他にも学内にベンチを置いて学生が気軽に集えるよう配慮している。

施設面では、令和 2 年度、感染症対策のため、本館女子トイレの手洗いを全て自動水栓とした（全 12 か所）。また同年、網戸の設置がなかった教室（17 番、23 番、24 番、25 番、26 番、ML、33 番教室）には、新たに網戸を設置した。また、令和 2 年度に後援会より寄贈された可搬式のジェットヒーター 2 台と、令和 2 年度卒業生より卒業記念品として寄贈された大型ジェットヒーター 1 台が換気による寒さ対策に大変役立っている。これにより暖房器具が無かった体育館やエアコンだけでは補いきれなかった北野講堂での授業においても、学生が過ごしやすい環境を整えている。

感染症拡大防止のため、年初予定していた防犯、年金の講話については、外部講師を招いたセミナーは開催できなかったが、オリエンテーション時に、学生委員が関係先

より取り寄せた映像や資料で、注意喚起及び説明を行い指導した。

宿舎が必要な学生に対しては支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。本学園敷地内に徒歩2分で通学できる学生寮（紫苑寮）がある。希望者には平日の昼食・夕食を安価で提供している。寮内にはパソコン・ピアノも設置され、授業の予習・復習や課題作成なども行えるよう配慮している。WiFiの使用も可能である。寮生活については本学学生委員会の教職員が常時相談にのり、きめ細かい支援を行っている。また2019年度入試合格者（平成30年度実施）より1人部屋希望者の受入れを開始している。毎年1人部屋の希望者は多く、令和3年度は、16部屋中、自習室等の3室を除き満室であった。2人部屋は16部屋中、自習室を除いた定員30名に対し、28名が入居した。入寮希望者は多く、入学試験後に行う合格者入寮選抜会議では、複数の観点から入寮生を決定するが、定員オーバーで受け入れできない受験生もあった。

学生寮の防犯対策を強化するため、敷地内外に監視カメラ7台を設置している。また、夏場の過酷な温度上昇に備え全個室に冷暖房を完備し、1年を通して快適な寮生活を送れるよう整備している。令和3年2月、学生から要望のあった自動販売機について、寮敷地内に1台設置した。本学の利益となる手数料は課さず、販売価格に還元したため、売れ行きは好調である。

令和元年度まで在籍学生がいた第2学生寮 TUZUKI（定員20名、1人部屋）は、大家の都合により令和2年度より契約を廃止したため、本学の学生寮は紫苑寮のみである。その他、本学と提携している民間アパートがあり、学生支援課で資料を揃え斡旋している。

自家用車での通学用に、キャンパスの隣接地に100台分の駐車場を確保している。駐車場入口には防犯カメラを設置すると共に、必要に応じて職員が見回りにあたっている。また、自転車及びバイク通学者向けに、屋根付きの駐輪場を設置している。学生の通学路の外灯設置については、地元自治会・塩田交番・隣接大学と連携しながら安全な通学が出来るよう配慮している。

奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

奨学金としては、以下の2種類がある。

①本学独自の奨学金

本学独自の奨学金として、北野奨学金がある。令和3年度の利用者は1名であった。

奨学金の種類

1. 北野奨学金

- ①一般奨学金（入学後申込時に手続きを行う）
- ②海外研修奨学金（海外研修申込時に手続きを行う）
- ③緊急奨学金（緊急時に申込み手続きを行う）

2. 北野次登奨学金（目的は緊急奨学金と同じであるが本奨学金は給付型である）

3. 修学支援給付奨学金（進学希望時に申込み手続きを行う）

修学支援給付奨学金は、平成29年度入学生より申し込みを受け付けている。また、入学金特別減免制度（同窓生優遇措置）、学業・人物が優秀な学生を対象とした特待生制度を設けている。

②外部奨学金

外部奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を取り扱っている。奨学金の学内諮問委員会としては学生委員会が中心となり、奨学生の推薦、適格認定、指導を行っている。また本学は、高等教育の修学支援制度の対象機関として認定され、令和3年度より給付型奨学金と授業料減免の取り扱いを行っている。本学における利用者は、給付型53名、貸与型78名、授業料減免53名であった。

採用の種類

1. 予約採用（高等学校在学中に予約申し込みを行う）
2. 在学採用（入学後、申込み手続きを行う）
3. 臨時採用（日本学生支援機構が臨時に行う採用）

③令和3年度長野県保育士修学資金貸付等事業（長野県社会福祉事業団）

平成29年度から実施されている貸付事業について希望学生に対する推薦等の対応を行った。この修学資金は保育士養成施設を卒業後1年以内に保育士登録をして、長野県内において児童の保護等の業務に5年間従事した場合、貸付額が全額返還免除となるものである。令和3年度は、11名が採用された。なお令和2年度入学生で継続貸付を受けている学生も11名であった。

令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、毎日の健康観察の実施を呼び掛け、各自の健康管理をより一層、意識付けできるよう周知した。

また、令和3年度、大学や企業が主体となって実施した新型コロナワクチン職域接種は、文部科学省からの実施要件が最低2,000回(1,000人×2回接種)となっており、本学のみでは要件に満たない。そのため、近隣の長野大学を主管校として、本学と包括連携協定を結んでいる長野県工科短期大学校へも呼びかけ、3学合同で実施することとした。本学では、学生・教職員、教職員の家族、および附属幼稚園の保護者や取引業者へも呼びかけ188名の接種者となった。ワクチン接種は約4割の学生が、3学合同職域接種にて接種、個別に接種した学生と合わせると、約8割強の学生が新型コロナワクチン接種を2回済ませることができた。ワクチン接種の有無に関わらず、学園全体で感染防止対策を継続できるよう、学内放送やメール、掲示等で周知徹底を行った。

学生相談業務は、感染防止対策を講じて対面で実施した。相談場所は密にならないよう考慮し、3階の相談室を主に利用した。感染防止対策として換気に努めると同時に、3階からの転落防止のため、補助錠を取り付け安心安全に相談ができる体制を整えた。相談室の周知と、学生同士の交流の場として毎年企画している「なごみ企画」は新型コロナウイルス感染症の拡大が顕著だった前期は中止し、感染者数が減少傾向となった後期に実施した。感染防止対策のため、1回の参加人数を最大2名までとして、多くの学生に参加してもらうため、イベント期間を2か月間設けた。「なごみだより」は4回発行し、相談室の周知やなごみ企画の案内・報告などを掲載した。

「学生支援会議」を年に6回開催し、教職員が統一した支援ができるよう集団守秘義務の範囲内で情報共有を行った。

心身両面の支援は、各ゼミナール担当教員が学生の相談に応じるほか、保健室職員や公認心理士・臨床心理士の資格をもつ2名の学生相談員が、個別に学生の相談に応じている。学生相談に関するマニュアルは毎年見直し、教職員間の連携について周知

徹底している。

学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。以前より年に一度実施してきた「学生生活満足度調査」は、令和元年度より「学生状況調査」（備付-20）に名称を改め、教務委員会と合同で、全学生を対象に調査を実施している。令和3年度は時期を早めて9月に実施し、アンケート結果及び考察は12月に掲示にて学生に公表した。実施時期を例年より早めることで、より一層学生の意見や要望に対する応えられるよう聴取に努めた。

令和3年度は、留学生は在籍していない。在籍の場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制は、外国人特別研究生制度を準用することになる。外国人特別研究生制度は、北京市人民対外友好協会から派遣される2名の研究生を半年間受け入れるもので、40年近い実績がある（1985年受入れ開始）。今後、留学生が入学した場合は、学生個々の状況を的確に把握し、学習支援・生活支援とも、多文化共生に理解の深い教職員（国際交流委員会所属）主導のもとに、アドバイスを行うことになる。なお、日本語教育については、入試段階で、大学の講義を理解できる日本語力を求めているので、特別な支援は本来不要なはずだが、学生ボランティアによる学習支援チームの設置（過去に実績あり）などが考えられる。

社会人学生が在籍する場合の社会人学生に対して、ゼミナール担当教員と学生支援課が連携して学習支援をする体制を整えている。履修に関することは学生支援課が対応し、学習・生活全般に関してはゼミナール担当教員が担当する。授業内容に関する質問や授業に対する要望には、各科目担当教員が対応する。令和3年度は、公共職業訓練「保育士養成科」の訓練生が4名入学し、訓練生としての2年生は5名在籍していた。

障がい者の受入のための設備としては段差の改善・階段の手すりや、2箇所の障がい者用トイレ、本館にはエレベーターが2階まで設置されている。階段の手すりについては、既に設置されている本館東階段（1階～3階）同様に、平成30年度より、西階段にも手すりを設置している。

長期履修生を受け入れる体制を整えている。長期履修学生に関しては、在学年数3年以上6年以内として受け入れ可能である。

学生の社会的活動の把握は、ゼミナール及びサークルの担当教職員に加え、地域連携センターが行っている。学生の主体的な活動については、活動届（備付-48）・学外活動届（備付-49）等の届出書を地域連携センターへ提出することとしている。活動について両学科の学科会議・教授会等においても情報を共有している。

令和3年度は2つの団体が上田市活力あるまちづくり支援金活用事業の支援金を活用した。1つ目に事業2年目の「うえだ乙女百人一首」は上田電鉄別所線開業百周年記念のポスター製作・展示と「うえだ乙女百人一首カルタ」を増刷した。2つ目に「別所がある」は子ども向けのイベントを2回開催した。「別所がある」の活動は、公益社団法人長野県私学教育協会主催第8回長野県私学振興大会理事長表彰を受賞した。

また、新聞報道等で紹介された活動は、学内に掲示し、全学的に周知している。学生が授業で学んだ内容を活かし、学外で行うボランティア活動で経験し学ぶことが出来ている。自ら行う自主的な活動が地域貢献や地域活性化につながっていることを実感し、社会参画への意識を高めることにつながっている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

進路支援のための組織として幼児教育学科、総合文化学科より選出された教員数名と進路サポート課職員で構成されている「進路サポート委員会」がある。委員会では、進路相談の他、求人開拓、キャリア教育及び各種セミナーやガイダンス等の立案・実施、進路希望調査・個別面談の実施などを行っている。委員会は月1回程度定例会議が開催され、学生の動向把握、求人情報、イベントセミナー等の企画・立案などに対して活発な意見交換がなされている。その内容は各委員より、学科会議や教授会・事務局会議等で報告され、全学で情報を共有している。

学生が満足できる進路支援を行うため、学生の状況を鑑みながら、その都度必要に応じた進路セミナー（面接、履歴書指導、業種・職種の解説、社会人としてのマナー、自己分析等）や、学生や園・企業等の要望をもとに本学内において以下の個別の説明会を行っている。

・ 9月 企業交流会（総合文化学科1年生）

当初、事業所見学会という形で複数事業所の見学を予定していたが、コロナ禍において受け入れ可能な事業所がなかった。そのため、卒業生を含む若手社員より「働く」ことを拝聴することで、働くこと、そして「就職活動」をリアルに感じることを目的として実施した。50名の学生が参加した。（備付-50）

・ 12月 ジョブトーク（総合文化学科1年生）

企業10社が参加し、各業種の若手社員を招き、説明会形式ではなく対話形式で仕事や将来の生活等、様々なことを情報交換することで就職活動への気持ちを高めていくことを目的として実施した。35名の学生が参加した。（備付-51）

・ 12月 公務員保育士合同説明会（幼児教育学科1年生）

5自治体が参加し、公務員保育士を希望する学生に、各自治体の保育環境・保育実践の特徴等を理解して選択肢を広げることを目的として実施した。14名の学生が参加した。（備付-52）

・ 2月 企業研究セミナー（両学科1年生 就職希望者）

企業12社が参加し、本学にて開催。ホームグラウンドである学内で、直接人事担当者より説明を受けることで、各企業の業務を理解することはもちろん、聴く姿勢を身につけ、さまざまな業種・職種に対して興味を持ち、スムーズに就職活動に踏み出すためのきっかけとなっている。令和3年度は、企業に来訪いただく予定であったが、コロナ感染拡大の影響はあったが中止せず、Zoomにて実施した。（備

付-53)

保護者に対しては、例年、入学式直後の入学生・保護者合同オリエンテーションの際に説明していたが、令和3年度も引き続き、コロナ禍の影響で実施できなかった。代替として、文書で本学の方針や体制、さまざまなサポート内容や進路状況等について文書を送付している。また、6月に後援会総会にて保護者向けに進路サポートについて説明を行った。

就職支援のための施設としては、「進路サポート課」がある。専任の職員が2名常駐し、学生の支援を行うことに加えて、地域に根ざしたキャリアコンサルタント(1名)が、必要な時期に来学しコンサルティングを行っている。学生の個々の情報は進路サポート課職員がパソコン上の相談シートに記入し、キャリアコンサルタントと共に情報を共有し、共通した支援が出来るよう整えている。

進路サポート課には、幼稚園・保育所・企業等パンフレット、就職試験対策問題集、進学、編入学・留学に関する資料等が備え付けられており、学生が必要とする情報を得られるよう努めている。求人票に関しては、職員が情報を入力後、室内にある3台のパソコンで学生自身が自由に検索できる。また、進路サポート課前の掲示板と共に、学生により多くの情報を発信するために学生ホールにも進路用の掲示板を設置し、求人情報は基より、進路に関するイベントや現在の進路状況等をタイムリーに見られるよう工夫している。求人情報や個々の案内については、メール配信システムを使用し、迅速な情報発信も行っている。

進路サポート課では個別相談、模擬面接、エントリーシートや履歴書の添削など個々の学生の状況に応じて、一人ひとりの心に寄り添った支援を行うことで、信頼関係を構築している。また、学生の状況に関しては、ゼミナール担当教員、学生支援課、学生相談員等と情報交換し、より効果的な支援を目指している。

コロナ禍の影響でWebを活用した就職活動が継続された。企業のインターンシップ、会社説明会、採用面接でWebも導入する事業所が増加した。そのため、面接練習も本番と同じWebを利用することで安心して臨めるよう心掛けた。また、Web試験時に自宅のネットワーク環境に不安のある学生に対しては教室を予約し、本学のノートパソコンを貸し出した。更にセミナーを動画で撮影し、学生がいつでも閲覧できる状態を作り、履歴書や受験届の資料をクラウド上に公開し、閲覧できるようにするなど、ICTを活用した。

内定者に対しては、社会人になるために必要な心構え・基礎知識の確認や、就職を目前に控えた学生の不安感の解消を目的に「内定者フォローアップセミナー」を実施している。幼児教育学科では認定こども園・施設の各施設長を招き、社会人としての心構えや現場での注意事項など、より詳しい現場の現状を聴く機会を設けた。総合文化学科では、教職員から学生と社会人の違いを中心に、仕事に対する姿勢等を聴く機会を設けた。参加学生は皆セミナーの内容を真剣に受け止め、入社に向けてのイメージを膨らませた。

学科の専門教育とつながる資格は、幼児教育学科では幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、レクリエーション・インストラクター資格、介護職員初任者研修、総合文化学科では、中学校教諭二種免許状(国語)、図書館司書資格、学校図書館司書教諭資格、

介護職員初任者研修等が必要科目の履修によって取得できる。他資格取得に関しては、4月のオリエンテーション時に年間の検定スケジュールを周知し、その実施時期に応じて掲示やメールで連絡することに加え、資格関係の関連科目担当教員等と連携し、多くの学生がチャレンジするよう促した。その結果、令和3年度の本学内で実施した資格では66名（119資格）受験、62名（103資格）合格した。

資格報奨金は学習に対するモチベーションを上げるために役立っている。令和3年度は30名（41資格）へ資格報奨金を授与している。

就職試験対策については、学生から提出される「就職試験受験届」を業種ごとに整備し、筆記試験の内容や、面接試験の詳細等の情報を提供している。それを職員がより丁寧にサポートすることで、受験する学生が事前にスムーズな受験対策が取れるように整えている。

学びの時期に応じた各種の「公務員試験対策講座」、例えば数学が苦手な学生が多いため、数学に特化した「数学基礎講座」など学生のニーズに添った講座を開講している。令和3年度は一次試験（教養試験）の突破を強化するために公務員試験対策の専門業者へ依頼した。まずは文系（政治・経済、人文・社会、文章理解等）のみ専門業者へ依頼して実施した。令和4年度より数学系も専門業者へ依頼して、更に合格率のアップを目指す。それらの積み重ねと、学生個々の努力により、令和3年度は公務員保育士正規職員9名の合格者があった。

就職状況については、毎月学生の進路に関する活動の進捗状況や決定状況などを進路サポート委員会で報告・分析し、同委員会に所属している教員が各学科会議で報告している。さらに教授会で報告することにより、全教職員が情報を共有している。また、各ゼミナール担当教員に学生一人ひとりの詳細な状況報告を行い、進路サポート課と連携して支援にあたっている。

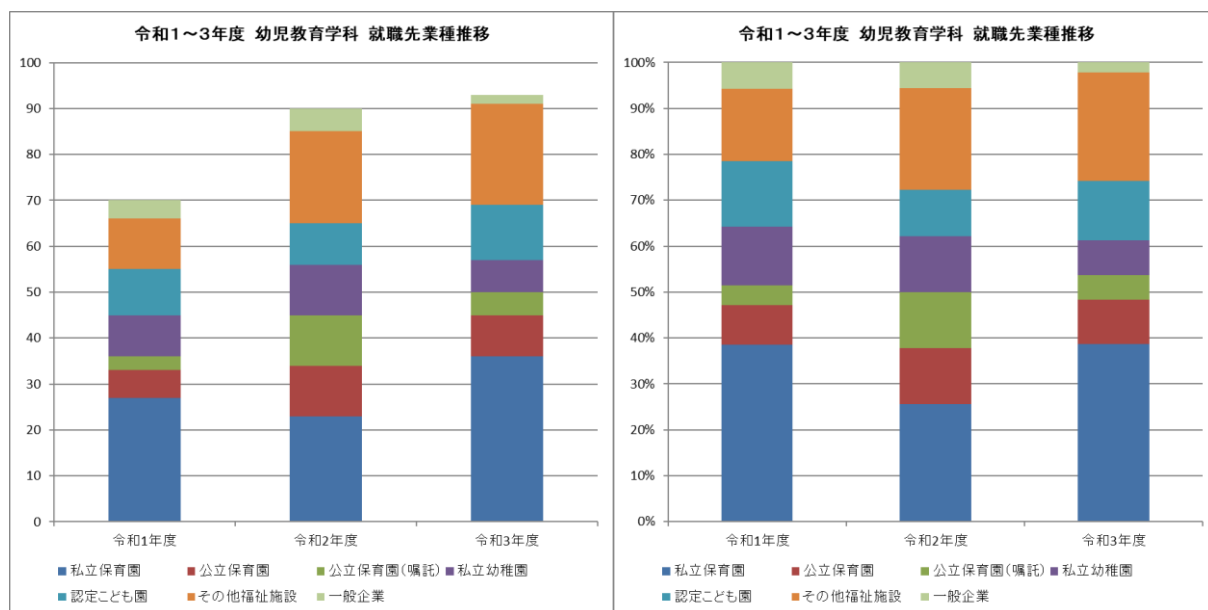
年度末には内定先の業種別一覧（備付-25）を作成し、委員会で分析して教授会で報告するとともに、それをもとに今後の指導方針の検討に有効に活用させている。

進学・留学の支援については、進路希望調査を行った際に、進学・留学希望の学生に対し個別相談を行い、教職員が一体となり願書の書き方や面接指導など、希望学生がスムーズに受験できるよう支援している。また、進路サポート課では進学（指定校・編入学など）（備付-54）・留学（備付-34）の情報をまとめ、資料として提供している。

令和1～3年度 幼児教育学科 就職先業種推移

業種	令和1年度	令和2年度	令和3年度
私立保育園	27	23	36
公立保育園	6	11	9
公立保育園(嘱託)	3	11	5
私立幼稚園	9	11	7
認定こども園	10	9	12
その他福祉施設	11	20	22
一般企業	4	5	2
合計	70	90	93

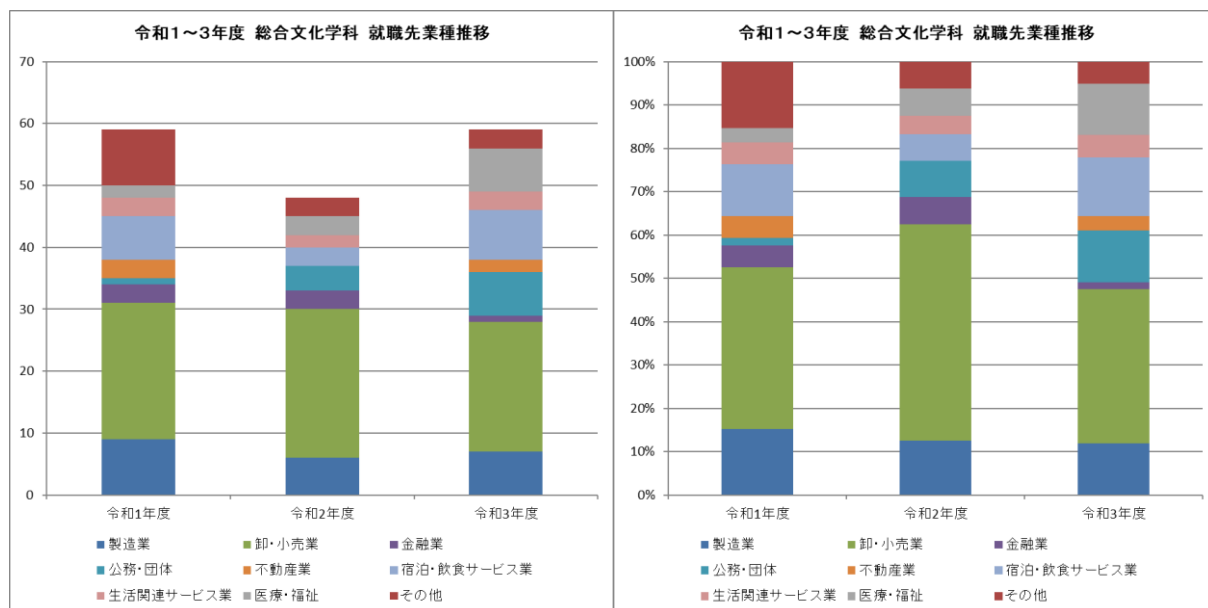
卒業生	74	96	94
-----	----	----	----



令和1～3年度 総合文化学科 就職先業種推移

業種	令和1年度	令和2年度	令和3年度
製造業	9	6	7
卸・小売業	22	24	21
金融業	3	3	1
公務・団体	1	4	7
不動産業	3	0	2
宿泊・飲食サービス業	7	3	8
生活関連サービス業	3	2	3
医療・福祉	2	3	7
その他	9	3	3
合計	59	48	59

卒業生	65	57	68
-----	----	----	----



◆令和3年度 幼児教育学科キャリアアップⅠ、Ⅱ講座内容

1年生（後期）	2年生（通年）
<ul style="list-style-type: none"> ・授業の概要とキャリア教育とは何か ・学内システムの説明 ・仕事をすることについて考える ・自己の振り返りと現在の目標の確認 ・実習で得られた課題等から自己分析を行う ・基本的な履歴書の書き方を学ぶ ・自己PR 趣味 特技欄等の書き方を学ぶ ・社会人としての言葉遣い、礼儀作法を学ぶ ・話し方、聞き方の基本とコミュニケーションを学ぶ ・専門職としての就職と採用形態について学ぶ ・幼児教育の現場が求めている人材像を学ぶ ・保育現場が求めている人材像を学ぶ ・福祉施設の現場が求めている人材像を学ぶ ・現場が求める人材像を聞いて、そこから自己の社会人としての姿を考える ・2年生の就活体験談を聞く ・今後の就職活動について考える 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の進路状況と今後の活動について ・園、施設へのアプローチについて ・求人票の見方、応募書類の送付等について ・分野テーマに合わせた文章力の向上 ・就職試験対策としての文章力の向上 ・面接の流れとその対策を学ぶ ・個別面接に向けた自己PRについて学ぶ ・集団面接に向けた対策を学ぶ ・自主実習の依頼届出について理解する ・円滑なコミュニケーションの築き方について学ぶ ・各自の目指す職場についてのグループワーク ・地域における職場についてのグループワーク ・労働基準法、就業規則と職場の規則について学ぶ ・労務について学ぶ ・様々な社会保障制度について学ぶ ・社会人としての必要な常識をまとめる

◆令和3年度 総合文化学科キャリアアップⅠ、Ⅱ講座内容

1年生（後期）	2年生（通年）
<ul style="list-style-type: none"> ・本授業の概要、目的を理解する 3つの能力と12の要素を自己チェックする ・アーサー王物語ガウェインの結婚より考える ・ゼミ単位でロジカルシンキング ・アルバイト、非正規社員、正規社員と労働法について ・非言語・言語コミュニケーション ・自己概念とは何か ・女性管理職の立場からキャリアを考える ・お金と仕事 ・法律と仕事 ・社会人としての言葉づかい、礼儀作法 ・社会人としての聞き方、話し方 ・面接の種類と基本マナー、面接の流れと対策 ・2年生の就活体験談を聞く ・どのように働き、いかに生きるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・本授業の概要、目的を理解する ・面接力を向上させるために大切なこと ・ゼミ単位で与えられた課題を解決する ・ビジネスにおけるコミュニケーション ・童謡から学ぶアサーション ・アサーションスキル演習 ・男女共同参画社会「結婚・出産・子育て」 ・結婚セミナー（県次世代サポート課） ・結婚セミナーより「どのように働き、いかに生きるか」 ・労働契約の基本・労働者の権利と保護 ・賃金・社会保険制度・子育て・介護 ・キャリアアップⅠ、Ⅱの総括

◆就職試験対策内容

- ・キャリアアップⅠ、Ⅱ講座
- ・公務員試験対策講座
 - 公務員ガイダンス（1年次6月）
 - 「数学基礎講座」（1年次7月）
 - 「基礎力養成講座」（1年次9月～1月）
 - 「直前対策講座」（2年次4月～7月）

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

平成29年度の「再課程認定」で示された、「コアカリキュラム」におけるICT関連機器の活用促進は、未だ不十分である。しかし、科目によっては現状ではほとんどそれを必要としていないものもあり、今後どのようにして教育課程のなかにICTを取り入れられる可能性があるのか、また必然性があるのかについて引き続き検討していく必要がある。

各科目のコアカリキュラムには、分野をまたいで設定され、複数科目にわたっての関連性が明らかなものも多いことから、今後の教育課程策定にあたっては、近接分

野・異分野を問わず、分野間の有機的な関連性を視野に入れた立体的な学びのイメージを学生がもつことができるような工夫が必要である。

幼児教育学科では、それに向けて、教員同士による他授業参観などが少しずつ行われつつあり、その成果が今後の教育課程編成に反映されていくことが期待される。

総合文化学科では、実習委員会が中心となつて、コアカリキュラムの徹底実施を注視していくことを課題としたい。また、その際、教務委員会との連携も確実なものとしていきたい。

「コアカリキュラム」の中には、ICT 関連機器の活用促進に関わるものがある。各授業において、今後 ICT を取り入れる可能性・必然性についても検討していきたい。

総合文化学科では、司書課程科目担当者会議を開催した。開講時期に関する積極的な提言が出されるなど、一定の成果を挙げた。次年度以降も定例化し、課程の一層の充実を図りたい。

両学科とも、カリキュラム・ツリーとあわせて、カリキュラム・マップの活用を図りたい。学習成果の再検討のためにも欠かせないものである。

コロナ禍では、非常勤講師も含めた教員同士が会議や懇談会を行いにくい状況であるが、コロナ禍だからこそ、学生の学習状況について活発な情報交換を行い、専任・非常勤教職員間の意思疎通を図っていく必要がある。

学生支援については、諸データを活用しながら、学習成果の獲得に向けた支援に結びつけていく必要がある。

資格支援の自主講座を開設している教員に向けては、何らかの支援策を考えたい。

図書館活用の活性化の課題としては、「アクティブ・ラーニング」や「ラーニングコミュニティ」が挙げられる。学びの質を変え、学生の主体的な学習活動が活発になることへの期待は大きい。学内の関係部署と連携を図り、できるだけ早期に実現させる必要がある。

図書館では、「上田女子短期大学リポジトリ」（備付-45）の充実に継続して取り組んでいく。

教職員は、学生に対してコンピュータの利用を奨励しているものの、組織的な取り組みがなされていないため、学生の ICT 活用能力は顕著なスキルアップまでには至っていない。今後は、学生の ICT 活用能力の向上に向けた全学的な取り組みが必要である。

学生食堂については、学生アンケート等からの意見を参考に、イベントメニューの導入、メニューおよび価格の改善に努めていく。

紫苑寮は令和元年度より旧館に一人部屋を設けた。今後も学生のニーズに応えられるよう、随時学生委員会にて検討していく。

キャンパス隣接地の駐車場と学内敷地を隔てる市道の横断は、今後も地元自治会からの要望書への記載依頼と共に、隣接する大学や工科短期大学校とも連携し、スクールゾーンの設置について、警察・市への働きかけを継続する。

駐車場内に後援会からの支援を受けて、夕暮れから夜間時に明るく照らす LED 灯光器を設置したが、今後も敷地内の安全を図るべく、必要に応じて街灯の設置を行うことを検討する。

障がい者の受け入れについては、本館の西階段に手すりを新たに設置したものの、敷地内及び施設内のバリアフリー化は遅れている。今後も引き続き見直しを行い、対策を講じていく。

ボランティアの継続性については全体的な活動状況を学生が把握し、学年を超えても継承できるような機会を設けていく。また、これまで以上に学生が主体となり活動を進めていくことが出来るように枠組みを整えていく。

進路支援においては、近年、公務員を志望する学生が増えている中で、一次試験での教養試験を突破することが課題となっている。令和3年度より社会系を公務員試験対策の専門業者へ依頼、令和4年度より数学系も専門業者へ依頼していく予定であるが、本学の対象学生に合ったカリキュラムになるか検証する必要がある。

コロナ禍の影響でWeb会議システム（Zoom）やOffice365（Onedrive、Stream）を活用したが、まだ機能を使い切れていない。学生が更にスムーズに就職活動へ臨めるようなシステム化を推進していく必要がある。

編入学の指定校推薦では、本学として推薦するという意識が薄いところがあった。そのため、令和4年度より指定校推薦を希望する学生に対して志望動機の明確化と辞退しない等の覚悟を決める書面を提出することにする。また、今後指定校依頼のある大学や私立大学にとどまらず、国公立大学等の編入先を開拓することにより、学生の進路選択の幅を広げていくことにする。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

幼児教育学科の芸術コースは、芸術表現コースとして「音楽、造形、言葉・身体」を系統立て、再編した。

カリキュラムについては、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格、中学校教諭二種免許状に関わる科目を中心に、平成29年度までに見直しを行った。また、「共通教育科目」を施行してから4年経過したところで、現状に照らし合わせ、教務委員会と両学科で見直しを行っている。授業内容については、全ての科目において、科目の担当教員が検証を行った。アクティブ・ラーニングの要素を取り入れるなどして、授業内容の充実を図っている。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）（提出-1, 4, 5, 3）については、平成28年度入学試験より逐次入試改革を実施した。「SG特待生入学試験」を含めた特待生入学試験制度、「推薦入学試験」、「A0入学試験」の各制度を改正することで、入学後の修学に必要な基礎学力を、より客観的な方法で把握・評価できるようにした。具体

的には、面接記録カードなどの採点基準を定めた。

学習成果の査定（アセスメント）については、カリキュラム・マップを用いた査定サイクルの導入にまだ至っていない。

学習成果の獲得に向けての教育資源を有効に活用する方法については、令和3年度は非常勤講師との懇談を行ない、本学及び各学科の授業方針や教育目的、学生の学習状況について確認した上で、非常勤講師より質問や意見を出してもらうなどして情報交換を行った。

「アクティブ・ラーニング」や「ラーニングコモンズ」について、図書館では平成29年度から令和元年度にかけて、図書館1階のブラウジングルームを活用し、学生の学習成果の発表の場として「企画展」を開催してきた。また、司書課程の授業では、学生による企画展示を図書館の施設を活用して行っている。また、「上田女子短期大学リポジトリ」（備付-45）において、平成27年度までに本学の刊行物はほぼ全て公開している。

学習成果の獲得に向けての学習支援としては、「共通教育科目」の「スタディスキル」において、「聞く」「読む」「書く」ことに重点を置いた授業を展開している。

また、就職試験・編入学試験対策については、まだ組織的な支援体制は構築できていないため、さらなる改善を要する。

受験生とのコミュニケーションについては、SNSをより活用した方法を模索し、平成27年度より導入したLINEの活用を広げ、平成30年度よりInstagramを入試広報に活用し始めた。入試データの共有や、セキュリティ対策等、十分検討を重ねている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

単位認定の可否は「優」「良」「可」「不可」のこれまで4段階であったが、令和2年度入学生からは「秀」を加えた。

カリキュラム・マップは完成し、年度末に公開できた。

これらの推移を見つめ、課題を発見する必要がある。

専門職への就職率は毎年90%以上を保つようにしていく。

幼児教育学科の資格取得は、自然保育コースの設置に伴い、「自然体験活動指導者（NEALリーダー）」の資格取得を可能にし、コースを特徴づけるとともに、就職時に活かせるようにしていく。

学習成果の状況を教員間で把握・評価するために、カリキュラム・マップを完成させ、本格的な運用に結びつけていく。

学生用駐車場を100台分確保しているが、授業日によっては、駐車スペースが足りないことも時に生じている。マイカー通学条件の見直しとともに、学生用駐車場のさらなる確保について検討していく。

入試制度改革に伴い、入試制度の整備（一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜）や試験科目とその評価について、アドミッション・ポリシーに合致しているかを引き続き検討していく。また、入学志願者の選抜試験の手続等において、IT化の可能性を探るとともに、入試広報においては効果的なITの活用を進める。

図書館活用の活性化については、時代の大きな変化と共に、学生の主体的な学習活

動がさらに活発になることへの期待は大きい。学習機能向上のため、できるだけ早期に実現させる方策を考えていく。

ボランティアの継続性については、全体的な活動状況を学生が把握し、学年を超えても継承できるような機会を設けていく。また、これまで以上に学生が主体となり活動を進めていくことが出来るように、学内支援体制や枠組みを整えていく。

進路支援においては、近年、公務員を志望する学生が増えている中で、一次試験での教養試験を突破することが課題となっている。令和3年度より文系のみ専門業者へ依頼することを決定したが数学系の充実が未定である。そのため、令和4年度より数学系（数的推理、判断推理）も専門業者へ依頼することを検討する。費用としては上がるが、学生負担を可能な限り削減するために、一部短大負担を検討する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

＜根拠資料＞

提出資料-規程集 66 学校法人北野学園非常勤講師勤務規程、78 上田女子短期大学教員の選考規程、51 学校法人北野学園就業規則、94 上田女子短期大学研究活動の支援に関する内規、27 上田女子短期大学附属図書館個別研究用図書取扱細則、28 上田女子短期大学附属図書館・教員長期貸出細則、87 上田女子短期大学紀要投稿規程、29 上田女子短期大学附属図書館・資料収集方針、73 上田女子短期大学個人研究費に関する規程、74 上田女子短期大学個人研究費使用ルール、24 上田女子短期大学上田女子短期大学学術研究所規程、25 上田女子短期大学上田女子短期大学学術研究所所報投稿規程、89 上田女子短期大学人を対象とする研究に関するガイドライン、60 学校法人北野学園海外出張旅費規程、2 学校法人北野学園組織職務権限規程、4 学校法人北野学園稟議規程、8 学校法人北野学園管理者の範囲等に関する規程、3 学校法人北野学園事務組織規程 第 2 条 第 4 条、62 学校法人北野学園職員人事評価規程、5 学校法人北野学園文書取扱規程、9 学校法人北野学園公印取扱規程、67 学校法人北野学園経理規程、6 学校法人北野学園重要書証保管規程、19 上田女子短期大学危機管理マニュアル、47 上田女子短期大学事務局管理者会議規程、48 上田女子短期大学事務局会議規程、22 上田女子短期大学スタッフ・ディベロップメントに関する委員会規程、63 学校法人北野学園育児・介護休業等に関する規程、53 学校法人北野学園定年規程、61 学校法人北野学園定年退職者の再雇用に関する規程、56 学校法人北野学園給与規程、52 学校法人北野学園職員任用規程、54 上田女子短期大学任期付教員に関する規程、46 学校法人北野学園衛生委員会規程

備付資料 60. 専任教員年齢構成表、61. ウェブサイト 本学 HP「情報の公表－教員数」、59. 非常勤教員一覧表、57. ウェブサイト 本学 HP「先生紹介」、55. 教員個人調書、56. 教育研究業績書、58. ウェブサイト 上田女子短期大学リポジトリ「総合文化学科研究所所報学海」、62. 紀要 [令和元（2019）年度～令和 3（2021）年度]、63. 学術研究所 所報 [令和 3（2021）年度]、64. 児童文化研究所 所報 [令和元（2019）年度～令和 2（2020）年度]、65. 総合文化研究所 所報「學海」[令和元（2019）年度～令和 2（2020）年度]、38. コンプライアンス・研究倫理研修会資料 [令和元年度～令和 3 年度]、39. 講師懇談会資料、10. 授業評価アンケート集計結果、41. 事業計画書 [令和 3 年度]、40. 第 3 次経営計画書、42. 職員自己目標計画、

68. ウェブサイト 本学 HP「新型コロナウイルス感染症への対応について」、
69. 事務職員通信教育報奨制度について、67. SD セミナー資料 [令和元年度～令和 3 年度]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学両学科(幼児教育・総合文化)の専攻課程の専任教員は、「短期大学設置基準」に定められた教員数ならびに、免許・資格取得課程に必要な教員数を満たしている。

令和 3 年度の専任教員の内訳は、以下のとおりである。（備付-60, 61）

幼児教育学科：教授 3 名 准教授 3 名 専任講師 5 名

総合文化学科：教授 4 名 准教授 1 名（後期より 2 名）専任講師 3 名 助教 1 名

教員の配置は「短期大学設置基準」第 6 章の各条に則り、適切に行っている。いずれも各専門分野における十分な実績を持ち、学科における主要科目を担当可能な人員を擁している。その他、必要に応じて非常勤講師を配している。（備付-59）

専任教員の具体的な業績については、本学ホームページの教員紹介欄（備付-57）で示している。

専任教員、非常勤講師とも、その人選にあたっては、担当科目を教授するに十分な能力および業績を有することを条件とし、専門分野における研究業績・活動履歴・教育経験について厳正な書類審査および面接を行っており、十分な研究・教育能力を有する人材を配置している。

両学科とも教育課程・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づいて専任教員と非常勤教員を配置している。

非常勤教員の採用に当たっては、「短期大学設置基準」の規定を準用するとともに、「非常勤講師勤務規程」（提出-規程集 66）「教員の選考規程」（提出-規程集 78）の定める教員資格基準に従って、担当科目に関する業績等を十分に吟味して選考されている。

幼児教育学科では、器楽などの実技科目において、TA（2名）を配置し、グレード別の授業を実施するとともに、きめの細かい指導を心がけている。

本学教員の採用・昇任は、本学教員の「就業規則」（提出-規程集 51）「教員の選考規程」（提出-規程集 78）他の定めるところにより、「教員資格基準」に従って行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

■幼児教育学科

幼児教育学科の専任教員は、それぞれの専門分野において個々に研究を行い、学会への参加、研究発表、論文執筆などを通して成果を上げている。（備付-57, 55, 56）その内容は、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、各教員個々の授業科目における専門性を活かし成果を上げている。

■総合文化学科

総合文化学科の専任教員の研究活動は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、成果を上げている。（備付-55, 56）各教員は、その研究テーマについて、授業担当科目との関わりの深いものを工夫している。その状況については、本学ホームページにて公開（各教員の紹介及び本学のリポジトリ）（備付-57, 58）されている。

令和3年度は科学研究費について、専任教員のうち3名が継続、2名が新規の交付を受けた。研究分担者を含めると、のべ7名が交付を受けた。そのほか、長野県私学協

会の私立学校研究助成金にも応募して助成を受けた（1件）。

令和2年度より上田市と連携した「信州上田学事業」にも継続して参画し、負担金を受け入れた。「信州上田学」とは、関係する市民が共同して上田市について学び、未来について考えを深めることを目的としたプロジェクトである。

このほか、令和3年度より、新たに国土緑化推進機構の「緑と水の森林ファンド」事業に採択された。

外部資金獲得に向けては、「研究活動支援に関する内規」（提出-規程集 94）により、教員が積極的に研究活動を行うことを支援するための奨励金制度を設けている。

専任教員の研究活動に関する規程としては、これまでに「附属図書館個別研究用図書取扱細則」（提出-規程集 27）「附属図書館・教員長期貸出細則」（提出-規程集 28）「紀要投稿規程」（提出-規程集 87）「附属図書館・資料収集方針」（提出-規程集 29）「個人研究費に関する規程」（提出-規程集 73）「個人研究費使用ルール」（提出-規程集 74）等を整備している。

令和3年9月に、児童文化研究所と総合文化研究所を統合するかたちで、学術研究所（提出-規程集 24）が設置された。それに伴い、両研究所の所報も発行を停止し、新たに学術研究所の所報が創刊されることとなり、「学術研究所所報投稿規程」（提出-規程集 25）を整備した。

専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。年度初めには必ず、専任教職員は公的研究費等の使用・管理に関わる誓約書を提出している。また、毎年、教職員対象の研究倫理研修会を開催し、研究倫理を遵守するための学びを深めている。さらに、研究倫理委員会は教授会及び研究倫理研修会等で「人を対象とする研究倫理」申請の周知をしている。特に令和3年度の研究倫理研修会では、研究倫理の基本を改めて学び直すとともに、「人を対象とする研究倫理申請書」（提出-規程集 89）の書き方を確認したことで、研究倫理の見識を深めることができた。新任の教職員には、「人を対象とする研究倫理」研修と日本学術振興会の研究倫理教育教材（e-ラーニング）を実施している。

研究論文等を発表する媒体としては、次の2点が刊行されている（いずれも年1回）。すなわち、上田女子短期大学「紀要」（備付-62）および上田女子短期大学学術研究所「所報」（備付-63）である。

令和3年度の上田女子短期大学「紀要」（第45号）には、10編の研究論文が発表されている。学術研究所の「所報」（創刊号）には、12編の研究論文が掲載されている。

令和3年度は、年度途中で組織改革が行なわれ、従来の児童文化研究所と総合文化研究所が統合され、新たに学術研究所が発足した（9月）。

幼児教育学科による児童文化研究所「所報」（備付-64）、総合文化学科による総合文化研究所「所報 學海」（備付-65）は、終刊となり、それぞれ第43号・第7号がラストナンバーとなった。

専任教員には、個々に研究室が配備され、週1日の研究日が確保されている。

専任教員の研修時間の確保については、大学の全教職員で取り組むFD・SD活動の研修会（備付-38）が年1回行われ、参加できない場合には、ビデオ視聴等で受けられる体制をとっている。教員個々の研修については、十分な時間が確保されていないのが

現状である。

専任教員の留学についての規程は、現在ない。海外派遣については、「海外出張旅費規程」（提出-規程集 60）があるが、研究目的の国際会議出席等については、個人研究費の使途として、旅費のみの規定に留まっている。

FD 委員会は教務委員会・SD 委員会・研究倫理委員会とも協力しながら、非常勤教員も含めた全教員の資質向上に力を入れている。本年度は教職員を対象とした2回の研修会を実施し、授業改善とともにコンプライアンスに関する認識の向上も図った。まず5月には、専任教員と非常勤教員が参加する講師懇談会（備付-39）において、本学のFD活動についての方針を非常勤講師に説明した。また、9月には全専任教職員を対象にFD・SD合同研修会を実施した。内容は、1.「リモート会議・遠隔授業などマスク生活における話し方講座」と2.「前期授業評価アンケート集計結果について」である。（備付-38）

また、これまでも前・後期末に学生による「授業評価アンケート（無記名・ウェブ方式・全科目）」（備付-10）を実施してきたが、本年度より、一部ながら、さらに中間評価を設定することで早い段階で学生の意見を取り入れ、学生にフィードバックするとともに授業改善に繋げている。

本年度は感染症対策の面から積極的な授業相互参観ができなかったが、感染状況を見ながら今後も積極的に実施していく予定である。

学生の学習成果の獲得が向上するよう、専任教員は、学内の関係部署と次のような連携を図っている。

各種実習に関する手続きにおいては、担当教員が、実習指導室や学生支援課と緊密な連携を取っている。就職指導に関しては、各ゼミナール担当教員と進路サポート課とが連携を取り、必要な免許・資格・検定の受験を促すなど、キャリア教育に反映させている。

幼児教育学科では、附属幼稚園と連携をとることで、附属幼稚園での実習事前体験（プレ実習）を行い学習に活かしている。

総合文化学科では附属図書館と連携を取ることで、司書課程の科目で学んだ内容の実習を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。

- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

教育研究活動等に係る事務組織の責任体制は「学校法人北野学園組織職務権限規程」（提出-規程集2）「学校法人北野学園稟議規程」（提出-規程集4）「学校法人北野学園学園管理者の範囲等に関する規程」（提出-規程集8）において、その職務、職制、権限、責任を明確にし、事務組織の円滑な運営を図っている。事務組織の職務内容については、「学校法人北野学園事務組織規程」（提出-規程集3）第2条及び第4条に記され、事務組織、各課・各部署の事務分掌を定めている。

事務職員には、各部署の事務分掌の職務遂行に必要な専門的知識の習得と能力の向上を求めており、業務マニュアルの随時見直しと改訂、異動時の確実な引継ぎ、研修会・セミナーへの参加を積極的に勧めている。研修には複数で出席するよう促しており、学びを共有しそれぞれが補完している。研修等参加後はその内容・成果をまとめ報告書を作成し、研修等の資料を添えて回覧するとともに事務局会議・委員会で報告し内容を確認している。新型コロナウイルス感染症により、令和2年度においては日本短期大学協会の各種研修が中止となり参加が叶わなかったが令和3年度においてはZoom等での研修参加も可能となった。研修や自己研鑽の蓄積及び業務遂行の積み重ねによって、一人ひとりの事務局職員は各自が事務をつかさどる専門的な職能を有している。同時に、事務組織全体が把握できるよう、他業務に関しても他人事にせず自分事として受け止め、異動に備えるようにしている。令和3年度より日々業務日誌を作成し、自身の業務の振り返りを行っている。業務日誌は管理者が確認し、業務の進め方や進捗状況等に対して助言し指導している。新型コロナウイルス感染症による不測の事態が生じた場合については、現在までの業務の経験値等を鑑み代務者を決め、その対応策について検討し業務に遅延が無いよう対策をとっている。人事異動に関しては、経験年数、能力、後継者の養成、適性等を鑑み、全体のバランスを考えて行っている。

また、「学校法人北野学園事務職員人事評価規程」（提出-規程集62）が平成29年度に施行され事務職員の人事評価制度を開始し、毎年各年度の事業計画（備付-41）及び経営計画（備付-40）をもとに自己目標（備付-42）を立てそれを確実に実行できるよう、評価者が部下の目標設定作成にあたり助言を行うとともに、都度各部署管理者も自己目標の進捗状況について職員に確認し助言することで、業務遂行のプロセスを通して職員のスキルアップをサポートしている。更に年に1回、事務局長が職員一人ひとりと面談を行い、業務の状況・心身の状態・職場環境等を確認することにくわえ、課題や期待値等を伝えることにより、各自の能力や適性を発揮できる環境を整えている。

事務関係諸規程については、「学校法人北野学園稟議規程」（提出-規程集4）「学校法人北野学園文書取扱規程」（提出-規程集5）「学校法人北野学園公印取扱規程」（提出-規程集9）「学校法人北野学園経理規程」（提出-規程集67）「学校法人北野学園重要書証保管規程」（提出-規程集6）等を整備し必要に応じて見直しも行っている。このコロナ禍においては、文部科学省・厚労省及び県からの通達をもとに、新型コロナウイルス感染症対応の活動指針（提出-規程集19）、安全対策や衛生管理、学生の授業対

応策等マニュアル（備付-68）を作成し、状況に応じて都度修正をしながら具体的な対応を行った。

事務局は、事務局長・次長のもと、総務課、学生支援課、実習指導室、入試広報課、進路サポート課、附属図書館、地域連携センター、大学改革室がある。各部署には事務室を置いている。令和3年9月には、幼児教育学科の児童文化研究所・総合文化学科の総合文化研究所を1つの研究所に統合し、上田女子短期大学学術研究所を設立。大学改革室内に学術研究所を設置した。それにともない、正副所長と所員を委嘱し新研究所として教員・職員が連携し新たな業務が開始されている。

事務局各部署はそれぞれ分散しており、図書館、地域連携センターは別棟になっている。各部署備品の設置がなされ、職員各自にパソコンを配置する等、業務に必要な情報機器、備品等は整備されている。情報機器はできる限り最新式の機器に更新している。

事務組織が学内に分散され、通常のコミュニケーションや情報共有が難しいことから、週1回の朝礼及び「上田女子短期大学事務局管理者会議規程」（提出-規程集 47）「上田女子短期大学事務局会議規程」（提出-規程集 48）により管理者会議及び事務局会議を月1回行い、事務職員間の連携、部署間での課題・情報の共有を図っている。平成26年度より「上田女子短期大学事務職員通信教育報奨金制度」（備付-69）を立ち上げ、職員自らが自分の役割を自覚した上で受講申請し、修了した際には受講料の半額を支給するなど、職員の自主性を重んじた研修を推奨している。各種研修や資格情報については全職員に回覧し情報提供を行っている。なお、令和3年度については、残念ながら該当者はいなかった。

SD活動に関しては、「上田女子短期大学スタッフディベロップメントに関する委員会規程」（提出-規程集 22）を整備し、規程に基づいて適切に行っている。令和3年度は事務職員のスキルアップのために各種研修の案内を行うとともにSDセミナーを4回実施した。

SDセミナーの実施状況及び内容は、以下の通りである。（備付-67）

- ①第1回（6/14）「カリキュラム体系とカリキュラムマップ」
- ②第2回（7/12）「2022年度入試制度」
- ③第3回（9/13）「京都芸術大学の取り組み」
- ④第4回（11/4）「情報セキュリティ」

また、令和3年度は、FD委員会と共同で全専任教職員を対象としたFD・SD研修会を開催した。内容は、以下の通りである。（備付-38）

- ①「リモート会議・遠隔授業などマスク生活における話し方講座」
- ②「前期授業評価アンケート集計結果について」

その他としては、研究倫理教育のe-ラーニング研修や研究倫理・コンプライアンス研修に関して、全員が出席・参加できるよう支援した。

事務業務の見直しについては、事務職員は、業務を行う際に各自・各部署で事務処理の効率化・改善点を意識し、点検を行い日々の業務向上を目指している。それにともない都度業務マニュアルの見直しを行っている。くわえて、事務処理における手順を明確にするよう努めている。特に人事異動があった際には、新しく配属された職員がマニュアルに沿って業務を行うなかで更なる効率化を目指し、都度修正を施している。

各種委員会には関係部署の事務職員も、副委員長や委員として加わり、教員と連携している。特に学生との関わりが多い学生支援課、進路サポート課、実習指導室、図書館、地域連携センターの職員は教員や各部署との連携を強化して学生の学びが円滑にいくよう、情報の共有や意見交換を行い学生の学習成果の向上に務めている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する規程としては、「学校法人北野学園就業規則」（提出-規程集 51）「学校法人北野学園育児・介護休業等に関する規程」（提出-規程集 63）「学校法人北野学園定年規程」（提出-規程集 53）「学校法人北野学園定年退職者の再雇用に関する規程」（提出-規程集 61）「学校法人北野学園給与規程」（提出-規程集 56）「学校法人北野学園職員任用規程」（提出-規程集 52）等を整備している。

諸規程の周知については、平成 27 年度より教職員各自のパソコンで検索できるようになり、新設・改正した際には速やかに更新し、迅速に学園全職員に周知している。教職員の就業は、諸規程に基づいて適正に管理している。「働き方改革」の対応に関しては、管理監督者が有給休暇の取得に関する対応や、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を行っている。

教員の新採用に関しては、平成 29 年度に「上田女子短期大学任期付教員に関する規程」（提出-規程集 54）を新設。平成 30 年度より新規採用された教員は、年度末には自己評価表を提出し、学科長より人事評価を受け、それを基に管理監督者である学長・学科長・事務局長が面談を実施している。教員自身が年度内に行った教育活動・研究・学務分掌や行事等への貢献・地域貢献等の棚おろしを行い振り返ることに併せて、管理監督者から助言を受けることにより、次年度の更なる活動につなげている。

事務職員に関しては、平成 29 年 4 月「学校法人北野学園事務職員人事評価規程」（提出-規程集 62）が設けられ、各自管理者の指導のもと自己目標（備付-42）を作成。職員各自の自己目標に関してはその進捗状況、達成度を鑑みながら管理職が指導及び助言を行っている。年度末には各自自己評価を行い、各管理者がそれを基に第 1 次評価を実施。その後事務局長が第 2 次評価者として各事務職員の評価を行い理事長へ提出している。人事評価の結果は、能力開発、昇進、昇格、異動配置等人事処遇のための資料となる。

教職員の健康管理については「学校法人北野学園就業規則」（提出-規程集 51）を改正し、定期的な健康診断を義務づけるとともに、平成 28 年 4 月に「学校法人北野学園衛生委員会規程」（提出-規程集 46）を新設。法人各部署から選出された委員が現場の

状況等を報告し、産業医より意見を聞く衛生委員会が月1回開催され、職場環境や危険防止、安全衛生等について話し合いがなされている。その議事録はメールにて公開され全教職員が情報を共有することで、教職員の安全及び健康を確保している。また、必要に応じてもしくは職員の希望により、産業医または本学保健室の看護師が保健指導を行うなどの体制を整えている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専任教員には、研究日が確保されているが、サバティカル（研究休暇）の制度は無く、懸案となっている。留学の規定整備と共に考究していきたい。

幼児教育学科は、これまで保育、教育現場における指導経験がある教員をはじめ、ピアノ初心者の学生に対する指導力のある教員採用を行ってきた。今後も各専任教員の専門分野における研究業績向上を図るとともに、養成校として保育、教育現場に則した授業内容を構築すべく教員相互の連携や共同研究を行い、各教員自身が協働性を培いつつ創造性教育の実践を図ることが必要である。

総合文化学科では、年度途中に専任教員（1名）の増員があった。大学改革室との連携を強化し、学科の将来像を再度展望していく。

組織の構築が図られ、その中で意識の向上と各々の役割を認識し組織の形が徐々に整ってきているものの、管理職のマネジメント力や業務管理能力及び権限と責任面における意識の向上が課題である。また、事務職員は年齢の構成や能力・経験値などをトータルで考え、与えられた役割に準じた能力が必要である。今後もバランスのとれた人員配置が重要であることから、事務職員自らが各自の能力向上を目指すことに加え、各職員が事務組織全体を把握し業務を行うことで業務が滞らないような体制作りが不可欠である。そのためにも、自らが向上心を持ち、本学事務職員として必要なスキルを身につけるため、資格取得等積極的に各種研修会やセミナーへ参加するよう促す。また、事務職員の異動に関しては、年々変化する様々な観点からの状況を踏まえたうえで、先を見越した組織を構築することが課題である。各自のパーソナリティも鑑みつつ、適材適所の柔軟性のある組織作りを目指す。

SD活動に関しては、単なる受身の活動ではなく、事務スタッフの自主的な活動が望まれる。そのためにも、様々な情報提供や管理者同士・スタッフ同士の活発な意見交換等から、より一層活発な活動が不可欠である。また、FD委員会と連携し、教員・職員の相互理解の機会を設けていく。教職員全員を対象としたSD活動をより推進していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集 29 上田女子短期大学附属図書館・資料収集方針、67 学校法人北野学園経理規程、70 上田女子短期大学教室等施設貸出規程、68 学校法人北野学園固定資産及び物品管理規程、19 上田女子短期大学危機管理マニュアル

備付資料 70. キャンパスマップ、72. 図書館平面図、73. 上田女子短期大学自衛消防隊組織図、74. 学内避難経路、75. ウェブサイト 本学 HP「情報の公表－耐震化率」

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の収容定員は幼児教育学科 240 名、総合文化学科 120 名、計 360 名であり、「短期大学設置基準」の規程により算出した基準面積は 3,600 m²となる。本学の校地面積は、校舎敷地・運動場用地・その他、併せて 63,896 m²であり、校舎敷地、運動場用地、その他併せて規定を充足している。

運動場に関しては、グラウンド、テニスコート等適切な運動場を有している。

校舎面積については、「短期大学設置基準」の規定により算出した校舎の基準面積は、4,150 m²となるが、本学の校舎面積は 10,731 m²であり、その基準を十分に満たしている。

校舎内外の障がい者対応としては、エレベーター 1 基と障がい者用トイレを 2 箇所、手すりなどを設置している。本館東階段（1 階～3 階）と西階段にも手すりを設置している。

大講義室、小講義室、演習室、実習室など、カリキュラムポリシーに基づいた教室を整備している。実践的な学びができる保育室をイメージした教室（造形、絵画、図画工作演習室兼）や、音楽システムを導入したピアノのグループ演習に適した教室、調理実習ができる教室、介護演習用の器具が設置されている教室なども用意している。（備付-70）

機器・備品については、カリキュラムポリシーに基づき必要なものを整備している。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、補助金の助成を受け遠隔授業に関連する機器・備品（学生貸出用のノートパソコン、Web カメラなど）や、教室内の密を避けるための機器・備品（プロジェクター、スクリーン、中継映像配信設備など）を整備した。令和 3 年度もそれらの機器・備品を活用して授業を行った。またパソコンとプロジェクターを接続するインターフェースが、近年 VGA から HDMI に置き換わっている状況を鑑みて、対応している。令和 3 年度は科研費の間接経費等を使用して 16 番教室、25 番教室を HDMI 対応にする工事を実施した。そのほか 33 番教室は、黒板からホワイトボードに交換する工事を実施した。その他の機器・備品についても必要に応じて順次入れ替えを行っている。

図書館の面積等については表 1（備付-72）、蔵書数等については表 2 のとおりである。「短期大学設置基準」「私立短期大学図書館改善要項（日本私立短期大学協会図書館研究委員会）」に照らして、適当な規模、資料構成であると認識している。

購入図書選定システム及び廃棄システムについては、「上田女子短期大学附属図書館・資料収集方針」（提出-規程集 29）及び「上田女子短期大学附属図書館除籍規定（内規）」を定めている。

図書館閲覧室に参考図書の書架を設置し、まとめて置いている。情報リテラシー講座等で、これらの資料の活用を促している。

体育館面積は 1,131 m²であり、適切な面積を有している。

令和 3 年度も学内 WiFi のアクセスポイントを増設し、北野講堂で無線 LAN を使用できるようにした。学生用ノートパソコンの貸出も継続しているので、多様なメディアを高度に利用して教室等以外で授業を行うための環境も徐々に整えてきている。

表 1 図書館施設の規模と学生・利用者用 PC 関係機器数・視聴覚機器数

地下 1 階（書庫）	109.2 m ²
1 階（書庫・AV ルーム等） ※地域連携センター含む	367.44 m ²
2 階（閲覧室・図書館事務室）	615.34 m ²

延床面積	約 1,125 m ²
図書収容能力	約 10 万冊
閲覧座席数	129 席
視聴覚機器 (AV ルーム)	ブース 11 台 (DVD・ブルーレイ・LD・ビデオ・CD 視聴可) 大型モニター 1 台 (DVD・ブルーレイ・LD・ビデオ・CD 視聴可)
蔵書検索用パソコン	3 台
デスクトップパソコン	12 台
ノートパソコン	13 台
タブレット端末	5 台
プリンター	2 台 (OPAC 用 1 台・レポート作成用 1 台)
自動貸出返却装置	1 台

表 2 資料種類別の所蔵数一覧
(令和 4 年 3 月 31 日現在)

資料区分	和書 (冊)	洋書 (冊)	学術雑誌 (タイトル 数)	視聴覚資料 (点)	諸資料 (点)	新聞 (紙)
所蔵数	84,533	2,049	70	4,522	6,080	9

* 和書と洋書の合計総蔵書冊数は 86,582 冊。

* 学術雑誌は現在受け入れ中のタイトル数。(受入れ中止した雑誌は含まない)

* 諸資料は紙芝居、楽譜、仕掛け絵本、パネルシアター、エプロンシアター等。

* 新聞は購入しているもの。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備・固定資産管理等に関する規程は、「学校法人北野学園経理規程」(提出-規程集 67)「上田女子短期大学教室等施設貸出規程」(提出-規程集 70)「学校法人北野

学園固定資産及び物品管理規程」(提出-規程集 68)等を定め、諸規程に従い施設設備、物品等を維持管理している。施設の修繕に関しては、令和3年度上田市の「特定建築物定期調査」を受け、その調査結果より要是正の指摘があった、北野講堂西側補修工事・中庭軒裏劣化部分補修工事・本館屋上一部壁補修工事・21番教室屋根改修工事を行った。その他に関しては優先順位と財務の状況を勘案しつつ、図書館及び2階研究棟工事エアコン工事・学生ホール自動水栓化工事・学生ロッカー前U字溝補修工事・防火戸設備扉閉鎖順位調整器の取り付け等を実施した。

平成28年度には「危機管理マニュアル」(提出-規程集 19)を作成し、平成29年度に見直しを行った。このコロナ禍に対しては、新型コロナウイルス感染症対応の「上田女子短期大学活動指針」(提出-規程集 19)を定め、それを軸に都度必要に応じたマニュアルを作成している。感染拡大などの状況に応じて随時見直しを行い、教職員に周知している。

防災対策については、消火器・火災報知器・消火栓を備え、専門の業者によって定期的に点検を行い、不備があるようであれば取り換える等の措置を行っている。

また、地元消防署や消防機器専門業者の指導のもと避難訓練を実施し、消火器具の取り扱い方法等を学び、防災に関する意識を高めている。学内では全教職員で「上田女子短期大学自衛消防隊」(備付-73)を組織し、避難訓練の際に実際に活動することで自らの役割を確認している。

毎年、後期オリエンテーションでは、地元消防署員を招いた避難訓練・消火訓練を実施しているが、令和3年度は感染拡大防止のため中止した。その代替として、学内の避難経路及び消火器の位置について、資料(備付-74)を配布して説明し、確認を行った。

学生寮の避難訓練は、毎年、新入生が入寮する4月に実施している。令和3年度は、4月中旬に避難訓練を予定していたが、寮敷地内でイノシシが頻繁に出没したことから、寮生の安全を第一として、状況が落ち着くまで延期し、6月上旬に実施した。訓練内容は、通報、避難及び消火訓練を行った。通報訓練は、実際に消防署へ連絡し、緊急時に備えた。消火訓練は、学内の消火器設置業者を講師に招き、火事が起きた時の対処について説明を受けた他、実際に水消火器を使用し、消火レバーを握って火点を狙う放水体験を、寮生全員が体験した。

地震対策については、校舎の安全性では、平成8年度に本館棟の耐震診断を実施し、地震に対応できるよう既存建物の増改築を平成13年度に実施した。また体育館においては耐震診断の結果を受けて、平成27年度末に耐震工事を行い、附属図書館については、平成30年度に行った耐震診断の結果をもとに、令和元年度に耐震補強工事を行った。これにより本学全ての施設において耐震診断・耐震工事が完了し、学内建築物の耐震化率は100%となった。これは、ホームページにおいても公表している。(備付-75)

防犯対策については、本館の4ヶ所に防犯カメラを設置し、平成27年度には最新式のカメラに交換して、より感度を上げる設備を備えた。また、平成25年度には学生駐車場にも防犯カメラを設置するとともに監視小屋を設け、駐車場内等の警備を強化している。それと同時に職員も見回り業務を行うなど、設備だけに頼らない警備も行っている。夜間警備は民間警備会社が定時に巡回を行っており、その報告を受けている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策として、全パソコンにウィルス対策ソフト

トを導入している。また、大学からのメールを自分のデバイスで閲覧する機会が増えている中で、自分のデバイスでメール確認している教職員に対してパスワード、ウィルス対策ソフトのインストール等実施する誓約書の提出を求めている。

省エネルギー等の対策については、エアコンの温度設定（夏は 28 度・冬は 22 度）、玄関や廊下の一部消灯等を行い、省エネルギーに努めている。新電力会社との契約についても、その都度見直しを行い経費削減に努めている。また、教室等のエアコンを事務室で集中管理し必要に応じて事務室内でコントロールすることで、無駄を無くすように努めている。ゴミの分別については、適切に分別しその都度業者へ処理を依頼することにより、適正に管理している。また、印刷物については、部数の適正化や両面印刷及び裏紙の使用等について徹底している。光熱水費についても教職員各々が注意するよう、予算及び決算報告時や教授会・事務局会議等で都度注意喚起を行っている。新型コロナウイルス感染症感染防止対策として年間を通じて学内の換気をしているが、令和 2 年度に卒業生及び後援会よりジェットヒーターの寄贈を受け、広い講義室や廊下などで使用し寒さ対策を行っている。令和 3 年度は灯油高騰のため使用時間を限定し、使用時の工夫について協力を促すなど灯油代の節減について教職員へ依頼した。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

障がい者対応については、エレベーターは 2 階までの設置である。車椅子用のスロープなどの設置も遅れており改善を要する。

図書館は 2 階建の施設で書庫は二層になっている。しかし、エレベーターが設置されておらず、バリアフリー化について検討する必要がある。施設面としては、図書館は水はけが悪く、大雨等の際には浸水も見られ、併せて狭隘化も進んでいる。資料・書籍等計画的な見直しを行いつつ対応を検討していく。

令和 2 年度、事務局の部署の移動に伴い演習室がなくなり、学生がアクティブ・ラーニングに利用できる場所がない状況である。

学内施設及び設備面では、老朽化が進んでおり優先順位をつけながら必要に応じて修繕、入れ替え等を行っている。今後も適宜点検を続けながら安全な短大生活が送れるよう対応する。また、先を見越した施設整備計画を検討する。

自然災害時の対応に備えて、本学での貯蔵品の整備についても検討するとともに行政との連携を密にする。また、現況に応じて「危機管理マニュアル」（提出-規程集 19）の見直しを行うことも課題である。

防犯対策については、防犯フェンスの整備が不十分な場所（山の中で隣地の長野大学と接している）があり、管理上難しい面がある。また門扉等による休日等の完全閉鎖は、地域住民との関わり（本学内にある地域住民が祀る唐臼社、飛地としての墓地）において、難しい面もある。今後、外注による警備常駐体制、学内への入退館システムの導入など、校地・校舎内の警備システム全体について検討する必要がある。

事故・トラブル等に関して報告制度はあるが、それが全教職員に共有され指導に活かされているとは言い難い。その都度報告書にまとめ、対応を記録していくことで、PDCA を確立する体制を整えることが課題としてあげられる。

コンピュータシステムのセキュリティ対策を強化する検討は、今後も継続していく必要がある。具体的には外部メモリ（USBメモリ等）の利用、教職員の危機管理意識の向上、自分のデバイスで個人情報を閲覧する制限等が挙げられる。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料 43. 学内ネットワーク配線図、47. 情報処理演習室配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では、教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービス、専門的支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

技術サービスについては、各学生にメールアドレスを配付し、学生が様々な活動においてメールが利用しやすい環境を整えている。特にコロナ禍の影響により、メールにて連絡する機会が増えており、学生がメールを閲覧する意識が向上した。

専門的支援については、幼児教育学科では、保育者養成を主たる目的とする教育課程編成・実施の方針に基づき、共通教育科目 F 群の「情報基礎Ⅰ」「情報基礎Ⅱ」を幼稚園教諭 2 種免許状取得に必要な必修科目として位置づけている。また、同群の「プレゼンテーション演習」を選択科目に、D 群の「情報の科学」は共通教育科目の選択必修科目に指定している。これらの科目を履修することにより、現代社会で生活を送る上での基本的な情報技術を習得することができる。

総合文化学科では、地域社会及び職場において有用な女性の育成を主たる目的としていることを踏まえ、共通教育科目 F 群の「情報基礎Ⅰ」「情報基礎Ⅱ」「プレゼンテーション演習」を選択必修科目に指定し、専門科目のビジネス・医療事務フィールドでは「情報スキルⅠ」「情報スキルⅡ」「情報スキルⅢ」「コンピュータ・グラフィックス」など、ICT 活用を主目的とした科目も設置している。

教育課程編成・実施の方針に基づいた情報技術の向上に関するトレーニングについ

ては、幼児教育学科・総合文化学科では、「情報基礎Ⅰ」「情報基礎Ⅱ」の各授業をとおして、ワード・エクセルの基本操作の習得を図っている。また、両学科とも各授業をとおして ICT の活用ができるよう配慮している。さらに、「卒業研究」の作成に際しては、ゼミナール担当教員がワード、エクセル、パワーポイント、インターネット等の活用法についても、指導している。教職員に対しては、システム導入・更新時に、操作方法や活用方法に関する説明を行っている。

技術的資源と学内のコンピュータ及びネットワークについては、安定した環境下で利用できるよう、定期的にメンテナンスを実施している。ソフトウェアに関しては、学内のコンピュータがスムーズに利用できるよう定期的に更新を行っている。令和3年度末までには、情報処理演習室のパソコンのオフィスソフトのバージョンを2019に更新した。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、パソコンやプリンターなどのハードウェアとオフィスなどのソフトウェアなどの技術的資源は、学生と教職員に適切に分配されている。教職員が適切かつ効果的な授業や学校運営に活用できるよう、教職員には一人につき一台のコンピュータが配備されている。

また、パワーポイントを活用して効果的な授業を行う教員が増えつつあることから、普通教室へのプロジェクター及びスクリーンの設置を漸次進めている。端末の操作や使用中のトラブルについて個別の対応が必要な場合は、本学職員が対応している。

学生が個人のパソコンやスマートフォンからインターネットにアクセスする機会が増えたことから、学内の無線ネットワーク（WiFi）環境を整備しており、WiFi アクセスポイントを追加したことで利便性の向上を図った。（備付-43）利用手続きを行った学生が、自由にインターネットを利用できる環境を提供している。学生ホールには AC コンセントを備えた一人用座席を16席分設置し、学生がホール内でパソコンやスマートデバイスを利用しやすい環境を整えている。

なお、学生に対しては各学期当初のオリエンテーションにおいて、使用方法や利用マナーなどのリテラシー教育を行っている。

教員は基本的な ICT 活用能力を身につけているため、新しい情報技術などを活用した効果的な授業を行っている。特に、令和2年度はコロナ禍によるオンデマンド方式の授業を実施し、オンライン授業の可能性を確認することができたことで、令和3年度もコロナ禍の状況によっては学生が教育実習前に実習先から2週間の自宅待機を要請された場合などに、オンライン授業を効果的に活用することで、学生に学習成果を獲得させることができた。

幼児教育学科では、信州大学教育学部との単位互換授業や相互乗り入れ授業においては、状況に合わせてテレビ会議システムもしくは Zoom アプリを使用した。

総合文化学科の教職課程には「教育方法・技術論」の授業科目を設置し、ICT 活用教育の具体例について紹介するとともに、電子黒板システムやパソコン等の ICT 機器を活用した模擬授業（中学校国語）を学生に課している。

このように、教員は、新しい情報技術を積極的に活用し、授業内容及び教授技術の深化を図っている。

情報処理演習室（コンピューター教室）については、学科の教育課程編成・実施の方

針に基づき、2 教室整備している。平成 27 年度末に 27 番教室のパソコン 36 台を新型機に交換し、平成 28 年度は教室内の配置もグループ学習がしやすいようにするなど、両学科の授業はもちろん、授業以外でも空き時間等に学生がコンピュータを利用できる環境を整えている。また、令和 2 年度は 28 番教室のパソコン 26 台を新型機に交換した。（備付-47）

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

両学科とも学生の ICT 活用能力については、ワードとエクセルの基本的な活用にとどまり、パワーポイント等の顕著なスキルアップまでには至っていない。特に幼児教育学科と総合文化学科の教職課程の学生においては、教育職員免許法の改正によるカリキュラムにおいて ICT 活用が重視されていることから、学生の情報技術の向上に関するトレーニングについて、両学科のなかで検討していく必要がある。

今後、オンデマンド授業やオンライン授業等、ICT を利用した取り組みの深化が必要となる。Web 会議システムだけでなく、本学で利用している Office365（例：Teams）を更に活用して、学生が参加しやすく、また教員が管理しやすい取り組みが必要となる。

無線ネットワーク（WiFi）については、エリアを順次拡大しているが、未だに接続できない場所がある（事務室、応接室等）。そのため、令和 4 年度中に学内全ての場所で接続可能にしていく。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- 提出資料 16. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）、17. 事業活動収支計算書の概要、18. 貸借対照表の概要（学校法人全体）、19. 財務状況調べ、3. ウェブサイト 本学 HP「情報の公表」、20. 資金収支計算書・資金収支内訳表 [令和元年度]、21. 資金収支計算書・資金収支内訳表 [令和2年度]、22. 資金収支計算書・資金収支内訳表 [令和3年度]、26. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 [令和元年度]、27. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 [令和2年度]、28. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 [令和3年度]、29. 貸借対照表 [令和元年度]、30. 貸借対照表 [令和2年度]、31. 貸借対照表 [令和3年度]
- 提出資料・規程集 57 学校法人北野学園退職金支給規程、69 学校法人北野学園資産運用規程、94 上田女子短期大学研究活動の支援に関する内規
- 備付資料 76. 上田女子短期大学創立 50 周年記念事業募金 募金趣意書、40. 第3次経営計画書、10. 授業評価アンケート集計結果、9. 卒業生の評価に関するアンケート集計結果

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

過去3年間の学校法人全体の資金収支及び事業活動収支は、下記の表に示すとおりである。

過去3年間の学校法人全体の資金収支は、令和元年度は57,872千円、令和2年度は18,386千円、令和3年度は32,416千円であり、いずれの年度も収入超過であった。（提出-16）

過去3年間の学校法人全体の事業活動収支は、残念ながらいずれの年度も支出超過であった。この原因は、短期大学の入学定員未充足及び多額な減価償却費にある。しかし、短期大学分は、令和元年度は892千円、令和2年度は12,322千円、令和3年度は8,845千円といずれの年度も収入超過であった。（提出-17）

過去3年間の資金収支（学校法人全体） (単位 千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資金収支差額	57,872	18,386	32,416

過去3年間の事業活動収支（学校法人全体） (単位 千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業活動収入計	509,981	530,673	527,682
事業活動支出計	551,630	563,152	564,250
事業活動収支差額	△41,649	△32,478	△36,567

過去3年間の事業活動収支（短期大学分） (単位 千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業活動収入計	425,596	450,147	443,954
事業活動支出計	424,704	437,825	435,108
事業活動収支差額	892	12,322	8,845

過去3年間の学校法人全体の貸借対照表は、下記の表に示すとおりである。

負債に関しては、借入金、前受金及び退職給与引当金が大部分を占めている。附属幼稚園建設の借入金があるが、学校法人全体の財政状態は健全である。（提出-18）

上田女子短期大学

過去3年間の貸借対照表の状況（学校法人全体）（単位 千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資産の部合計	2,840,223	2,771,966	2,750,970
負債の部合計	476,883,	441,105	456,677
純資産の部合計	2,363,339	2,330,860	2,294,292
純資産構成比率	83.2%	84.1%	83.4%

短期大学の財政と学校法人の財政の関係は、短期大学が学校法人全体の収支の8割前後を占めている。短期大学の入学定員未充足等が事業活動収支の支出超過の原因である。貸借対照表は健全な状況にあり、短期大学の存続を可能とする財政は維持されている。しかし、短期大学の入学定員未充足などの状態がさらに続けば、健全な財政状態もいずれは悪化してしまうため早期に改善していく。

退職給与引当金は、「学校法人北野学園退職金規程」（提出-規程集 57）に基づき100%引き当てられている。

また「学校法人北野学園資産運用規程」（提出-規程集 69）が整備されている。資産運用はすべて銀行預金であり、安全に運用されている。

過去3年間の教育研究経費は、下記の表に示すとおり、いずれの年度も経常収入の20%を超えている。教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分も、担当部署からの要望を聞き取り適切に行っている。（提出-19）

過去3年間の教育研究経費比率

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
教育研究経費比率	23.9%	29.4%	29.6%

監査法人の監査は定期的に行われており、監査意見については適切に対応している。また、不明な会計処理などが発生した場合には随時相談している。

寄附金について、令和3年度より「上田女子短期大学創立50周年記念事業募金」（備付-76）の募集を開始し、令和3年度は60件、2,621,000円の実績となった。学校債は発行していない。

過去3年間の入学定員充足率及び収容定員充足率は下記の表に示すとおりである。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入学定員	180名	180名	180名
収容定員	360名	360名	360名
入学者数	160名	169名	144名
在籍者数	301名	326名	312名
入学定員充足率	88%	93%	80%
収容定員充足率	84%	91%	87%

過去3年間の入学定員充足率・収容定員充足率は、令和元年度入学定員充足率88%、収容定員充足率84%、令和2年度入学定員充足率93%、収容定員充足率91%、令和3年度入学定員充足率80%・収容定員充足率87%であった。過去3年間の平均入学定員充足率87%、収容人員充足率87%であり、入学定員確保が喫緊の課題である。

事業活動収支の支出超過が続いており、収容定員充足率に相応した財務体質にはなっていない。

学校法人及び短期大学は、第3次経営計画に基づき、毎年度の事業計画、予算計画の計画方針・計画スケジュール等を関係部門に示し、各関係部門で事業計画案・予算計画案を策定し、常任理事会で全体をまとめ、毎年2月の評議員会・理事会で承認を得ている。承認された事業計画と予算計画は、速やかに関係部門に指示し、また、教授会、事務局会議等で内容の説明を行っている。

年度予算は、法人本部にて進捗状況を確認しながら適正に執行している。

日常的な出納業務等は法人本部にて一元管理しており、毎月、月次試算表等を添付した報告書を法人本部事務局長経由理事長に提出している。

資産及び資金の管理と運用は、適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断資料に基づく法人の財務状況は、令和2年度及び令和3年度の教育活動資金収支差額が収入超過であったことから、B0（イエローゾーンの予備的段階）に位置している。（提出-16）

18歳人口の減少、高校生の短期大学離れなど、短期大学を取り巻く環境は大変厳しい状況にあるが、建学の精神に基づき「豊かな教養と深い専門知識、そして責任感を具えた堅実中正な社会的人格を有する女性の育成」を教育目的として教育の質の向上を目指すとともに、学生の生活支援、進路支援、地域貢献支援等に積極的に取り組んでいる。

短期大学の将来像は、平成23年度に「第1次中期経営計画」（実施期間、平成24年4月～平成27年3月）を策定、平成26年度には「第2次中期経営計画」（実施期間、平成27年4月～平成30年3月）を策定、平成29年度には「第3次経営計画」（実施期間、平成30年4月～令和5年3月）（備付-40）を策定した。その計画に基づき単年度の事業計画を作成しており、短期大学の将来像は明確になっている。

なお、「第3次経営計画」（備付-40）策定には、教職員の計画案を極力尊重しており、短期大学の客観的な環境分析なども行っている。

本学の強み・弱みなどの客観的な環境分析については、学校基本調査、長野県の短期大学進学率、オープンキャンパス参加者のデータ分析、在学生の「授業評価アンケート」（備付-10）、「卒業生の評価に関するアンケート」（備付-9）などにて行っている。

「第3次経営計画」（備付-40）では、学校法人の経営実態、財政状況等から、計画目標などを明確にした。

学生募集対策と学納金計画であるが、学生募集対策では、収入の大部分を学納金が占めており、入学者数によって収支が影響を受けることから、入学定員確保を最重要課題として入試広報課が中心となって学生募集活動を行っている。学納金計画は、他の短期大学との比較を行いながら検討している。

人事計画については、専任教員数は短期大学設置基準を満たしており、事務職員は、若手職員を積極的に採用し、将来のしっかりとした事務体制を構築すべく計画的に行っている。

施設設備の将来計画について、本学の本校舎は、竣工から50年以上経過していることから、老朽化に伴う改修費、修繕費が年々嵩んできている。現在のところ、専門業者に委託する定期点検等を含め建物の維持管理は適切にできているが、老朽化した施設、設備が多くなっているため、その維持管理の費用捻出が重要課題となっている。学生の安全確保や教育環境の維持、向上の観点から、限られた予算の中で優先順位を決めて整備している。

外部資金の獲得については、教員の科学研究費獲得を支援すべく学内の助成制度として「上田女子短期大学研究活動の支援に関する内規」（提出-規程集94）を平成27年4月に策定し、科学研究費助成事業獲得を推進している。

遊休資産の処分についてはほぼ終了している。

短期大学全体及び各学科の適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）について、令和3年5月1日現在、短期大学全体は在籍学生数312人、幼児教育

学科は学生数 185 人、総合文化学科は学生数 127 人となっている。それに対する専任教員数は 20 人（学長含む）であり、教員一人当たりの平均学生数は 16 人である。学生数は年度間にバラつきがあり、収支バランスには常に留意しているが、人件費及び管理経費の削減が必要である。

各年度の事業報告及び財務情報はホームページ（提出-3）で公開している。また、教授会、事務局会議等で「資金収支計算書」（提出-20, 21, 22）「事業活動収支計算書」（提出-26, 27, 28）「貸借対照表」（提出-29, 30, 31）等及び財務分析について説明を行っており、教職員が経営に関する危機意識を共有できるようにしている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

法人の財政基盤は、総収入の 7 割強を「学生生徒等納付金」が占めており、短期大学の入学者数に大きく依存している。今後想定される 18 歳人口の減少並びに短期大学志願者の減少から入学定員確保は厳しい状況が継続する。収支を均衡させるためには、入学者の定員確保、経常費補助金の増加などを推進しながら、併せて人件費・管理経費の適正化を図ることが課題である。

老朽化した施設、設備などが多くなってきており、将来に備えて計画的に第 2 号基本金に組入を行うなど、資金力を強化することが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

事務職員の定期的な人事異動は、平成 29 年度より開始した短大事務職員の人事評価制度で得られた評価及び短大事務局長と各職員との面談内容にくわえて、本人の適性・キャリアプラン等を鑑み、本学の将来を見越して適材適所を鑑みつつ柔軟性のある組織づくりを目指している。積極的に外部研修やセミナーへ参加するよう配慮し、研修に行く際には単独の参加ではなく、内容を共有するために、複数人での参加を促している。しかし、令和 3 年度コロナ禍においては複数での参加や、感染増加地域への出張の自粛をしている。通信講座等の受講については、講座の情報を全職員に周知している。

SD 活動については、「上田女子短期大学スタッフディベロップメントに関する委員会規程」（提出-規程集 22）を整備し、規程に基づいて毎年行っている。内部で管理者が講師を務め開催することにくわえ、外部の講師を依頼し都度必要な知識を深めている。FD 委員会・SD 委員会・研究倫理委員会が協力して、研究倫理やコンプライアンス

教育等毎年合同で開催している。令和3年度はコロナ禍の現況に併せて「リモート会議・遠隔授業などマスク生活における話し方講座」を開催した。また、同日に「前期授業評価アンケート集計結果」についても説明があるなど、連携が強化されている。

平成26年度に未開講科目となった総合文化学科の「イラストレーション制作」については、平成27年度より新しい担当教員により開講している。

ホームページ上で公開している専任教員の研究活動（備付-57）については、毎年4月にALO委員会より研究内容等の更新について促し、定期的な更新が行われている。

専任教員の留学や海外派遣等に関する規程については、現時点で整備していない。今後他大学の情報を得つつ、本学の現況を鑑みながら必要に応じて検討する。

「授業評価アンケート」（備付-10）の項目の精査については、令和元年度に行い、内容を変更して学内のウェブフォームによるアンケート方式で実施している。教員相互の授業参観の実施については、幼児教育学科においては教員間の共同研究が継続して行われ、各専門分野を超えた研究活動はオムニバス教科科目における授業内容の充実と教員同士の授業参観になっている。今後はFD委員会において非常勤講師担当科目も含め組織的に展開していく。

教職員の就業に関しては、労務関係に詳しい弁護士と顧問契約を結び、リーガルチェックを受ける等都度対応している。

障がい者対応としては、平成30年度に本館西階段1～3階まで、新たに手すりを設置した。

図書館のバリアフリー化については、まだ実施できていない。ブックディテクションの更新、入館システム等の検討については、現在も機器の使用は可能なため、先送りしている。また、老朽化している学生用パソコンは、令和2年度に交換を行った。

各教室の備品の設置年月の確認は平成27年度に終了した。また令和2年度にも再調査を行い調整・整備した。

「危機管理マニュアル」（提出-規程集19）については平成28年に作成し、翌年見直しを行った。昨今のコロナ禍においては「上田女子短期大学活動指針」（提出-規程集19）を定め、それを軸に必要なマニュアルを作成している。状況に応じて随時見直しを行い、教職員に周知している。

耐震化については、平成27年に体育館の耐震補強工事が完了。令和元年度には附属図書館の耐震補強工事が完了し、本学の耐震化率は100%となった。

パソコンに関しては平成27年度に27番教室の端末全台を、また令和2年度には28番教室の端末を新型機に入れ替えた。附属図書館の閲覧座席数やデスクトップパソコンの台数の増加等については、平成29年度及び令和2年度の段階で改善を行った。

学生のICT活用能力等の向上を図るため、毎年情報処理関連授業の担当者と打ち合わせを行ったうえで授業を進めている。

安定した経営を維持するためには、入学定員を確保することが最重要課題である。入学定員を確保するため、広報活動の見直し、オープンキャンパスの見直し、入学定員の見直し等を行ったが、入学定員確保には至らなかった。学生数と教職員数の見直しについては、今後も具体策の検討を継続して行っていく。

第2次中期経営計画・第3次経営計画（備付-40）を確実に実行して、特に予算編成

の厳格化と執行管理の徹底に努めた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

管理職のマネジメント力及び管理力については、外部での管理職研修や内部指導にくわえ、年初に提出される自己目標（備付-42）の到達度合いを踏まえて、権限と責任面における意識向上の改善を図っていく。また他大学管理職との交流を行う機会を設け、意見交換を行いながら自らの状況を把握する。

事務職員のバランスが取れた人員配置については、全職員の力量や可能性、意欲等も踏まえながら、全体の年齢構成も鑑みることにくわえ、業務の効率化を推し進めつつ見直しを行い適切な人員配置を行う。

「危機管理マニュアル」（提出-規程集 19）については、必要に応じて見直しを行い、内容を追加していく。

事業活動収支は支出超過が続いている。原因は、入学定員未充足である。入学定員の確保が喫緊の課題であり入学定員確保を図る。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 35. 学校法人北野学園寄附行為、29. 貸借対照表 [令和元年度] 30. 貸借対照表 [令和2年度] 31. 貸借対照表 [令和3年度] 20. 資金収支計算書・資金収支内訳表 [令和元年度]、21. 資金収支計算書・資金収支内訳表 [令和2年度]、22. 資金収支計算書・資金収支内訳表 [令和3年度]、26. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 [令和元年度]、27. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 [令和2年度]、28. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 [令和3年度]、32. 事業報告書 [令和3年度]

提出資料-規程集 1 学校法人北野学園寄附行為 第12条 第16条 第5条 第6条、7 学校法人北野学園常任理事会規程、55 学校法人北野学園役員
の報酬等の支給の基準、 2 学校法人北野学園組織職務権限規程、
95 学校法人北野学園理事会運営規程、3 学校法人北野学園事務
組織規程

備付資料 79. 理事長の履歴書、77. 財産目録及び計算書類 [令和元（2019）年度～令和3（2021）年度]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

- ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
- ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
- ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、学校法人の運営全般に亘って強いリーダーシップを発揮している。

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、その達成のために常に目を配り、環境の整備・改善を図っている。本学の発展に寄与できる者である。(備付-79)

理事長は、「学校法人北野学園寄附行為」(提出-35、提出-規程集 1) 第 12 条に基づき法人を代表し、その業務を総理している。

理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績である財産目録(備付-77)、貸借対照表(提出-29, 30, 31)、資金収支計算書(提出-20, 21, 22)、事業活動収支計算書(提出-26, 27, 28)並びに事業報告書(提出-32)等を評議員会に報告し意見を求めている。

理事長は「学校法人北野学園寄附行為」(提出-35、提出-規程集 1) 第 16 条に基づき理事会を開催し、学校法人の最高意思決定機関として適切に運営している。

理事会は、学校法人の事業計画、事業報告等の業務を決するとともに、理事の職務の執行を監督している。また、平成 26 年度より理事会の補完機関として学校法人全体の管理運営を協議する常任理事会を設置している。(提出-規程集 7)

理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。また、理事会は認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

理事は、学内理事、学外理事によって構成され、理事会は、短期大学発展のために必要な学内外の情報を収集し、運営に関する法的な責任があることを認識している。

理事会は、学長等の決定、事業計画及び予算計画等を決議するなど、短期大学運営に関する法的責任があることを認識している。

理事会は、「寄附行為」(提出-35、提出-規程集 1)「役員の報酬等の支給基準」(提出-規程集 55)「組織職務権限規程」(提出-規程集 2)「常任理事会規程」(提出-規程集 7)「理事会運営規程」(提出-規程集 95)「事務組織規程」(提出-規程集 3)等学校法人及び短期大学の運営に必要な規程を整備している。

理事の人数は「学校法人北野学園寄附行為」(提出-35、提出-規程集 1) 第 5 条において、理事は 7 名以上 10 名以内となっている。現在は 8 名で構成されている。

理事は建学の精神を理解し、学校法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

理事の選任については、「学校法人北野学園寄附行為」(提出-35、提出-規程集 1) 第 6 条に規定しており、理事はこれに基づき選任されている。

また、「学校教育法」第 9 条の規定は、「学校法人北野学園寄附行為」(提出-35、提出

-規程集 1) に準用されている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長は学長を兼務しており、理事長の負担を軽減させるため他の理事との協力・協調体制の強化が必要である。もとより、各理事の分掌は明確化されており、各理事はそれぞれの分掌業務を誠実に履行しているが、短期大学の置かれている状況を鑑みるに、理事長のリーダーシップのもと一層の体制強化が課題である。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 8. 上田女子短期大学学則

提出資料-規程集 20 上田女子短期大学 学則、76 学校法人北野学園上田女子短期大学学長・副学長選任規程、79 上田女子短期大学教授会規程、31 上田女子短期大学総務委員会規程、30 上田女子短期大学委員会に関する規程、24 上田女子短期大学上田女子短期大学学術研究所規程

備付資料 81. 学長個人調書、57. ウェブサイト 本学 HP「先生紹介」

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、平成 21 年 1 月に本学副学長、平成 22 年 4 月に本学学長に就任した。学長はこれまで民間会社の役員を経験するとともに、米国のマサチューセッツ工科大学院で修士課程を修了している。(備付-81) 学長は、短期大学の運営全般に適切なリーダーシップとガバナンスを発揮している。

学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

学長は、短期大学の厳しい現状を正確に把握しており、強い危機感の下に教育の質の担保、向上を第一義に大学の運営に取り組んでいる。同時に現下の社会・経済状況にあって、短期大学にはその存在意義が充分にあり、地域の高等教育機関としての負託に応えられる強みを持っていることを認識し、様々な機会にそのことを高等学校はじめ学内外に発信している。

学長は、入学式・卒業式等において、「建学の精神」を徹底し、心豊かな人間として社会に貢献できる人材を育成すべく努力している。このように、学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に努め、教学運営の職務遂行にも努めている。

学長は、「学則」(提出-8、提出-規程集 20) 等により学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続きを定めている。

学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

学長は、「学校法人北野学園上田女子短期大学学長副学長選任規程」(提出-規程集 76)により、理事長が候補を推薦し、理事会の承認を経て選任されており、教学運営の職務遂行に努めている。

学長は、教授会を「学則」(提出-8、提出-規程集 20)等の規定に基づいて、原則として毎月第 3 木曜日を定例として開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

教授会は、「上田女子短期大学教授会規程」(提出-規程集 79)に基づき、教授、准教授、専任講師、助教他で構成され、次の事項を審議し、適切に運営されている。

- (1) 学則、及び教育・研究に関する規程の制定、改廃に関する事項
- (2) 授業科目の編成及び学科課程に関する事項
- (3) 学生の入学、編入学、転学、再入学、休学、復学、退学、転科、外国人留学、帰国子女学生、社会人学生、長期履修学生、研究生及び科目等履修生に関する事項
- (4) 課程修了、卒業認定及び学位授与に関する事項
- (5) 学生の補導、賞罰に関する事項
- (6) 教育職員免許状及び保育士資格等の資格取得に関する事項
- (7) 学内行事に関する事項
- (8) 教育計画、学術研究に関する事項
- (9) その他学長が必要と認めた事項

議事録は、学生支援課が作成、整備している。

教授会は、学習成果及び三つの方針(学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、

入学者受け入れの方針)に対する認識を有している。

短期大学全般の教育研究、地域連携等についての重要事項を協議する場として、総務委員会が組織されている。学長、両学科長、事務局長に加え、附属図書館長、地域連携センター長、事務局次長等が構成員となっている。(提出-規程集 31)

教授会とは別に、学務運営を円滑に行う組織として「上田女子短期大学委員会に関する規程」(提出-規程集 30)に基づき、以下の委員会を設置している。

総務委員会 教務委員会 学生委員会 進路サポート委員会 図書館・紀要委員会 アドミッション委員会 IT・セキュリティ委員会 実習委員会 国際交流委員会 研究倫理委員会等。委員は学長より任命され、各委員会は、規程に基づいて適切に運営されている。委員会で審議された事項は、教授会の議案、報告、連絡事項となっている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

「基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題」の項目でも触れたように、短期大学の置かれた現状、本学の状況を鑑みると、定員の確保のための施策をはじめ、従来の延長線上での改革改善に留まらず、新たな発想で抜本的改革の手を打つ必要がある。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

地域に必要とされる短大になるために学長のリーダーシップのもと「大学改革」を推進するため、学長直轄組織「大学改革室」を令和2年11月に設置した。

改革の基本方針として「2+2+ α プラン」「デザイン教育の導入」「外部との連携」「連携と共創」「地域に開かれた短大」等を掲げ、各政策に取り組んでいる。構成する人員は、大学改革担当理事、両学科長、職員2名、オブザーバーとして短大事務局長が参加。月に1回程度定例会を開催し、情報共有や今後の展開について話し合いを行っている。進捗状況については教職員には説明会を行い、理事会・評議員会においても報告がなされている。

①長野県工科短期大学校との連携

令和3年1月に県内産業に必要な人材育成に特化する教育機関である長野県工科短期大学校と、互いに補完し合いながら地域社会への貢献と人材育成及び教育研究に寄与することを目的として包括連携協定を結び、令和3年度は次に挙げる事業が行われた。

各校のステークホルダーの中心である高校生へのアプローチにとどまらず、中学生のキャリア教育推進を目指し、7月に上田市内中学生が直接学内を見学・模擬授業を受講し「未来のわたし」をイメージしてもらうために長野県工科短期大学校及び本学のキャンパス内において、「中学生のキャンパスツアー」を開催した。次年度開催に向けて2月には、より多くの中学生の参加を目指して、上田市立中学校校長会の場でこの事業について説明する機会を得た。主旨・目的等を理解いただいたうえで参加者募集の協力を依頼した。

また、両校の学生を募り各校のイメージキャラクター製作に着手。学生が互いの学

校を理解することから始め、意見交換を重ねて両校の特色を活かしたキャラクターを制作した。令和4年2月には、上田駅前お城口ロータリーにてイメージキャラクターが描かれたタペストリーを展示。多くの皆様に披露する機会を得た。今後はこれをもとに、キャラクターの三次元化やアニメーション化、グッズ制作にも取り組み、オープンキャンパス等での配布など幅広い周知方法を検討していく。

他両校学生の活動としては、クリスマスプレゼント交換会を実施。学生が両校を歩き来することで、両校の連携を学生に周知する機会になったことにくわえ、コロナ禍のなかで感染防止策を徹底しつつ学生同士の交流の機会となった。

②デザイン教育の導入

上田女子短期大学の次世代教育として、本学のすべての学生たちが「表現」する力を身につける学びを実現するために、両学科共通の「デザイン教育」基盤を整備する準備に入った。このため10月、11月及び3月に担当の専任教員を採用した。今年度はこれらの教員らとともに下記のような基本戦略のもと、来年度開講予定のデザイン系科目の設計にあたった。さらに来年度、「ビジネスデザイン」のパイロット・プロジェクトとして、現在、志望学生の協力を得て、「和菓子プロジェクト」を試験的に実施している。

【デザイン教育の基本戦略】

- 1) デザイン・プラットフォームの整備……本学の多様な教育内容に「デザイン思考と技法」を組み込めるよう支援するチームの組成とその活用拠点となる表現工房の整備(現工作室を予定)。これらのチームは学内外でアート&デザインの講義や参加体験型ワークショップを開催する。
- 2) 「プロジェクトの学び」の創設……複数の授業を有機的に結びつけ、ひとつの「プロジェクト」として行う「プロジェクトの学び」の実施。プロジェクトとは学びのプロセスと成果を、この社会の具体的な意味と価値に結びつける新たな学びの形である。「プロジェクトの学び」を通して、学生たちは、近い専門どうしの相乗効果や異なる専門のぶつかり合いをとおして表現の力と可能性を発見し、共創する力を獲得する。
- 3) 「学びの展覧会」……本学の多様な教育が各学年末、学期末、オープンキャンパスなどにおいて、それぞれの学びの成果を展覧会形式で公開発表するプログラム。展覧会を実現する授業には、展示制作支援など何らかのインセンティブも検討。展覧会では、両学科の複数年次の学生たち、そして教員たちがお互いの学びを見て楽しみ、それぞれの良さを知ること、学び合いが生まれる。

③2+2+αプラン

新型コロナ・パンデミックが続く中、対面活動が著しく制限され、当初、注力していた2番目の「2」(卒業後2年間の勤務先企業・保育所・幼稚園等との連携教育または進学【3年次編入】)への理解と協力を関係者に求める活動は最小限にとどめざるを得なかった。

そのため、重心を1番目の「2」(上記①の活動)に移し、まずは本学教職員の理解と協力を得るために、全教職員を対象とした説明会と対話の会を順次開催している。

同時に、コロナ後の動向を見据えて、他の高等教育機関をはじめ、市町村や県、関係

諸団体との連携を深める活動も継続的におこなっている。

具体的には、昨年度に実施した「地域から価値を持続的に創出するエコシステム(地域価値エコシステム)の実現にむけた実証調査」事業(内閣府知的財産戦略推進事務局:事務局業務の一部を受託)の実施母体であった「ものづくり×デザインング協議会」のネットワークをもとに、上田市、長野県、市内5大学、他の芸術系大学(京都芸術大学ほか)、商工会議所、AREC等との関係強化に力を入れ、プランの実現にむけて地歩を固めつつある。

④その他

○学生有志によるフリーペーパー制作

本学の魅力をより地域に浸透させるツールとして、内容の考案、デザイン、撮影のすべてを学生自身が行うフリーペーパー「Twinkle」を創刊。第一弾としては本学近隣の紹介と学内の施設紹介。第二弾はサークル紹介をテーマに作成した。今後はオープンキャンパスでの配布だけに止まらず、上田市内の飲食店や公共施設等に設置を依頼し、本学のことを周知するために、多くの皆さんの目に触れる機会を模索する。

○SNS発信による広報強化

令和2年12月より、若手事務職員を中心にインスタグラムを開設し「上田女子短大生の日常」をテーマに、学内のイベント、学生の様子、授業風景などを写真付きで投稿している。令和2年12月時点でのフォロワー数は約190人であったが、令和4年1月現在では457人となり約2.4倍となった。

○HPの見直し

高校生に本学の教員の人物像や専門科目が伝わるよう「先生紹介」(備付-57)のページをリニューアルし、より親しみやすくわかりやすい内容にした。その内容は教員紹介チラシとして作成し、高校訪問やオープンキャンパスにて配布することで広報活動にも活用した。

○上田女子短期大学学術研究所 発足

幼児教育学科の児童文化研究所と総合文化学科の総合文化研究所を統合し、9月に「上田女子短期大学学術研究所」を立ち上げた。地域に根差した高等教育機関の研究機関として、教育研究活動事業の推進、本学教職員の研究活動支援、外部資金の獲得を行なう。(提出-規程集 24) 2月末には「上田女子短期大学学術研究所 所報(第1号)」を発行し13編の論文・研究ノート・実践報告等を掲載した。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 35. 学校法人北野学園寄附行為

提出資料-規程集 1 学校法人北野学園寄附行為 第5条 第7条 第19条 第21条
第36条、71 学校法人北野学園監事監査規程、72 学校法人北野
学園内部監査規程

備付資料 83. 監事会議事録、78. ウェブサイト 本学 HP「情報の公表—財務情報」、
76. 上田女子短期大学創立 50 周年記念事業募金 募金趣意書

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

適正な学校法人運営ができる体制の構築を行うためには、監事の役割が重要であり、監査体制の充実を図ることが必要である。令和 3 年度は監事会を 5 回開催して、監査体制の充実・強化を図った。(備付-83)

監事は、定員 2 名のところ、現在 2 名が就任しており、理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任している。(提出-35、提出-規程集 1 第 5 条, 第 7 条)

年度初めに監事監査計画書を作成し、学校法人北野学園寄附行為に基づいて、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。また、理事会、評議員会に出席して、学校法人の業務及び財産の状況について、意見を述べている。(提出-規程集 71)

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

毎年、監査法人と懇談会を開催し、監査法人から監査結果の報告を受け、学校法人の問題点等について意見交換を行っている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は、「学校法人北野学園寄附行為」に基づき、法人職員、卒業生、学識経験者、保護者から構成され、評議員は理事会において選出されている。

評議員の定員については、「学校法人北野学園寄附行為」に基づき、定員20名以上23名以内のところ、現在22名が就任しており（法人職員評議員8名、卒業生評議員2名、学識経験者評議員10名、保護者評議員2名）、理事の定数10名の2倍を超える数の評議員をもって組織されている。（提出-35、提出-規程集1第19条）

評議員会は、「学校法人北野学園寄附行為」の規定に基づき組織されており、理事会の諮問機関として適切に運営されている。

「学校法人北野学園寄附行為」（提出-35、提出-規程集1）第21条において、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない事項として、下記の事項を定めている。

- (1) 予算・借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄付金の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めたもの

なお、本規程は「私立学校法」の規定にも対応しており、評議員会は適正に運営されている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

「学校教育法」施行規則の規定に基づく教育情報の公表、「私立学校法」に則り、寄附行為第36条に情報の公表について規定し、これに基づき、ホームページ（備付-78）にて財務情報の公表を行っている。公表情報は、寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬基準などである。（提出-35、提出-規程集1第36条）

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

法人の経営状況及び教育全般についての取組状況などを、監事会、評議員会において報告する機会を増やすことが課題である。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

常勤理事の役割分担の明確及び協力体制の構築により、理事長の負担軽減を図った。また、理事の定数を増員し、新たに学内理事・学外理事を選任した。

各委員会について、教職員の負担が大きかったことから、一部委員会の統廃合、委員会人数の削減等を行った。

監事の監査体制の充実について、監事会の開催回数増加、監事監査計画書の作成等の充実を図った。

評議員会について、理事同様定数を増員し、新たな評議員を選任し評議員会の充実を図った。

ガバナンスについて、当初法人本部内に内部監査課を設置したが、独立性に問題があるため、新たに理事長直轄組織として「内部監査室」を設置した。（提出-規程集72）

寄附金事業について、平成29年より「上田女子短期大学夢スタート募金」を開始し、令和2年12月31日までの期間で募集を行った。令和3年度からは、新たに「上田女子短期大学創立50周年記念事業募金」を開始した。（備付-76）

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事長の職責として、大学改革について具体的な方向性と実行策を示し、その推進に学長を中心に学内が一致協力して動くように体制を整える方針である。

新たな発想で抜本的改革のための施策とともに、教職員が一致協力してその推進に当たる体制の構築に、学長として当面最優先で実効性をあげていく。

監事による監査体制の充実については、監事監査に必要な情報提供の機会を増やすことが重要であり、監事会の開催回数の増加及び業務監査の充実、特に、教学監査体制の充実を図っていく。

評議員会についても、学校法人内外の情報を正確に提供して、評議員会の充実を図っていく。

お わ り に

本学は、平成 27（2015）年に、一般財団法人短期大学基準協会による 2 度目の認証評価（第三者評価）を受け、平成 28 年 3 月 10 日付で「適格」と認められている。

きたる令和 4（2022）年度は、3 度目の認証評価を受ける年度にあたり、ここに作成した「令和 3 年度 自己点検・評価報告書」は、その主たる評価資料となるものである。

もとより本学では、一般財団法人短期大学基準協会の評価基準にしたがい、日ごろから、全教職員が自己点検・評価の意識を高く持ち、教育・研究活動に努めている。

しかしながら、社会の変貌は、我々の予測・期待を超えるものがある。この 2 年、全世界は、新型コロナ・ウイルスの感染拡大に翻弄され、いまだ収束の兆しは見えていない。誰もが経験したことのない社会状況の中で、いかにしてあるべき教育・研究を具現化していくかが、問われ続けている。

本報告書の執筆を通して、現状を打破し、新しい局面を開いていくには、何が必要かを、それぞれの立場において我々は、改めて自覚することとなった。次年度以降の課題も、それぞれの箇所に挙げられている。その実行と検証は、次年度報告書に盛り込んでいく。

本報告書をまとめるにあたり、ご尽力いただいた全学の関係者各位に、感謝いたします。公開を機に、多くの方にご覧いただき、ご批評を賜れば幸いです。

令和 4 年 6 月
上田女子短期大学
A L O 大橋敦夫